

14. 4-814



1200501208745

14.4

814

X

複写



始





皇紀・2595  
西紀・1935

一番味のよし醤油



名譽金牌



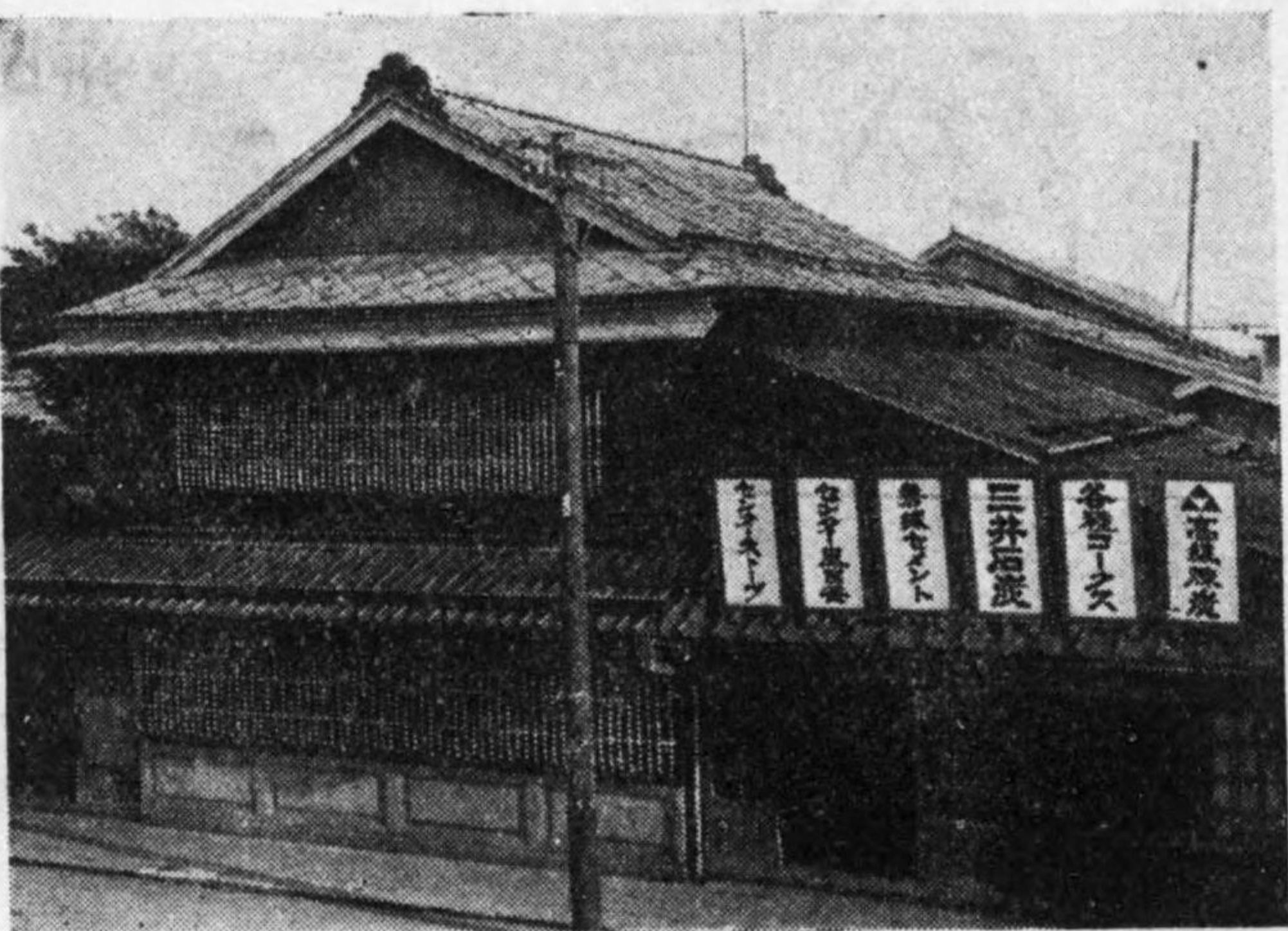
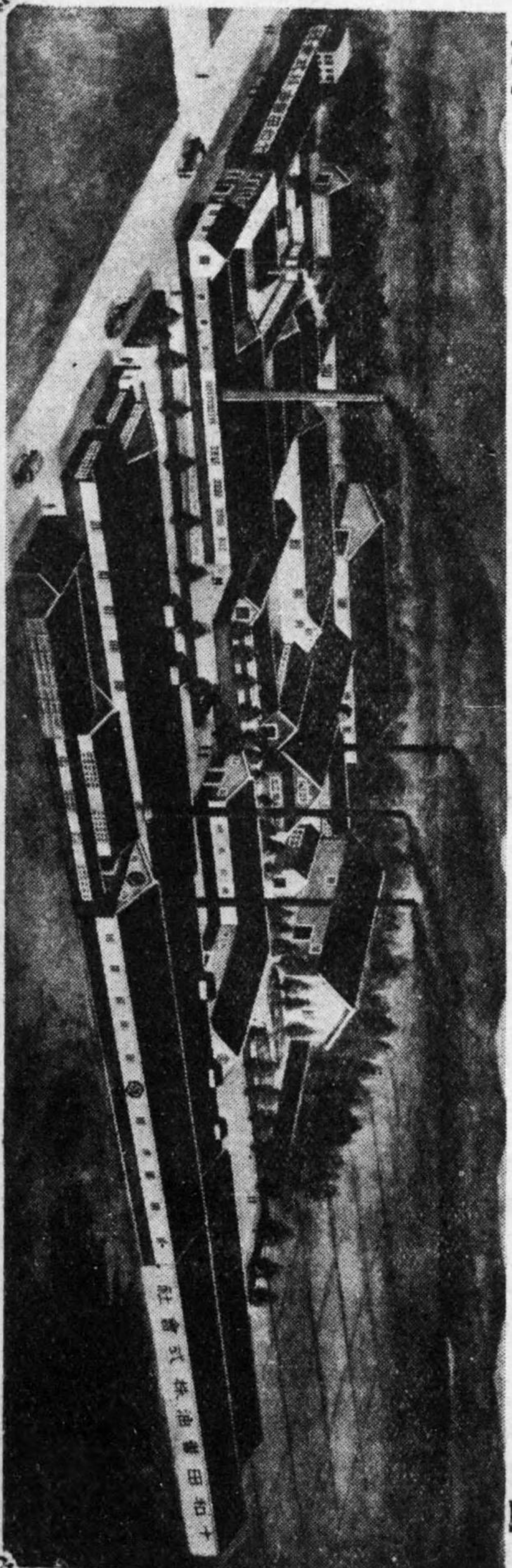
トラタ

キツコーカン

十和田醤油株式会社

第一工場 五戸町 本店 電話長一 番  
 第二工場 青森市 支店 電話長一三〇〇番

日本一の味醤油



三井物産石炭部專屬賣炭所  
 センター・ストーブ代理店  
 センター・風呂釜代理店  
 ▲ミツウロコ豆炭代理店

青森市大町四丁目

サ 佐々木彦太郎

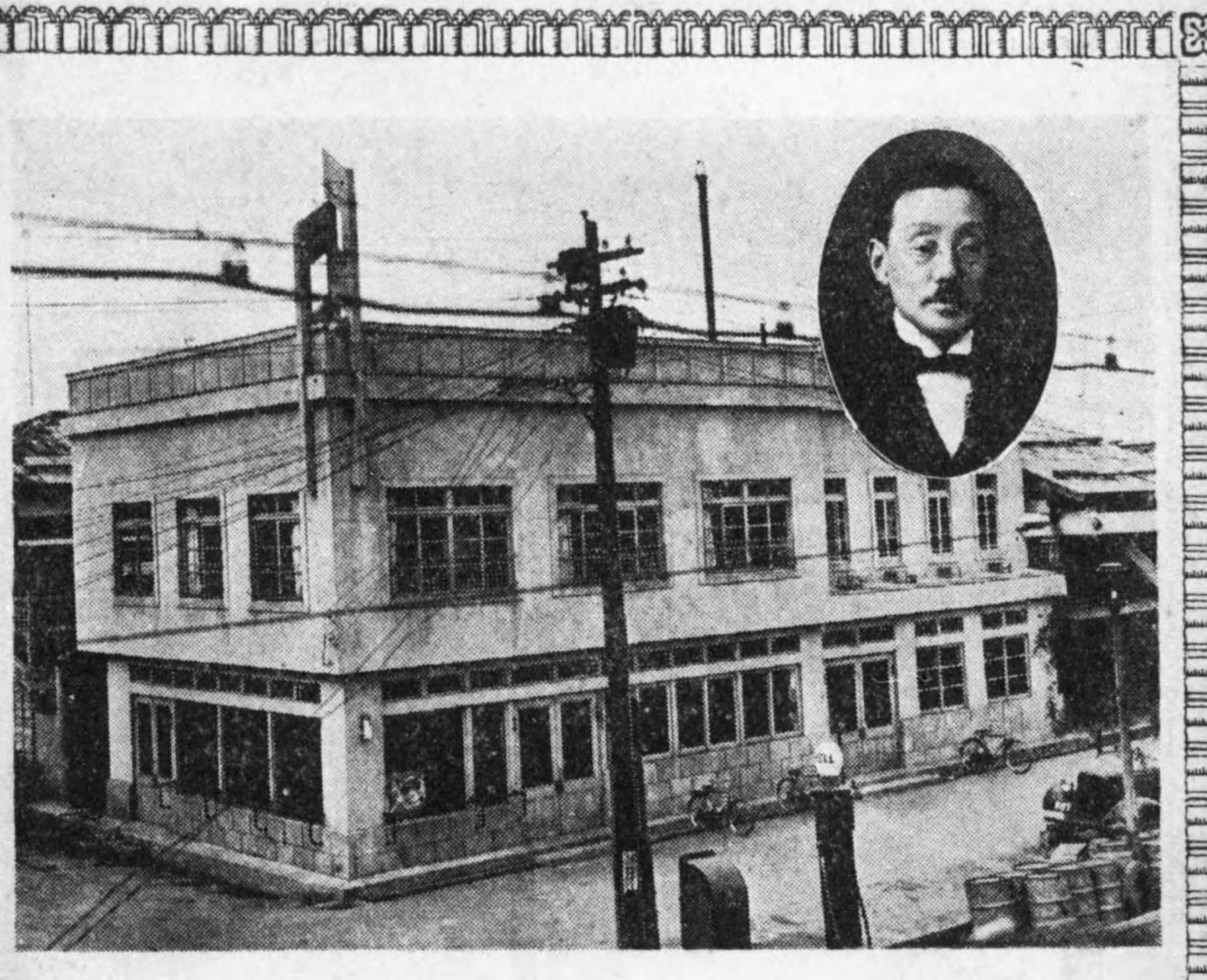
電話 八〇三番

磐城セメント青森秋田山形三縣代理店  
 セメント防水劑ウオータイト代理店  
 朝日スレート煙突青森縣總代理店

年五十九百五千二元紀位即皇天武神  
**曆方地年十和昭**  
 【年四十二正大】 西曆 1935 【年八十六治明】

冬	立	中	二	大	夏	入	立	立	大	大	新	明	神	秋	海	天	神	春	陸	地	紀	新	元	四
至	秋	秋	百	秋	至	梅	夏	春	寒	大	新	治	神	皇	軍	長	武	皇	軍	紀	元	新	元	四
十二月廿三日	十一月八日	九月十二日	九月八日	七月二十四日	六月二十二日	六月十二日	五月六日	二月五日	二月二十一日	二月二十五日	十一月廿三日	十一月三日	十月十七日	九月二十四日	五月二十七日	四月二十九日	四月三日	三月二十一日	三月十日	三月六日	二月十一日	二月五日	一月三日	一月一日

至十一年六月		自十一年七月		至十一年六月		自十一年七月					
7	14	21	28	7	14	21	28	招魂祭	招魂祭	大日如來例祭	大日如來例祭
4	11	18	25	4	11	18	25	祭法	祭法	五月十日(舊四月八日)	五月十日(舊四月八日)
1	8	15	22	1	8	15	22	祭法	祭法	五月廿一日(舊四月十九日)	五月廿一日(舊四月十九日)
6	13	20	27	6	13	20	27	祭法	祭法	五月廿八日(舊四月廿六日)	五月廿八日(舊四月廿六日)
3	10	17	24	3	10	17	24	祭法	祭法	六月九日(舊五月八日)	六月九日(舊五月八日)
1	8	15	22	1	8	15	22	祭法	祭法	六月廿二日(舊五月廿一日)	六月廿二日(舊五月廿一日)
5	12	19	26	5	12	19	26	祭法	祭法	七月四日(舊六月三日)	七月四日(舊六月三日)
2	9	16	23	2	9	16	23	祭法	祭法	七月十七日(舊六月十六日)	七月十七日(舊六月十六日)
1	8	15	22	1	8	15	22	祭法	祭法	七月廿九日(舊六月廿八日)	七月廿九日(舊六月廿八日)
5	12	19	26	5	12	19	26	祭法	祭法	八月十一日(舊七月十日)	八月十一日(舊七月十日)
3	10	17	24	3	10	17	24	祭法	祭法	八月廿三日(舊七月廿二日)	八月廿三日(舊七月廿二日)
7	14	21	28	7	14	21	28	祭法	祭法	九月四日(舊八月三日)	九月四日(舊八月三日)



**青森県 日本ゼネラルモーター株式会社**  
 青森市濱町五十一番地  
**横内モーター商會**  
 (電話一、二五〇、五五八)  
 出張所 弘前市驛前 (電話八七二番)  
 八戸市十八日町 (電話八一九番)

**青森市濱町九十四番地**  
**東北タンク商會**  
 社長 **横内忠作**  
 電話 (五三〇七、三四〇)

**目品業營**  
 揮發油、燈油、重油、輕油、各種機械油、魚油、  
 白綾、胡麻油、洋蠟燭、コシメ油、砂糖、小麥粉、  
 麵類、水飴、銘茶、各種石鹼、洗濯曹達、燐寸、  
 和洋菓子  
**ライジングサン石油株式會社代理店**



光田寺村自治功勞者表彰  
木造町表彰  
青森銀行協會表彰  
青森縣同業組合表彰  
弘前吳服組合表彰  
八戸商工會勤績者表彰  
縣自動車協會表彰  
上北木炭組合表彰  
昭和謝恩會表彰  
模範青年團員

東郡  
西郡  
中郡  
南郡  
北郡  
上北郡  
下北郡  
三戸郡  
模範處女會員  
東郡  
西郡  
中郡  
南郡  
北郡  
上北郡  
下北郡  
三戸郡

海軍省功勞者表彰  
大湊要港部表彰  
佩章受章者  
青運事無事故表彰  
橋本こと有功章授與

三、土地・人口

帝國の面積概要  
縣の面積表  
位置の概観  
地勢  
山嶽  
河川  
湖沼  
港灣  
地質  
沿革  
縣廳所在地  
極所の緯度  
本縣郡市別面積

山嶽  
河川  
湖沼  
港灣  
地質  
沿革  
縣廳所在地  
極所の緯度  
本縣郡市別面積

本縣郡市別面積  
市町村別現住人口  
郡市別人口動態對照表  
職業別現住人口  
人口動態月別表

二

國內在留外國人  
在外本邦人  
縣内在留外國人  
本縣南米ブラジル移住者  
本縣滿洲自衛移民  
北海道行本縣移民  
東北の人口構成に於ける特異性の概観

一、人口  
二、人口の増加  
三、體性  
四、年令  
五、配偶關係  
六、産業  
七、普通選舉  
本縣に於ける九年中の出生死亡數

昭九年青森の氣象概況  
昭和九年年度月別最高最低氣温及平均氣温  
青森平均氣壓、氣温濕度表  
九年度稻作期に於ける津輕、南部地方の氣象比較  
津輕海峽水溫と太平洋沿岸の海水水溫比較  
各年平均表面水溫比較  
九年度月別暴風日數及最大風速

暴風雨特記  
地震概況及發生數  
有感無感月別表  
九年度天氣日數  
降水日數  
初雪、昭和九年十一月九日  
終雪、昭和十年四月三十日  
昭和九年年度の薄雪  
本縣凶作年の降雪量  
最近十ヶ年の最多降雪量、最深積雪量  
總降雪量比較表  
本縣氣象上の最高及最低記錄

初霜、昭和九年十月七日  
終霜、昭和十年五月四日  
節季及雜節氣象  
動物季節節候觀測  
八戸國立測候所建設  
田名部測候所支所  
梅雨期の青森縣  
青森縣氣象協會

政界展望  
概観  
齋藤内閣の居据  
齋藤内閣の延命策

政民聯携運動  
大藏省事件起る  
岡田内閣の出現  
岡田内閣組織の經過  
岡田内閣成る  
政友會の態度  
政務官の任命  
帝人事件起る  
元商相中島男起訴  
三土前鐵相收容  
政黨の黨費公募  
政友會臨時議會を要望  
關西の風害と東北の冷害  
在滿鐵構問題の紛糾  
内閣書記官長の更迭  
兒玉秀雄伯拓務大臣に親任  
關東軍司令官の更迭  
十年度豫算案の編成  
藤井藏相辭職  
若槻民政黨總裁辭任  
臨時議會開會  
秋田衆議院議長政友脫黨  
高木正年翁逝去  
地方官大異動  
在滿鐵構改組成る  
地方行政機構改革  
帝人事件の豫審終結  
國策審議會設置決定  
第六十七議會の開會  
岡田首相三黨首と會見  
各政黨の大會  
政友會大會  
民政黨大會

國民同盟大會  
國務大臣の演說と議員の質問  
議會中重大なる論議  
人權蹂躪問題  
國體に關する決議案  
憲政功勞者を表彰  
第六十七議會の成績  
内閣審議會及内閣調査局  
内閣調査局官制決定  
内閣審議會設置問題  
政民連繫委員會  
地方長官會議  
内閣審議會の成立と今後の政局  
貴族院議員名簿  
衆議院議員各機關一覽  
立憲政友會各機關一覽  
立憲民政黨  
國民同盟  
社會大衆黨  
明倫會  
縣政界展望  
概観  
政變に對して政友支部決議  
兼田氏政務官に就任  
藤崎町會の紛糾  
縣下右傾團體擡頭  
大統社創立  
八戸政黨解消聯盟發會式  
昭和維新突擊隊

昭和神聖會奧羽本部發會式  
立憲養正會の運動  
全農縣聯合會大會  
松野代議士の來縣  
東方會支部執行委員會  
三市長選舉  
弘前市長選舉  
八戸市長選舉  
青森市長選舉  
三派鼎立  
小林知事幹旋  
青平政友聯盟八戸支部總會  
六縣知事地方救濟要望  
政友支部總會  
民政黨支部總會  
工藤代議士の振興對策案  
東北廳設置の議起る  
青森市會議員歳費値上げ問題  
選舉肅正委員會の設置  
本年の縣議總選舉  
選舉肅正委員會  
小林知事の政爭解消運動

現代顯官錄  
縣行政概観  
知事官房主事廢止  
本縣知事更迭  
田中內務部長辭表提出  
矢野學務部長轉任  
經濟部新設に伴ふ異動

縣廳評の廢合  
土木事務分掌規程改正  
青森縣通常縣會問題  
市町村吏員互助會組織  
青森縣廳法規審議會  
青森縣振興委員會  
行政の諸問題  
市町村合併問題  
十和田國立公園問題  
十和田漁業權問題  
電氣局不當支出問題  
町村財政直し  
市町村行政監査  
市々勢大觀  
青森市  
弘前市  
八戸市

在本邦各國大使一覽表  
駐外大使及領事官  
華府條約內容  
倫敦條約內容  
帝國外交  
概説  
日滿親善  
日米外交  
日支外交  
日露外交  
一年中の主なる外交  
一般軍縮會議  
倫敦軍縮豫備交涉  
帝國華府條約廢止通告







昭和十年度に於ける特  
殊な施設並に方針

高等學校  
弘前高等學校學級及生  
徒數  
昭和九年卒業生氏名  
及び方向  
青森縣國民精神文化講習  
所  
滿洲國留學生  
青森縣教育會  
縣教職員互助會  
三ツ目内寺小屋問題  
一五、社會教育

青年學校  
青年訓練所  
郡市別青訓數一覽  
實業補習學校  
青年團  
處女會  
各市町村青年團・處女會  
一覽  
成人教育  
圖書館  
少年少女團  
婦人會  
戶主會  
社會教化  
民衆娛樂  
生活改善  
其他社會教育施設  
少年赤十字

一六、社會事業

縣社會事業概況  
社會事業關係資金  
縣社會事業協會  
縣社會事業主要事業  
救護  
罹災救助基金  
昭和九年救護狀況調  
査  
昭和九年軍事救護狀況  
調査  
救護種類別救護  
被救護者種類別救護狀況  
軍事救護費豫算決算額  
調査

行旅病人表  
行旅死亡人表  
授産事業  
人事相談所寄附金  
人事相談所取扱件數調  
査  
農村季節的托兒所  
夏季兒童保護所  
青森保護所  
八戸保護所  
虛弱兒童體格檢査表  
縣下幼稚園一覽  
青森幼稚園敷地問題  
感化事業  
青森學園  
青森縣慈惠會  
縣下公益質屋一覽  
公益質屋成績表

一七、司法・警察

失業保護  
縣内職業紹介所の規模  
一覽  
移植民獎勵  
方面委員數  
日本赤十字社青森支部  
赤十字社々員  
愛國婦人會縣支部  
孤兒貧兒虛弱兒保護事業  
弘前愛成園  
青森同情園  
盲啞教育團體  
八戸盲啞學校  
青森盲啞學校  
保育事業團體  
教化事業團體  
出稼者保護組合  
婦女身賣防止運動  
皇太后宮より眞綿下賜

司法概況  
最近五ヶ年地方刑事事  
件新受件數比較表  
最近五ヶ年區裁判所民事  
案件新受件數累年比較  
表  
最近五ヶ年區裁判所刑事  
案件新受件數累年比較  
表  
民事訴訟事件金額價額階  
級調査

一八、衛生

貸座敷料理店轉業  
轉向者の會  
概況  
傳染病患者郡市別表  
傳染病患者月別表  
トヲホーム檢診成績表  
職業別死亡病類別表  
乳幼兒死亡狀況病類別調  
査  
乳幼兒死亡年齡別調  
査  
産婆現在數  
鍼術、灸術、按摩術業者  
現在數  
看護婦現在數  
看護婦現在數  
産婆なき町村  
産婆なき町村  
縣藥の配布  
縣藥配給戸數及數量調  
査  
北部保嬰院  
收容患者定員及現在數  
昭和九年度中の行事  
收容患者地方別調  
査  
縣下理髮業及療術行為者  
衛生設備一齊取締の狀  
況  
下賜金による本縣醫療救  
護  
救護者年齡別表  
下賜金治療以外の本縣醫  
療救護  
組合病院  
縣衛生協會の事業

健康相談所  
赤十字社でトラホーム  
撲滅計畫  
一九、土木・建築  
縣土木建築界概況  
凶作救濟土木事業  
昭和十年度土木費豫算出  
張所配付額  
昭和九年災害土木  
青森都市計畫  
沖浦堰堤改修に伴ふ土木  
課電氣局の對立  
完成又は進行中の大工事  
青森築港現況  
八戸港  
鯉ヶ澤港修築  
小泊港修築  
堤川漁港改修  
岩木川改修  
山田川改修工事  
七戸川改修  
飯詰川改修  
十川改修  
浅瀨石川改修  
駒込川改修  
大穴貯水池改修  
昭和更生部落  
國道改良事業  
青岩橋架替  
青保事管内鐵道工事  
市町村に於ける主要土木  
建築工事

二〇、交通・通信

國有鐵道  
昭和九年鐵道貨物品  
名別内譯  
管内各驛降人員及收  
入  
管内各驛有貨物發着  
量及收入表  
新驛開業改築  
青森驛改築  
列車時刻大改正  
弘前中心のガンリンカ  
一運轉  
一二等客車連結中止  
林檎列車  
運賃特別賃額  
林檎  
木材  
薬工品(筵俵類、薬繩)  
運送店業績

私設鐵道

青函連絡船  
弘南鐵道  
十和田鐵道  
津輕鐵道  
五戸電氣鐵道  
田名部運輸鐵道  
森林鐵道  
青森港概況  
青森港外國貿易  
昭和九年青森港貿易  
青森港との取引國  
關稅收入と噸稅收入  
青森港曳船専用ランヂ  
及解數  
重要汽船代理店  
青森港海運回漕業者幹  
部  
船舶給水料金  
青森港中心の各定期航  
路  
海事部設置問題  
青森市設魚市場問題  
青森築港年限短縮と國  
庫補助額運動  
鮮満出荷組合  
堤川活用計畫  
八戸港  
八戸港の海運業者  
ランヂ及解數  
海運業者別所有荷捌倉  
庫坪數

八

民事訴訟事件種別表  
金錢債務臨時調停事件調  
同期間に於て既済となり  
たる金錢債務臨時調停  
事件の種別表  
青森刑務所  
警察概況  
本縣別犯罪  
本縣の事故  
自殺者調査  
災害其他事故による死傷  
者事故別調査  
火災各署月別損害見積表  
既往十ヶ年間に於ける火災原因調  
査  
消防組一覽表  
火災損害累年各署別表  
消防幹部停年制實施  
消防防援團體調査  
各署種類別仰筒數  
遺失物及拾得物  
活動寫眞無料興行回數  
活動寫眞興行回數  
旅館、料理店カフエー、  
飲食店  
浴場、理髮、女髪結  
藝妓、酌婦、女給  
狩獵免狀受拂表  
狩獵免許者に依り捕獲さ  
れたる鳥獸調査  
鳥獸狩獵期日  
水産動物採取制限禁止  
女給服裝統一さる

青函連絡船  
弘南鐵道  
十和田鐵道  
津輕鐵道  
五戸電氣鐵道  
田名部運輸鐵道  
森林鐵道  
青森港概況  
青森港外國貿易  
昭和九年青森港貿易  
青森港との取引國  
關稅收入と噸稅收入  
青森港曳船専用ランヂ  
及解數  
重要汽船代理店  
青森港海運回漕業者幹  
部  
船舶給水料金  
青森港中心の各定期航  
路  
海事部設置問題  
青森市設魚市場問題  
青森築港年限短縮と國  
庫補助額運動  
鮮満出荷組合  
堤川活用計畫  
八戸港  
八戸港の海運業者  
ランヂ及解數  
海運業者別所有荷捌倉  
庫坪數

八戸港を經由する航路	四三三	大湊一石ノ巻無着往復	四六一	海軍飛行第十一大隊入隊者	四四六	小作紛議防止委員會	四三三
八戸港重要港灣問題	四三三	飛行	四六一	昭和十年度所澤飛行學	四四七	小作紛議防止委員會	四三三
八戸港税關支所設置問題	四三三	厚岸飛行演習	四六一	航空法施行細則公布	四四七	小作紛議發生解決一覽表	四三三
昭和八年度縣下各港移出入貨物	四三三	オミ一三二號不時着	四六一	青森縣飛行獎勵會	四四七	小作調停事件受理及結果調	四三三
昭和八年度縣下港灣品名別内譯	四三三	報國北海道號配屬	四六一	東奥日報一萬五千號記念事業	四四七	小作調停事件種類調	四三三
自動車	四三三	開隊祝賀式舉行	四六一	本社主催第一回模型飛行機競技大會	四四八	昭和十年三月末現在	四三三
十和田公園入園料問題	四三三	基本演習參加	四六一	本社主催第二回青森縣模型飛行機競技大會	四四八	昭和十年小作調停事件調	四三三
鐵道運賃制度改善	四三三	下北大防空演習	四六一	青森縣飛行機研究會	四四八	一月三月末現在	四三三
十和田省營バス	四三三	小樽飛行決行不時着し	四六一	働いた金でグライダーを作る	四四八	健康保險概況	四三三
田子町營バス	四三三	難澁を重ねた小樽往復飛行	四六一	八日市飛行隊十二機飛來	四四八	被保險者標準報酬平均日額	四三三
三戸町營バス	四三三	昭和十年	四六一	大湊航空隊見學—青森縣飛行獎勵會主催	四四八	保險給付の件數日數及費用額(昭和八年度)	四三三
陸奥バス、金木自動車買収	四三三	一〇五號大畑海岸に不時着	四六一	本縣左翼運動概況	四四八	職業紹介概観	四三三
タクシール料金値下	四三三	報國北海道號墜落、搭乗者負傷	四六一	今年同盟罷業	四四八	昭和九年中紹介所別取扱成績	四三三
小型自動車進出	四三三	霞ヶ浦長距離飛行決行	四六一	弘前第一本耕地組合	四四八	一般職業紹介	四三三
青森市營自動車	四三三	オミ一三一號墜落、高橋一空絶命	四六一	西郡岩崎村松神開墾事業	四四八	日備労働紹介	四三三
八戸市營乗合自動車	四三三	大湊に飛來した各航空隊飛行機	四六一	青森造船業	四四八	出稼漁夫職業紹介	四三三
弘前乗合自動車會社	四三三	樺山海軍用地	四六一	本縣右翼運動概況	四四八	昭和九年本縣出稼漁雜夫市町村別調	四三三
縣下主要郵便局事務概要	四三三	本縣關係の重なる飛行記録	四六一	縣下の右翼團體(十年四月現在)	四四八	(昭和九年三月末現在)縣統計課調	四三三
縣下局別電話加入者數調	四三三	陸軍關係	四六一	本縣農民運動概況	四四八	本縣失業者推定數(十年五月一日現在)	四三三
傳書鳩四百、六百軒競翔大會成績	四三三	民間關係	四六一	全縣縣聯新役員	四四八	精華部創立	四三三
二、航空	四三三	係者	四六一	小作紛議防止委員會	四四八	二、婦人家庭	四三三
本縣航空界概況	四三三	民間	四六一		四四八		四三三
大湊海軍航空隊整備狀況	四三三	陸軍	四六一		四四八		四三三
活躍狀況	四三三		四六一		四四八		四三三
昭和九年	四三三		四六一		四四八		四三三
北洋號遭難	四三三		四六一		四四八		四三三

本縣女子教育の新傾向	四六〇	仰ぎ愛婦總會開催の計畫	四六九	歌の部	四八〇	聯珠	四八八
女子體育の傾向	四六〇	二、學藝・出版	四六九	俳句の部	四八〇	青森市	四八八
一般の傾向	四六〇	文藝	四六九	川柳の部	四八〇	弘前市	四八八
女學生の體育	四六〇	縣文壇の現状	四六九	主なる縣人刊行物	四八〇	南津輕郡	四八八
女子の健康狀態	四六〇	詩壇	四六九	縣下發行新聞雜誌調	四八〇	上北郡	四八八
民衆の體育傾向	四六〇	歌壇	四六九	田村倬氏東京轉任	四八〇	北津輕郡	四八八
啓蒙的な團體の活動	四六〇	俳壇	四六九	二、趣味・娛樂	四八〇	上北郡	四八八
青森婦人公論グループ	四六〇	柳壇	四六九	演藝	四八〇	北津輕郡	四八八
友の會	四六〇	東奥文壇及弘新文藝の狀況	四六九	九年度の青森演藝界	四八〇	南津輕郡	四八八
新城市更生婦人會	四六〇	美術	四六九	重なる演藝	四八〇	上北郡	四八八
縣で指導の婦人團體	四六〇	本縣出身の主なる美術家	四六九	九年度の青森映畫界	四八〇	北津輕郡	四八八
東郡	四六〇	日本畫	四六九	邦畫界	四八〇	上北郡	四八八
西郡	四六〇	洋畫	四六九	主なる上映映畫	四八〇	北津輕郡	四八八
中郡	四六〇	彫刻	四六九	映畫說明者技士試驗	四八〇	上北郡	四八八
南郡	四六〇	工藝	四六九	縣下主要映畫演劇場調	四八〇	北津輕郡	四八八
北郡	四六〇	書道	四六九	園藝	四八〇	上北郡	四八八
上北郡	四六〇	縣名勝地展	四六九	各地の團體及有段者大	四八〇	北津輕郡	四八八
下北郡	四六〇	第四回東奥美術展	四六九	會記	四八〇	南津輕郡	四八八
三戸郡	四六〇	本縣湖沼に新説	四六九	青森市	四八〇	上北郡	四八八
八戸市	四六〇	十二湖水河成因説覆る	四六九	弘前市	四八〇	北津輕郡	四八八
弘前市	四六〇	うぐひの珍種發見さる	四六九	青森市	四八〇	上北郡	四八八
青森市	四六〇	海猫の移動棲息を發見	四六九	八戸市	四八〇	北津輕郡	四八八
第九回赤ちゃん展覽會	四六〇	八戸水族館設立	四六九	東津輕郡	四八〇	上北郡	四八八
出稼婦女郡市別調	四六〇	齋藤報恩會學術研究補助	四六九	西津輕郡	四八〇	北津輕郡	四八八
最近の結髪化粧の傾向	四六〇	青森縣博物館開催	四六九	南津輕郡	四八〇	上北郡	四八八
田名部町	四六〇	出版	四六九	北津輕郡	四八〇	上北郡	四八八
三本木町	四六〇	縣内發行の諸雜誌	四六九	上北郡	四八〇	北津輕郡	四八八
五所川原町	四六〇	詩の部	四六九	下北郡	四八〇	上北郡	四八八
主婦の日歸り見學會	四六〇		四六九	三戸郡	四八〇	上北郡	四八八
秩父宮妃殿下の台臨を	四六〇		四六九		四八〇	上北郡	四八八

目次

第八師團熱河作戦の歌 491
第八師團遼西警備の歌 491
スキーク 491
スキーク小唄 491
青森市 492
弘前市 492
八戸市 492
西津軽郡 492
南津軽郡 492
北津軽郡 492
上北郡 492
三戸郡 492

愛禽界 492
青森市 492
弘前市 492
東津軽郡 492
南津軽郡 492
北津軽郡 492
上北郡 492
犬 492
犬の品種展 492
本縣最初の軍用候補犬 492
犬の團體 492
青森市 492
弘前市 492
八戸市 492
北津軽郡 492
上北郡 492
茶の湯 492
青森市 492
本縣の菊花界 492
各地の團體と事業 492
青森市 492
弘前市 492
八戸市 492
青森縣菊花大會 492

下北郡 494
三戸郡 494
二六、スポーツ 494
陸上競技 494
縣體協陸上競技部聯盟 494
縣下國道走破耐久長距 494
離陸技 494
主なる競技會 494
青森縣陸上競技最高記録 494
本縣陸上競技十傑表 494
日本陸上競技聯盟公認 494
日本陸上競技公認記録 494
野球 494
庭球 494
卓球 494
籠球 494
拳闘 494
水泳 494
國際水上聯盟公認記録 494
スキーク 494
第十三回全日本スキーク 494
選手權大會記録 494
柔道 494
剣道 494
弓道 494
銃剣術・其他 494

角道の動靜 494
關西側から東京側へ再 494
度挑戦 494
清水川の横綱問題及縣 494
大の里の引退 494
大日本相撲協會 494
昭和十年大相撲勝負星 494
昭和十年大相撲勝負星 494
縣出身幕下力士十年春 494
場所成績 494
本縣出身東西幕内十兩力 494
士略歴 494
關西相撲協會番附 494
關西本場所成績 494
第四回相撲選手權大會 494
本社主催第四回青森縣相 494
撲大會 494
東京本場所(五月)成績 494
縣出身幕下力士夏場所星 494
取表 494
大の里引退興行成績 494
關東學生聯盟來襲 494
二八、一年中の主な出来事 494
遭難、椿事 494
不穩、陰謀 494
強盜 494
殺傷 494
詐欺、横領 494
大火、放火 494

二九、凶作小誌

序言 561
農事試験場の作況 561
六、九兩年の氣象比較 561
遂に凶作 561
地租免稅十一萬圓 561
要救濟戸數人口 561
御内帑金下賜 561
皇后陛下下賜品 561
各宮家下賜金 561
偷告して勤勞を勸む 561
各町村報恩祈願式 561
縣當局の活躍 561
縣會議員の活動 561
市町村長の活動 561
諸名士續々視察 561
各種團體の活動 561
救濟施設 561
濡米の市町村拂下 561
種子の給與 561
欠食兒童の救濟 561
幼弱老衰者救護 561
救濟土木事業費割當 561
縣の救濟開始 561
常備藥無償配布 561
赤十字の巡回診療 561
各方面の厚意 561
軍部幹旋 561
鐵道省の施設 561
青森營林局の事業 561
天下の同情 561
義捐金品の分配 561

恒久施設 562
郷倉下賜金、町村別割當 562
九年度新設郷倉獎勵金交付 562
九年度既設郷倉獎勵金交付 562
凶作防止指導田設置 562
特定振興農村設置 562
營林局の更生指導 562
共同作業場設置 562
各種機關新設 562
東北振興調査會組織 562
東北振興調査會 562
總會六縣知事會議の決議 562
東北振興聯盟の組織 562
東北振興同盟活躍 562

漆坂 正夫 562
エムヘレン、ラツセル 562
大平 誠 562
小笠原 勘吉 562
小山内 行 562
小久保 彌三郎 562
大久保 桃季 562
小野 桃季 562
小島 音之進 562
長部 恭平 562
小山内 健三 562
柏原 彦太郎 562
葛西 吉郎 562
川元 重次郎 562
川西 麟平 562
葛西 彌作 562
川口 靜一 562
葛西 靜一 562
葛西 靜一 562

佐藤源次郎 564
佐々木常吉 564
齊藤ひさ子 564
神徳太郎 564
鳥津圓次郎 564
進藤正義 564
鳥田玄隆 564
杉澤良太郎 564
杉森秀一郎 564
武田秀三郎 564
高村常太郎 564
田中稠八郎 564
立北福次郎 564
玉熊勘四郎 564
高橋薫太郎 564
千葉所清蔵 564
千代所清蔵 564
地代所清蔵 564
月館三治 564
對馬衛任 564
對馬佐吉 564
外崎平八郎 564
成田耕吾 564
成田萬次郎 564
中島萬次郎 564
中野龜吉 564
長尾茂助 564
成田誠一 564
西川英任 564
二川繁太郎 564
畑山福藏 564
橋本政美 564
長谷川儀三郎 564
速水彦一 564

目次

平山又三郎	六六	滿洲事變青森縣從軍者勳功錄	六六
福士兵吉	六六	上海事件	六六
藤井達也	六六	西師團戰功の歌	六六
堀利勝	六六	緒言	六六
穂積虎吉	六六	凡例	六六
細越清之助	六六	殊勳者名簿	六六
前田利見	六七	青森市	六七
丸山絃坊	六七	弘前市	六七
南良三	六七	八戸市	六七
三浦千代次郎	六七	東津輕郡	六七
三浦直哉	六七	西津輕郡	六七
三上しな	六七	中津輕郡	六七
三上專九郎	六七	南津輕郡	六七
森田盛健	六七	北津輕郡	六七
毛内千敏	六七	上北郡	六七
山内元八	六七	下北郡	六七
山下芳松	六七	三戸郡	六七
八木橋萬助	六七	勳功者名簿	六七
山口道尹	六七	青森市	六七
横山久雄	六八	弘前市	六八
和田幸吉	六八	八戸市	六八
渡邊國翁	六八	東津輕郡	六八
井沼覺五郎	六八	西津輕郡	六八
石井穰	六八	中津輕郡	六八
岩山曉	六八	南津輕郡	六八
猪股幸次郎	六八	北津輕郡	六八
上田農夫	六八	上北郡	六八
伊口倉次郎	六八	下北郡	六八
長尾道明	六八	三戸郡	六八
芳賀定次郎	六八		六八
星田初彌	六八		六八
松尾由雄	六八		六八

廣告目次

十和田醬油株式會社	表二
石炭、コークス、セメント、ストーブ	表二
佐々木彦太郎	前二
機内忠作	前二
東北タンク商會	前二
田宮川吳服店	前二
(白藤)藤田久次郎	前二
株式會社第五十九銀行	前二
青森運輸株式會社	表二
磯野回漕店	表二
青森郵船合資會社	表二
國際通運株式會社青森出張所	表二
東北商船株式會社	表二
菊屋	表二
堀内自動車商會	表二
青森縣教職員互助會指定青森洋服商業組合	表二
岡本整骨院	表二
カフェエーニユーパレス	表二
オリンピック	表二
御料理むつみ家	表二
大坂紙店	表二

- 日本食鹽回送株式會社
- 大日本鹽業株式會社
- 山下汽船株式會社
- 大連汽船株式會社
- 國際汽船株式會社
- 日之出汽船株式會社

- 北海道廳命令航路
- 金森商船株式會社
- 英國P.O.汽船株式會社

各代理店

- 海運業
- 陸送業
- 船舶給水業

青森市新濱町十一番地



青森運輸株式會社

- 神戶海上火災保險會社
- 朝日海上火災保險會社
- 大阪海上火災保險會社

代理店

受信登録(アラモリ・ウシユ)  
電話 長四一〇番  
市外通話用(専用)三番  
陸送部驛構内一、六四五番

海運業、陸送業、船内仲仕業、船業、木材筏業  
 曳船業、船舶代理業、保險代理業、倉庫業

佛郵エムエム汽船會社青森函館代理店  
 東京海上火災保險株式會社青森代理店  
 大倉火災海上保險株式會社青森代理店  
 千代田火災保險株式會社青森代理店  
 横濱海上火災保險株式會社青森代理店  
 東洋生命保險株式會社青森代理店  
 稅關貨物取扱人、海事代理店

青森市新濱町三一 (私書函青森局第四號)

企 磯 野 回 漕 店

電話長一四三番  
 振替口座小樽一五〇番  
 受電略號アラモリ・イソノ

上磯毎日定期船千代丸、大徳丸  
 青森一龍飛間、小泊一函館定期航  
 青森一函館間毎日定期船昭運丸  
 青森一函館間毎日急行便定期

①交計加盟甲種取引店  
 帝國運送計算加盟店

企 陸 送 部

電話長二一番・一四三番

路航要主扱取

青森縣、市命令北鮮定期航路 (雄基、清津、城津、西湖津、元山、新潟、船川、酒田、函館、小樽)  
 朝鮮總督府命令大連朝鮮航路 (大連、鎮南浦、仁川、釜山、荻、境、舞鶴、新舞鶴、敦賀、伏木、函館、小樽)  
 北海道廳命令函館定期航路 (函館、江差、久遠、熊石、釣掛、青苗、瀬棚、美國、古平、壽都、岩内、小樽)  
 鳥谷汽船伏木根室定期航路 (伏木、七尾、新潟、土崎、函館、釧路、厚岸、霧多布、根室)  
 樺太廳命令東海岸航路 (小樽、大泊、榮濱、東知取、敷香)  
 大阪商船内地臺灣航路 (東京、大阪、門司、基隆、高雄)  
 北日本汽船小樽名古屋航路 (東京、橫濱、四日市、名古屋)  
 北日本汽船小樽大阪航路 (門司、尾ノ道、神戸、大阪)

北日本汽船株式會社代理店

栗林商船株式會社專屬取扱店

回 漕 業

青森市新安方町二丁目角  
**青森郵船合資會社**

設立明治四十一年九月

電話事務所一〇番

荷捌所四三九番

船車連絡貨物扱所 (鐵道構内六九五番)

所有船 小 蒸 汽 船  
 通船 船 用 船 船 (曳船及乗客用)二隻  
 (七十噸級十七隻 百噸級三隻)  
 (四隻)

一日ノ荷役能力壹千五百噸以上何時ニテモ安價ニテ貨主ノ依頼ニ應ズ

代表社員 田中勇三  
 支配人 阿部梅藏

船 航 就

汽船東北丸 (總噸數一八九噸)  
 汽船陸奧灣丸 (總噸數一三四噸)  
 汽船第五當別丸 (總噸數一五噸)

年中每日往復  
 青森灣內  
 定期航路



東 北 商 船 株 式 會 社

青森市新濱町四丁目角  
 電話一四三九番 (公會の邊)  
 (事務所 荷捌所 ばりの)

日本郵船株式會社汽船取扱店  
 近海郵船株式會社青森事務所  
 大北火災海上運送保險株式會社代理店

海運業



國際通運株式會社青森出張所

事務所 青森市新安方町 電話 一五四番  
 荷捌所 青森市新濱町 電話 一、五四五番

近海郵船株式會社出帆

遞信省命令航路

樺太定期

午前十時出帆

○弘前丸

小樽、大泊、真岡、本斗行

○芝園丸

小樽、大泊、真岡、本斗行

每月九、十九、廿九日  
 樺太行船客鐵道連絡取扱

近海郵船會社航路函館、北海道各地、樺太各地

東京、橫濱、名古屋、大阪、神戸、門司、臺灣各地

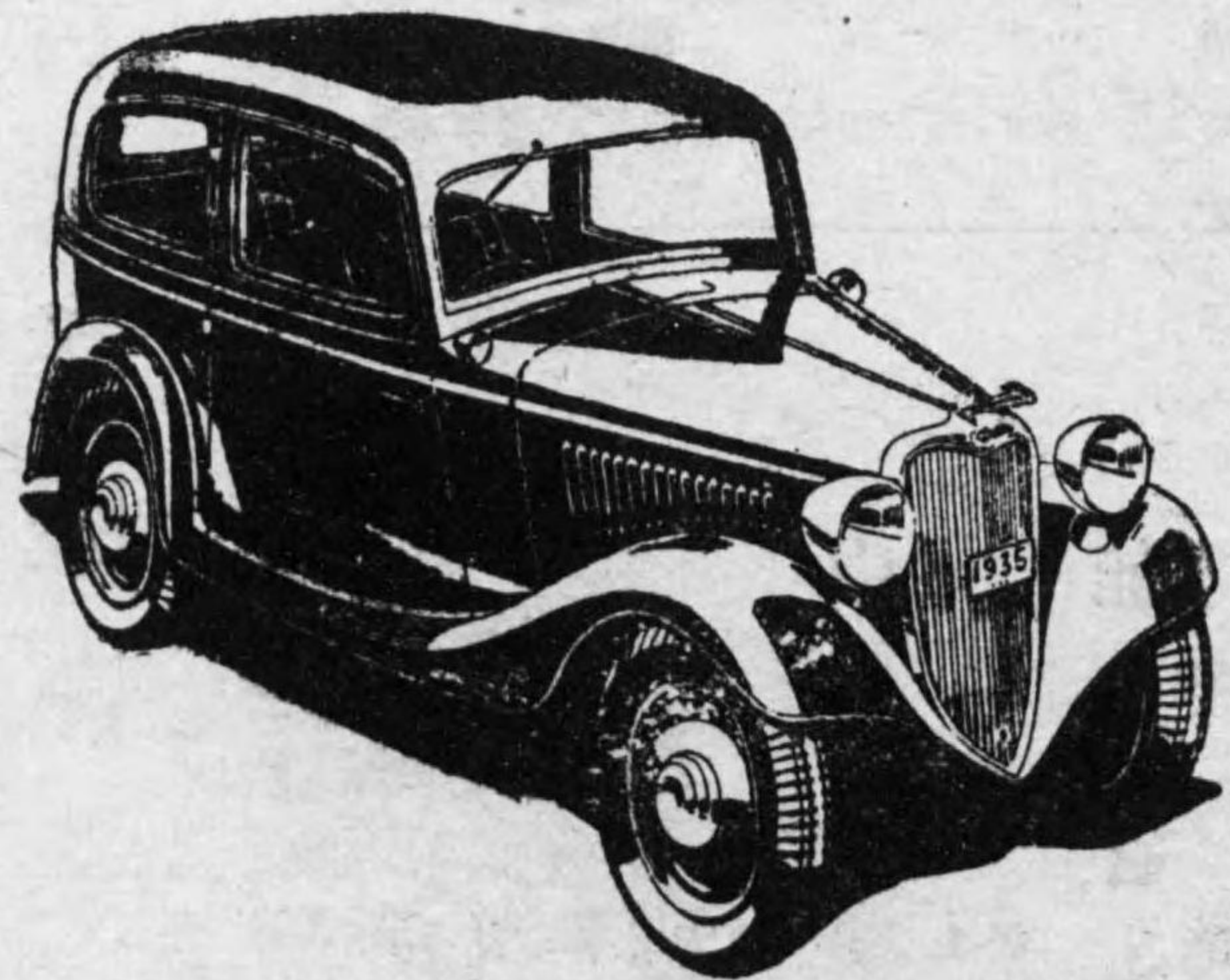
天津、香港外國各地行



# 1935年ダットサン

素晴シイ流線型小型自動車  
大量生産ニヨル純國産優秀車

1935年ノダットサン  
運轉免許ヲ得ルニ試験ヲ要シマセン  
車庫ノ設備ガイリマセン  
經費ガ非常ニ安クテ濟ミマス



青森縣特約販賣店 **堀内自動車商會**

青森市浦町橋本 電話 1714 番



# 菊屋

青森驛前通り

青森縣教職員互助會指定  
 青森市米町百十五番地  
**青森洋服商業組合**  
 電話 一、五一〇番  
 振替口座 仙臺一、六三三番

## 取次店

角田	石野	中島	村田兄弟	千葉	田中
青森市浦町	青森市浦町	青森市米町	青森市驛前	青森市驛前	青森市新町
電話一、四七二番	電話一、四七二番	電話一、五一〇番	電話一、四二九番	電話一、四二九番	電話四、九三三番
洋服店	洋服店	洋服店	洋服店	洋服店	洋服店

三浦	能登谷	中村	守屋	石岡
青森市寺町	青森市鹽町	青森市米町	青森市大町	青森市安方町
電話(呼)三三三番	電話(呼)三三三番	電話一、四〇八番	電話一、四〇八番	電話一、五一〇番
洋服店	洋服店	洋服店	洋服店	洋服店

ほねつぎ専門

## 岡本整骨院

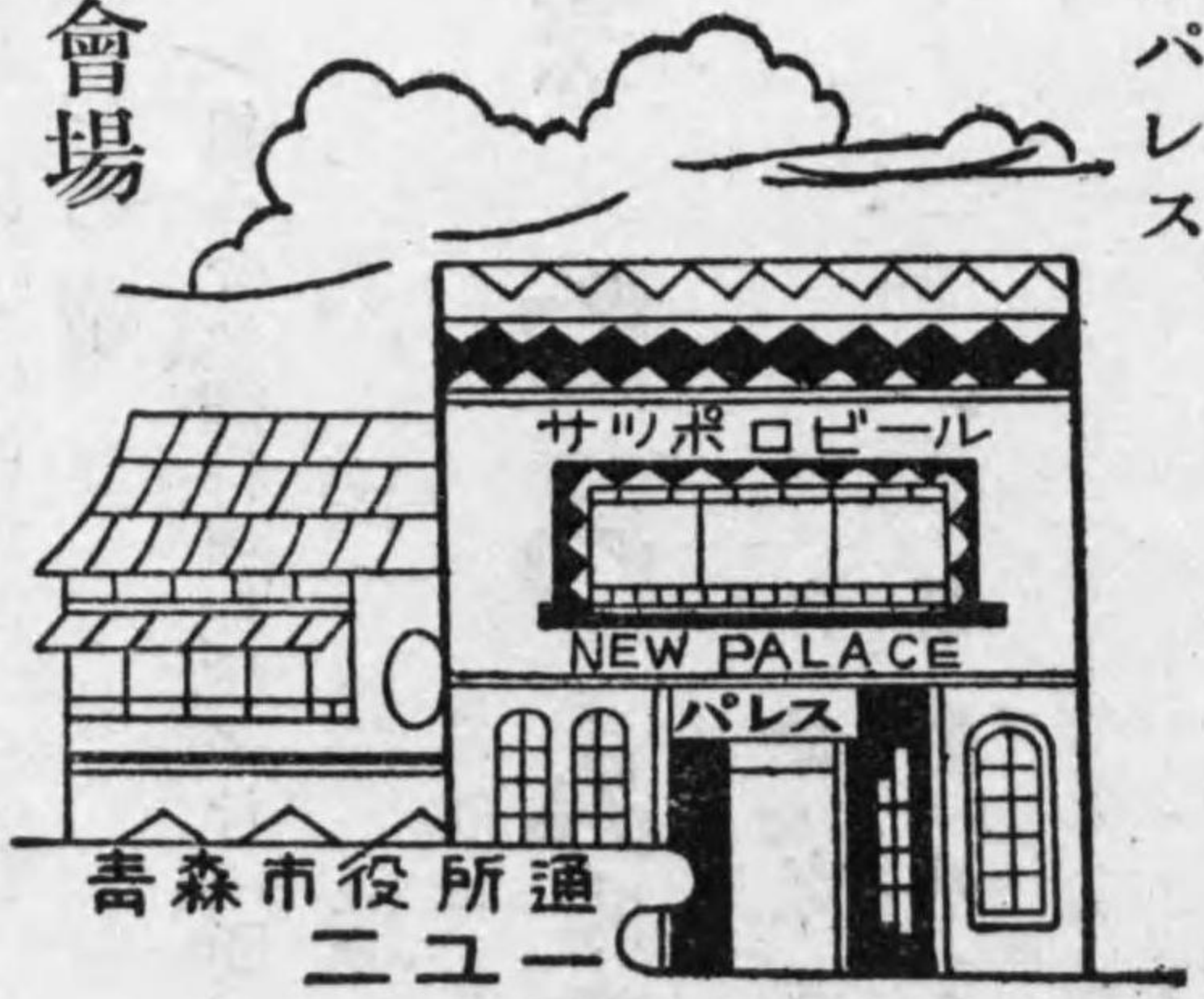
入院隨意 往診應求

青森市長嶋町縣廳西横通

電話千十一番

岡本任弘  
 高橋定繁

最も古く  
 最も新しい  
 皆様のパレス



**パレス**  
 TEL.1239

御宴會場  
 社交場として  
 是非御利用願ひます



青森市新町  
和洋紙商  
**大坂紙店**

電話 五七八番  
振替口座仙臺九一九八番

OLYMPIC

日本料理  
西洋料理  
御宴會  
御手輕料理

**オリオン**

代表的  
美人のサービス

青森市新町  
電話五〇七番

OLYMPIC

極く御手輕に……

むつの華

組み合せ御料理お銚子付一圓三十錢

割烹 **むつみ家**

青森市濱町  
電話八八番

御宴會は多少に拘らず特に勉強の上御  
相談に應じます

年七十二治明 立創



# 仁壽生命

我社の現状

我社の保険

團體特別扱

創立以來四十年堅實の歩武を進め社體鞏固眞に長期の信頼を託せらるゝに十分であります

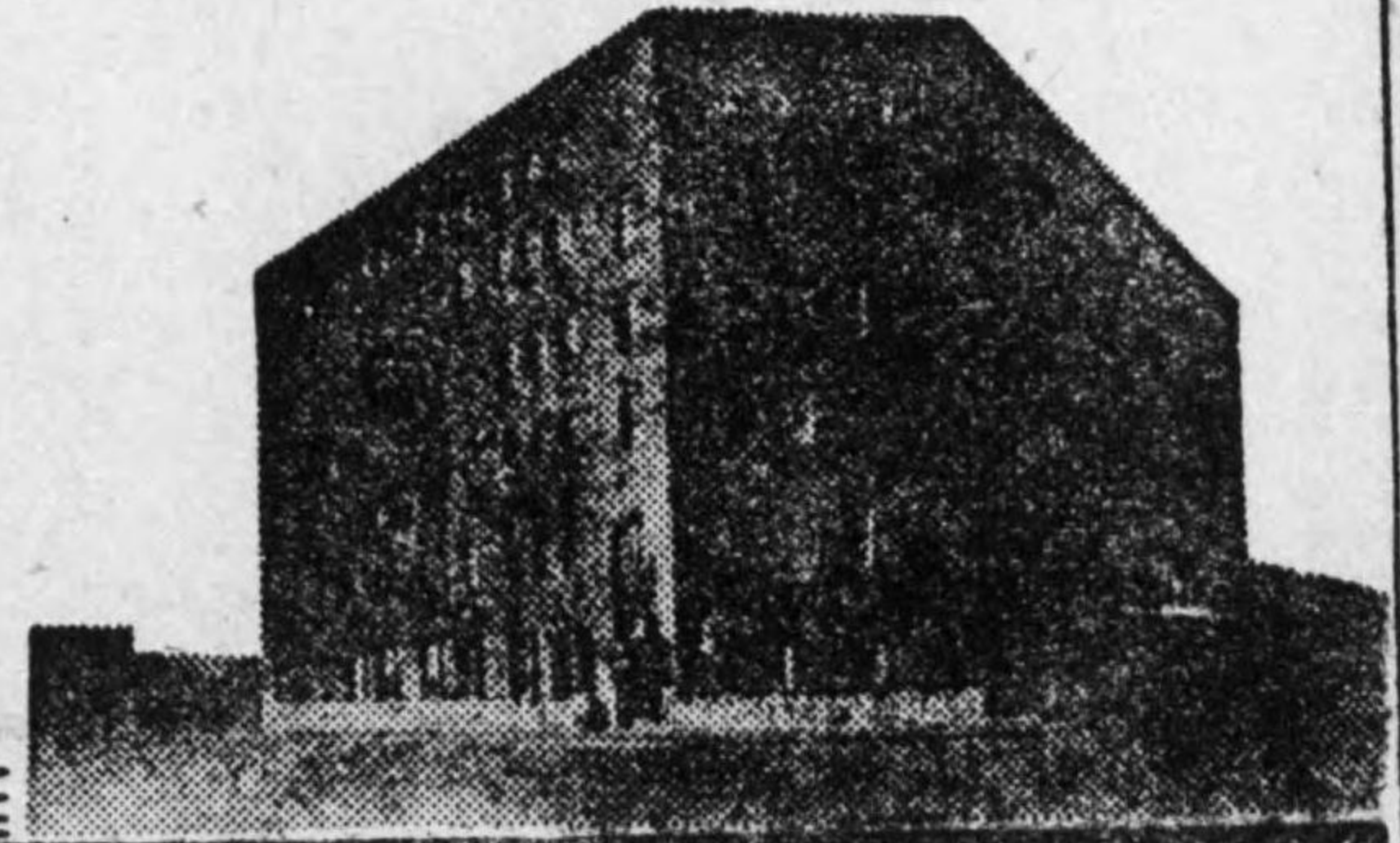
利益配當附保には其の利益金の八割を配當し、確定増金附保には左の割増金を支拂ひます

保険金の五割増 満期保険金を支拂ふとき

保険金の貳割増 保険料拂込期間満了後満期迄に保険金を支拂ふとき

同一官廳會社工場等三十名以上の御加入には極めて簡便有利に月掛けの特別取扱を致します

營業案内、仁壽生命の現況、保險實話 御申越次第贈呈



社本  
内の丸京東

子供さんとも  
ライオン歯磨  
ねる前とも

隊聯一十三第兵歩の榮光



いよいよ甲府に  
お越しなすは  
おめでとう  
おめでとう

けさも  
おめでとう  
おめでとう  
おめでとう  
おめでとう

秩父宮殿下の御赴任を仰  
ぐ榮光の歩兵第三十一聯  
隊と弘前高等學校教授彌  
富破摩雄氏奉迎歌

編輯綱領

- 一、皇室中心の國體觀念を徹底し忠愛の大義を奉讃顯彰すること
- 二、獨立不羈、改良進歩の主義をとり正義公道に立脚し縣國の福利増進に努力すること
- 三、不偏不黨、常に縣國大衆の立場より公正妥當なる輿論の喚起反映に敏速誠實なるべきこと
- 四、事實と意見の區別を明かにし事實についてはありのままに記述報道し意見は社説又は論評として發表すること
- 五、紙面は取材の範圍を廣く世界にまで求むるも之が表現の標準は一に青森縣の事情及文化程度に即し常に清新にして明るく潑刺たるニュースを提供すると共に希望あり活力ある教養、慰安、知識、批判等を與へ以て縣民の物質並に精神生活の向上作興に資すること



朝刊 四頁 夕刊 四頁  
日曜 夕刊を發行

隊聯一十三第兵歩の榮光



いそいで甲府に  
そねもくふハハ  
そりたり

ゆきと梅  
いそいで  
そねもくふハハ  
そりたり

秩父宮殿下の御赴任を仰  
ぐ光榮の歩兵第三十一聯  
隊と弘前高等學校教授彌  
富破摩雄氏奉迎歌

編輯綱領

- 一、皇室中心の國體觀念を徹底し忠愛の大義を奉讃顯彰すること
- 二、獨立不羈、改良進歩の主義をとり正義公道に立脚し縣國の福利増進に努力すること
- 三、不偏不黨、常に縣國大衆の立場より公正妥當なる輿論の喚起反映に敏速誠實なるべきこと
- 四、事實と意見の區別を明かにし事實についてはありのままに記述報道し意見は社説又は論評として發表すること
- 五、紙面は取材の範圍を廣く世界にまで求むるも之が表現の標準は一に青森縣の事情及文化程度に即し常に清新にして明るく潑刺たるニュースを提供すると共に希望あり活力ある教養、慰安、知識、批判等を與へ以て縣民の物質並に精神生活の向上作興に資すること



朝刊四頁 夕刊四頁  
日曜夕刊を發行

宮同妃兩殿下



御來縣の秩父



# 飾る錦

昭和九年以降位受領の本縣人



上段右より

醫學博士 阿部辰夫氏(七和村)  
醫學博士 白戸彌七郎氏(光田寺村)  
醫學博士 芳賀武男氏(堀越村)

中段右より

醫學博士 大高文雄氏(深浦町)  
醫學博士 神英一氏(青森市)  
醫學博士 福士貞吉氏(弘前市)

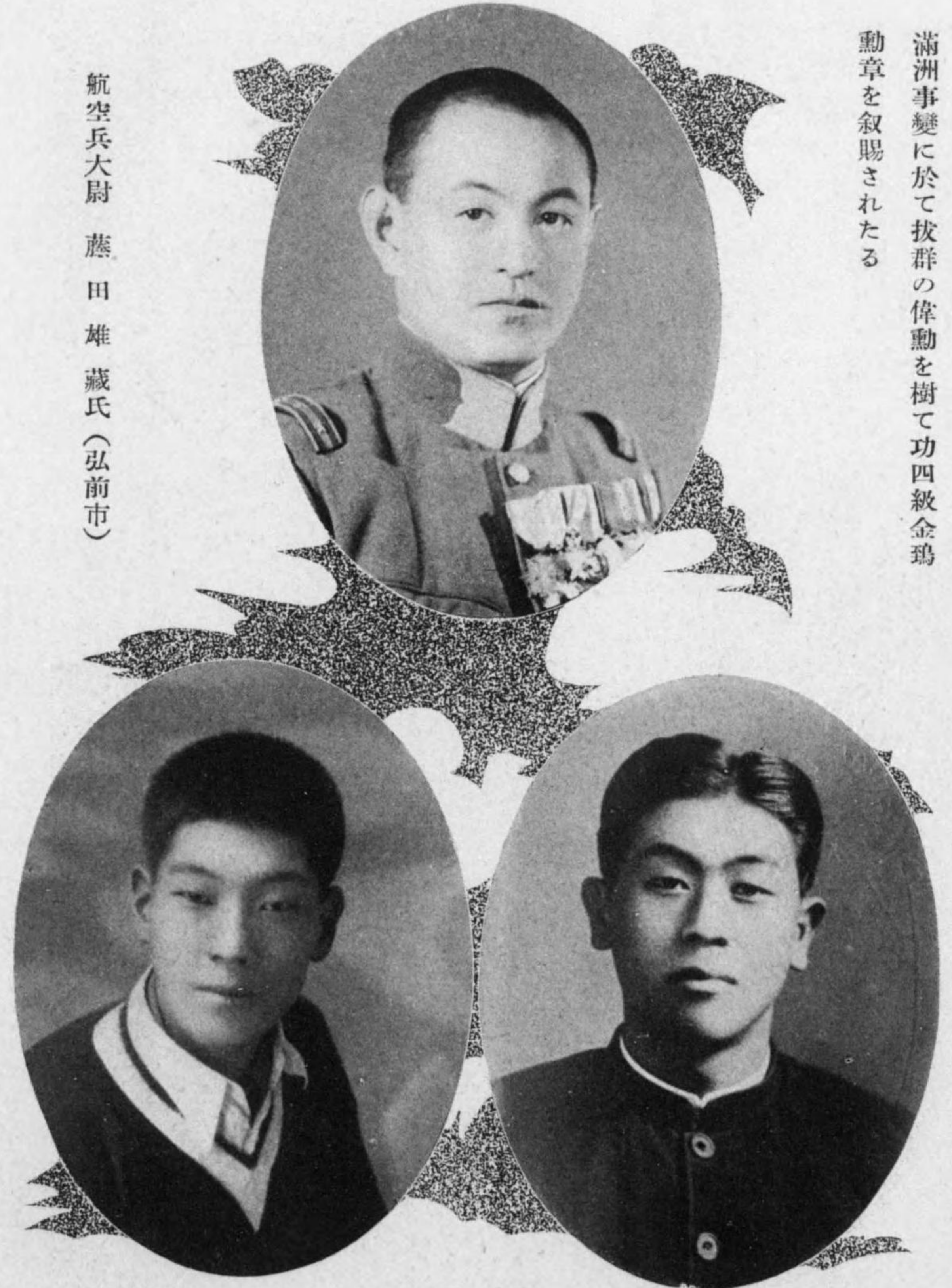
下段右より

醫學博士 今四方一氏(喜良市村)  
醫學博士 鈴木政治氏(中郷村)  
醫學博士 森元吉造氏(弘前市)

# 郷土の誇り

最近殊動を樹て郷土の爲めを吐ける人々

滿洲事變に於て拔群の偉勳を樹て功四級金鷲勳章を叙賜されたる



航空兵大尉 藤田雄藏氏(弘前市)

冬季オリンピック大会日本代表  
キース選手に選ばれたる  
大鰐町 山田銀藏君

冬季オリンピック大会日本代表  
キース選手に選ばれたる  
大鰐町 山田伸三君

# 業卒年度九和昭

賞事知(部の子女)校學等中下縣

第一列上より  
 第二列同  
 第三列同  
 第四列同

女師 蒔苗きみ、弘高女 松野ひさ、青高女 細川さく、八高女 岩井ふみを、五高女 菊池はつる、三高女 櫻田トヨ  
 市高女 津川フミ、黒實高女 上原愛子、野實高女 野呂りん、七實高女 秋元都子、三實高女 内澤たけ、田實高女 沼山ミキ  
 柏農 内山イマ、脇高女 鎌田チヨ、東奥家女 福山よりえ、弘女 佐藤つか、弘和裁女(本科) 奈良てる、同(師範科) 菊谷勝子  
 弘家女(本科) 大阪さた、同(師範科) 藤盛京子、山田家女 柿崎しほ



# 業卒年度九和昭

賞事知(部の子男)校學等中下縣

第一列上より  
 第二列同  
 第三列同  
 第四列同

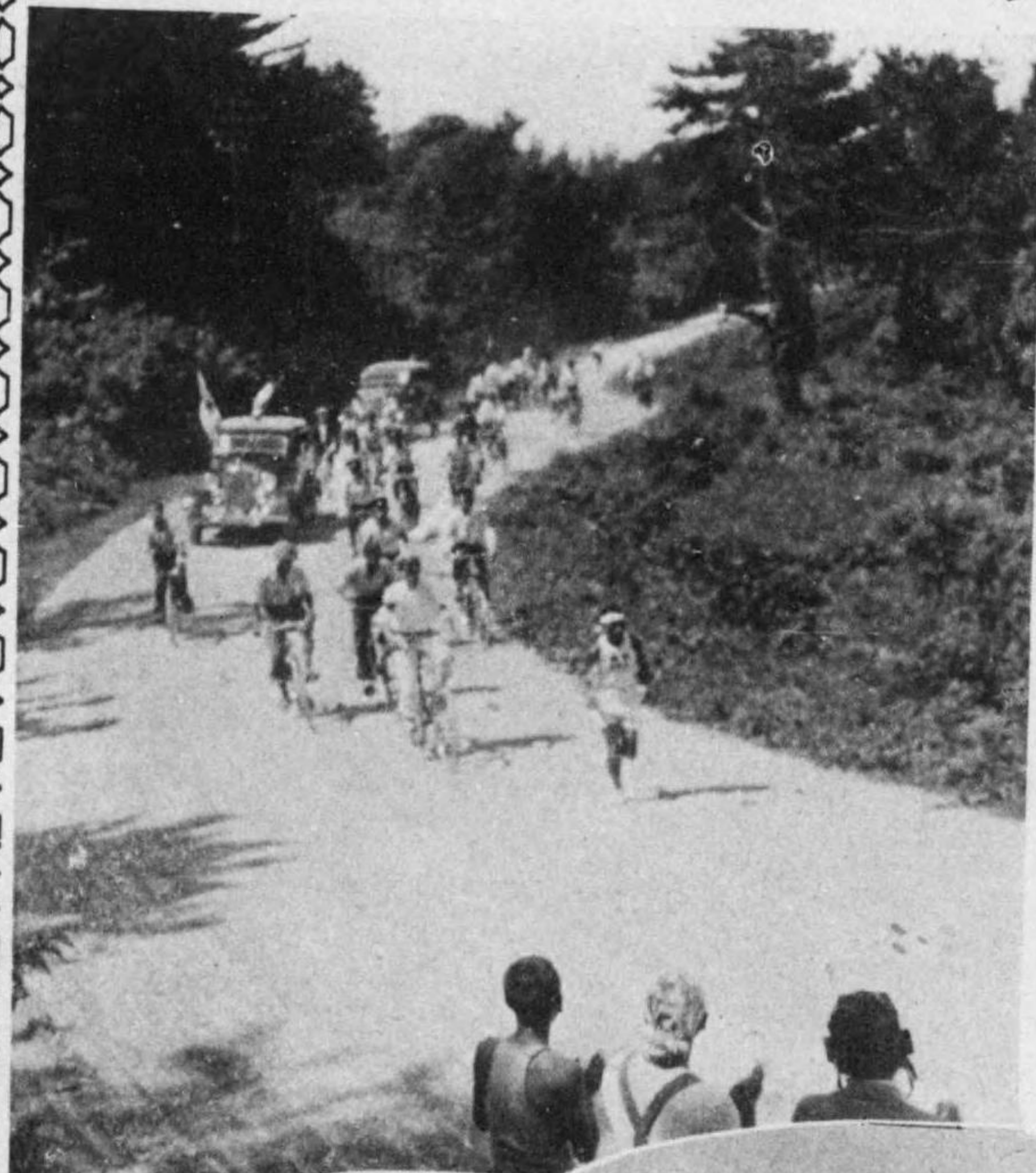
青師 小山内義正、弘中 工藤芳四郎、青中 今川金兵衛、八中 泉山政壽、野中 角鹿哲也  
 木中 高谷富夫、三農(獸醫科) 小宮山平八郎、同(農業科) 力石尚次、五農 鳴海典男、柏農 三浦 勇  
 弘工 熊谷直三、水産 佐野彌七、青商 逢坂 通、八商 金田要一、青工 溝江太一  
 義塾 田中信平



記 録 さ べ る き 二 つ の 催 し (年 昨)

國道走破長距離競走 本社主催弘前―青森―八戸三市を結ぶ（弘前―八戸區間四二里三一町を四區にわけて）縣下國道走破の耐久長距離競走は昭和九年七月五日より八日まで四日間交互に催されたが、青森縣青年の耐久力を遺憾なく發揮し、参加者十三人全員走破し、本縣體育史上に一記録を残した。

青森縣博物展覽會 青森縣の自然界をそのまゝ一堂に移して本縣に關する認識を深くするに共に博物知識の普及を圖るため本社主催にて昭和九年九月七日より十一日まで青森市公會堂に青森縣博物展覽會を開いた。そして本縣の動物、植物、礦物、岩石等を廣く蒐集して生きた青森縣の自然を展開し、非常な稱讚を受け、青森縣文化史の一頁に重要な一記録を残した。この二つの事業は共に東奥日報一萬五千號發行（昭和九年五月二十四日が該當日）記念のための事業である。



業 事 の 年 々



本社一萬五千號記念事業  
青森縣飛行獎勵會主催・昭和十年度本縣航空兵志願者大湊航空隊見學會の一行  
(六月廿五、六日)

↑ 本社主催第二回主婦の日歸り見學會・青森盲啞學校參觀の主婦達 (六月十日)





光 の 鋏

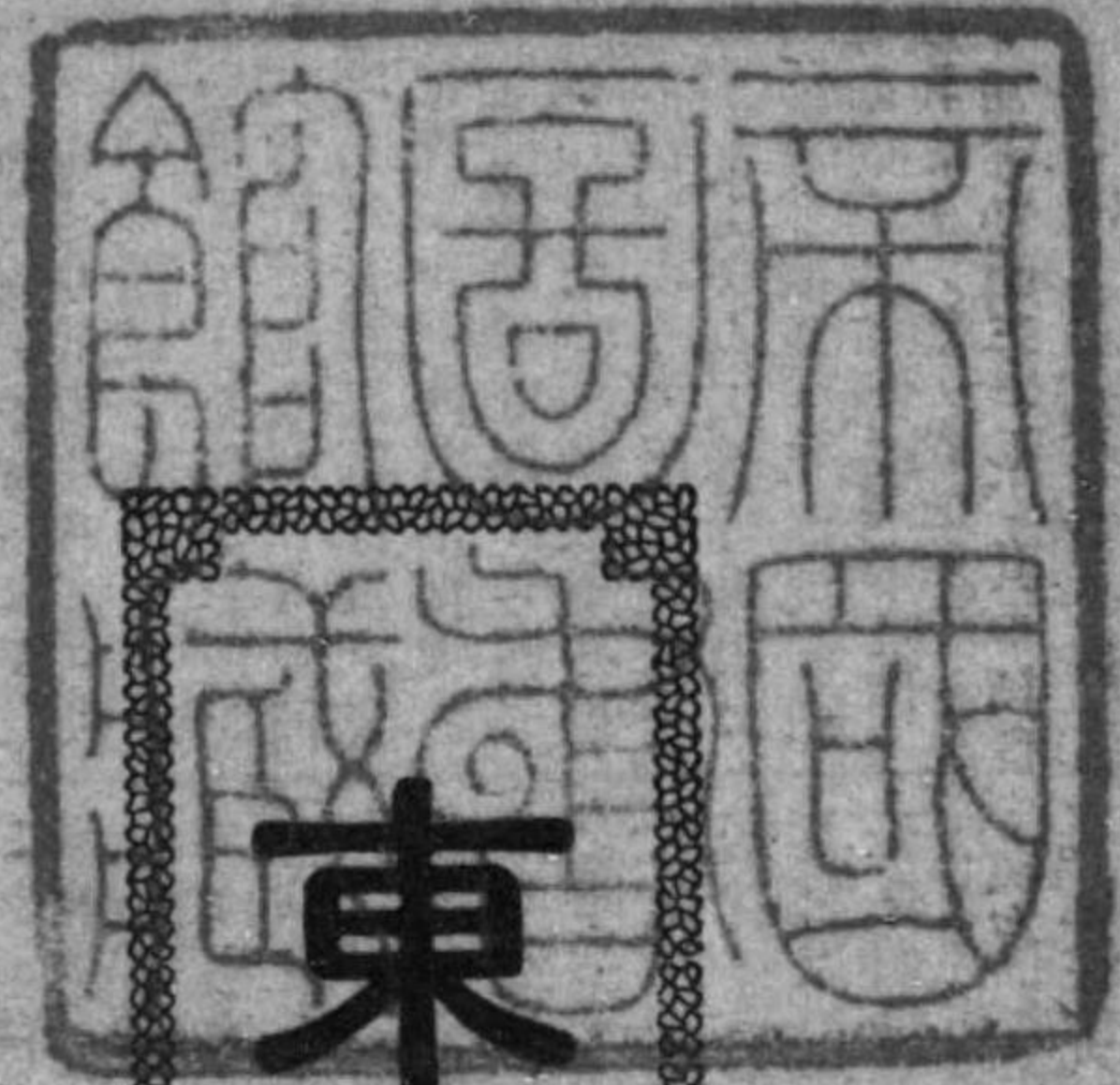
家農篤るたれさ彰表りよ事知てに簾るたし服克を作凶



(前列右より) 鹿目喜代四、野月萬吉、小笠原寒次郎、畑中丑雄、山形孫兵衛、澤田春雄、内山義雄

(中列右より) 沖田周一郎、川村慶次郎、工藤政吉、西澤敬次郎、三上兼四郎、櫻田東作

(後列右より) 田名部正右衛門、川津與市、對馬多次郎、澁谷清造、小笠原俊信



東 奥 年 鑑



# 光 の 鋏

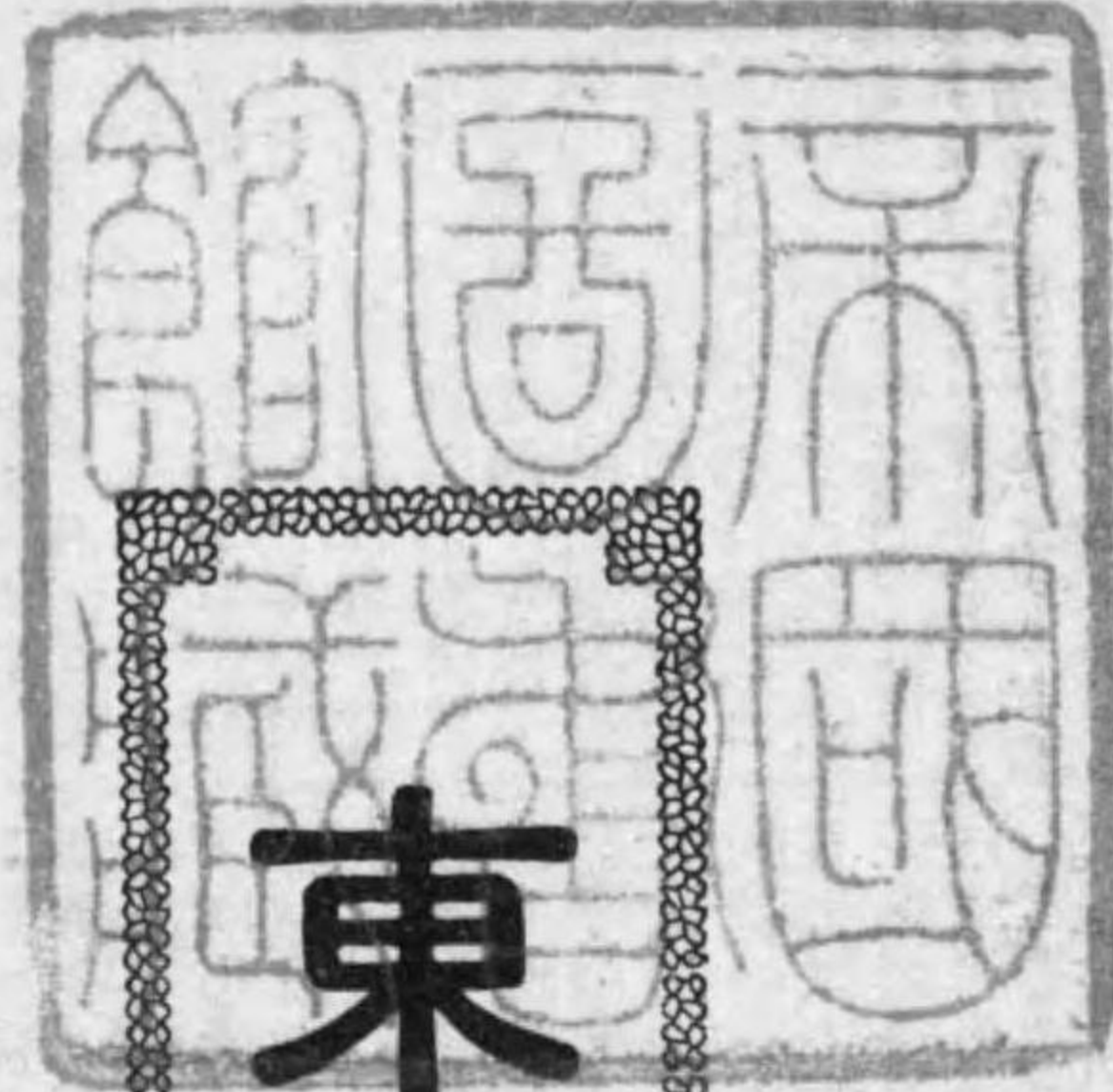
家農篤るたれさ彰表りよ事知てに簾るたし服克を作凶



(前列右より) 鹿目喜代四、野月萬吉、小笠原寒次郎、畑中丑雄、山形孫兵衛、澤田春雄、内山義雄

(中列右より) 沖田周一郎、川村慶次郎、工藤政吉、西澤敬次郎、三上兼四郎、櫻田東作

(後列右より) 田名部正右衛門、川津與市、對馬多次郎、澁谷清造、小笠原俊信



# 東奥年鑑







高松宮

海軍大尉大勳位  
妃 勳一等

宣仁親王  
喜久子

大正天皇第  
三皇子德川  
慶久第二女

明治卅八年一月三日  
明治四十四年十二月二  
十六日

昭和五年二月四日

東京市芝區高輪西  
臺町一番地

閑院宮

元帥陸軍大將參  
謀總長大勳位功  
勳二等  
陸軍騎兵大尉  
妃 勳一等

載仁親王  
智惠子  
春仁親王  
直子

故邦家親王  
第十六王子  
故公第三女  
實美第二女  
載仁親王  
第二女

慶應元年十一月十日  
明治五年六月卅日  
明治卅五年八月三日  
明治四十二年十一月七日

明治廿四年十二月十九  
日  
大正十五年七月十四日

東京市麴町區永田  
町二丁目二十番地

東伏見宮

故依仁親王  
妃 勳一等

周子

故公第一女  
具定第一女

明治八年十月十六日  
明治十五年九月廿三日  
明治三十年十二月八日  
明治卅五年六月二十日

明治卅一年二月十日

東京市澁谷區常盤  
松町百一番地

伏見宮

元帥海軍大將海  
軍令部總長大  
勳位功勳九等  
海軍少佐大勳位  
妃 勳一等

經恭王  
博義王  
朝美王  
光英王  
博義王  
合明王  
章令王

故貞愛親王  
第一王子  
故公第一女  
慶喜第九女  
博恭第一女  
實輝第三女  
實輝第四女  
博義第一女  
博義第二女  
博義第三女  
博義第四女

明治八年十月十六日  
明治十五年九月廿三日  
明治三十年十二月八日  
明治卅五年六月二十日  
大正元年十月四日  
昭和四年七月二十八日  
昭和七年一月二十六日  
昭和八年二月十四日  
昭和九年二月十一日

明治卅年一月九日  
大正八年十二月廿三日

東京市麴町區紀尾  
井町四番地

山階宮

海軍少佐勳一等  
故菊麿王  
妃 勳一等

武彦王

故公第一女  
忠義第三女

明治卅一年二月十三日  
明治卅五年十一月廿六日

大正十一年七月十九日

東京市麴町區富士  
見町五丁目一番地

賀陽宮

陸軍騎兵少佐  
大勳位  
妃 勳一等  
故邦勳王  
妃 勳一等

恒憲王  
敏子  
好子  
邦壽王  
美智子  
治憲王  
章憲王  
文憲王

故邦憲王第  
一王子  
公第九女  
實輝第五女  
故侯第一女  
忠順第一女  
恒憲第一女  
恒憲第二女  
恒憲第三女  
恒憲第四女

明治卅三年一月廿七日  
明治卅六年五月十六日  
慶應元年十二月七日  
大正十一年四月廿一日  
大正十二年七月廿九日  
大正十五年七月三日  
昭和四年八月十七日  
昭和六年七月十二日

大正十年五月三日  
明治廿五年十一月廿六日

東京市麴町區一  
町二番地

久通宮

海軍少佐勳一等  
妃 勳二等  
故邦勳王  
妃 勳一等  
神宮祭主大勳位  
妃 勳一等

朝融王  
知子  
正子  
朝融王  
邦昭王  
通子  
多嘉子  
靜嘉子  
恭仁子女  
家彦王

故邦憲王第  
一王子  
故公第一女  
忠義第七女  
朝融第一女  
朝融第二女  
朝融第三女  
朝融第四女  
故朝親王  
第五王子  
多嘉子  
多嘉子  
多嘉子

明治卅四年二月二日  
明治四十年五月十八日  
明治四十二年十月十九日  
大正十五年十二月八日  
昭和二年十月廿三日  
昭和四年三月廿五日  
昭和八年九月四日  
明治八年八月十七日  
明治十七年九月廿五日  
大正六年五月十八日  
大正九年三月十七日

大正十四年一月廿六日  
明治三十二年十二月十  
三日  
明治四十年三月九日

東京市澁谷區宮代  
町一番地(東京)  
京都市上京區東櫻  
町二十七番地  
(京都)

宮廷—皇族

梨本宮	朝香宮	東久通宮	北白川宮
元帥陸軍大將 大勳位功四級 勳一等	陸軍中將大勳位 勳一等	陸軍中將大勳位 勳一等	陸軍砲兵中尉 勳一等
德正王 守正王 伊都子	鳩彦王 孚彦王 正彦王 正彦王 正彦王 正彦王	稔彦王 聽彦王 盛彦王 彰彦王 俊彦王	水久王 祥子 房親王 富子 佐和子 多惠子
多嘉王第三子 故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王	故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王	故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王	故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王 故朝親王
大正十一年十一月十九日	明治七年三月九日 明治十五年二月二日 明治廿年十月二日 大正元年十月八日 大正三年一月五日 大正八年八月二日	明治廿九年十二月三日 明治廿九年五月十一日 大正五年五月六日 大正九年五月十三日 昭和四年三月廿四日	明治四十二年三月四日 大正四年十一月六日 明治廿一年九月卅日
明治三十三年十一月廿八日	明治四十三年五月六日	大正四年五月十八日	昭和九年五月十二日 明治四十二年四月廿九日 明治十九年七月十日
東京市澁谷區美竹町四十一番地	東京市芝區白金臺町二丁目二十六番地	東京市麻布市兵衛町一丁目十三番地	東京市芝區高輪南町十七番地

王公族

竹田宮	昌德宮	李鍵公	李錫公
陸軍騎兵中尉 勳一等	陸軍步兵中佐 勳一等	陸軍騎兵中尉 勳二等	陸軍砲兵少尉 勳二等
恒德王 昌子內親王	李王 方子王 李王 李王 李王 李王	李鍵公 李沖公 李沖公 李鍵公 李鍵公 李鍵公	李錫公 李錫公 李錫公 李錫公 李錫公 李錫公
故恒久王第三子 公三子 公三子 公三子 公三子 公三子	故李太王第七子 王守正 王守正 王守正 王守正 王守正	故李太王第五子 李鍵公第二子 李鍵公第二子 李鍵公第二子 李鍵公第二子 李鍵公第二子	故李太王第一子 李錫公第二子 李錫公第二子 李錫公第二子 李錫公第二子 李錫公第二子
明治四十二年三月四日 大正四年十一月六日 明治廿一年九月卅日	明治卅四年十一月四日 昭和六年十二月廿九日 明治廿七年九月十九日	明治四十二年十月廿八日 明治四十四年十月六日 昭和七年八月十四日 昭和十年三月四日 明治十年三月卅日 明治十一年十二月廿二日	大正元年十一月十五日 明治十六年七月十日 明治十一年七月八日
昭和九年五月十二日 明治四十二年四月廿九日 明治十九年七月十日	大正九年四月廿八日 明治四十二年一月廿四日 昭和六年十月五日	明治廿六年十二月六日	明治廿四年十月十日 明治廿七年十二月二十四日
東京市芝區高輪南町十七番地	東京市澁谷區紀尾井町一(東京邸) 東京市澁谷區常盤松町(御別邸)	東京市澁谷區常盤松町(御別邸) 京城府寬洞洞百九十六番地(御本邸) 京城府雲泥洞百十四番地(御本邸)	東京市澁谷區常盤松町百一(御別邸) 東京市澁谷區常盤松町百一(御別邸)

宮廷—王公族

五

四



會議中長くも、天皇陛下から地方事情につき有難き御下問が...

局の手に成つた美濃判日本紙々イブライターの冊子二百六十巻...

十一日親しく召され、九月五月三日...

を受け、連絡待合貴賓室に御小憩の上、七時十分出帆の連絡船...

秩父宮殿下の御來縣を翹望し奉る

今朝の風害に 皇太子殿下は、九月六日七朝...

今夏八月の陸軍定期異動に際し宮内省では陸軍省と共に皇族...

とを翹望しつゝある。殿下の如き高貴の御方、殊に其の御温情...

して滿洲國へ帝制實施康徳皇帝御即位御慶祝の爲め御渡滿、同...

神武天皇御東遷祭の御偉徳を偲び奉る、御東遷記念二千六百年祭...

は、皇祖發祥の地日向宮崎市に於て秩父宮殿下の台臨を仰...

又斯る現狀から國家の干城として一身を皇國に捧げる東北健兒...

年七月陸軍士官學校を御卒業、同十月陸軍歩兵少尉に御任官爾...

御興味を寄せ給ひ、特にピアノ、長唄、三味線等に御堪能と承る。

れ、九年十月二十七日の午後三時三十分から、閑院宮殿下の御...

習は、其期間約三ヶ月、帝國海軍各種兵力の精銳は大部分之れ...

十一月統監宮殿下より演習の講評を賜はり大演習は終結した。

日第十五回赤十字國際會議に出席の各國政府首席代表並に赤十字代表等八十二名に謁見仰付ら...

五回赤十字國際會議と日を受けし二回總會に皇后陛下御臨臨、參集社員一萬三千名國際會議の各...

宮廷—宮廷録事



憲皇太后より下賜あらせられたる御沙汰のよし洩れ承はるる。東北地方の凶作に就いては、秩父宮殿下を始め奉り、各皇族殿下とも深く御同情あらせられ、この思召を體して各宮家事務官の間で種々協議中であつたが、皇親睦會のお月番に當らせらるる梨本宮家各宮家より、御同情金を集めさせられ、九年十一月十日澁谷梨本宮家に、赤木社会局長官を召させられ、白井宮家事務官より右の金一封を傳達した。

瀧澤療養所下賜 御仁慈深き皇太后陛下には、さきに瀧澤療養所の思召から、内務拓務省に十ヶ年乃至五ヶ年繼續で、下賜金の御沙汰を賜はつたが、九年十一月十日、大宮御所で皇太后宮大夫より、内相代理岡田衛生局長に金一萬圓、拓相代理坪上次官に一萬八千圓を、今年度分として下賜遊ばされた。大演習行幸 天皇陛下には、九年十一月十一日より同十三日迄、北關東に於て行はせられた陸軍特別大演習御統監のため、十日宮城御發聲、群馬、栃木、埼玉の三縣下へ行幸あらせられた。

東北更生に五十萬圓御下賜 天皇皇后兩陛下には、東北地方の凶作を痛く御軫念遊ばされ、右地方救済の思召にて、御内帑金五十萬圓御下賜の御沙汰があつた。今回の御下賜金は、東北地方が天恵に薄く、連年凶作續きであることを深く御軫念あらせられ、將來同地方の復興を望ませ給ふ有難き思召に出でたことと洩れ承るが、是迄の如く各縣に分賜遊ばされず、同地方更生振興の資金の一部として御補助並に御奨励の長き思召であると承る。

臨時議會に行幸 關西風水害を初め、全國農村の災害救済豫算並に在滿機關改革案を審議する第六十六臨時議會は、九年十一月二十七日を以て召集され、二十八日開院式を行ひ聖上親臨優渥なる勅語を賜はつた。高松宮海軍大學へ 扶桑分隊長におはす高松宮殿下には、九年十一月一日付で、左の如く海軍大學校に御入学あらせられた。扶桑分隊長海軍 宣仁親王。海軍大學校甲種學生被仰付。海軍の少年の光榮 秩父宮殿下には、南洋一萬三千里の波濤を征服して、九年十一月四日凱旋したる義勇和爾丸乗組の海洋

少年團長原道太太佐、船長初又胤雄氏團員芝中學四年生高橋靜男君(一六)を六日表町の御殿に召させられ、南洋航海の模様を御聴取。健兒六萬を御巡閱 東京府下男子中等學校百餘校の職員二千四百人、生徒六萬五千名の明治神宮奉拜式は、長らく秩父宮殿下の台臨を仰ぎ、九年十一月七日行はれた。殿下には御乗馬に召されて整列する各職員生徒を御巡閱、次いで學習院を先頭に各校の分列式を御親閲あらせられた。

皇后宮凶作地乳兒へ下賜 皇陛下には、九年十二月十二日凶作地方貧困農家の乳幼兒を不憫に思召され、當歳の者約一萬六千名に對し、メンネル着物と、木綿の襦袢各一組づゝ、下賜あらせられる旨御沙汰あつた。御下賜品は同月十六日關係六縣知事に傳達された。三陛下に本縣林檎獻上 小林本縣知事は、恒例により天皇皇后、皇太后三陛下に、本縣華果試驗場産の林檎「印度」及「國光」の二種を各一箱宛計六箱を獻上することになり、九年十二月五日包装を終つて發送した。皇太子殿下初御誕辰 八年十二月二十三日の黎明、瑞光大

することになつた。風水被害神社に御下賜 天皇陛下には、過般の關西地方の風水害に際し、各神社の被害甚かりざる旨を聽召され、之れ等神社の復舊或は修繕に充てしむる爲め、御内帑金を下賜する旨御沙汰あり、九年十二月二十一日後藤内相參内拜受した。社會事業團に御下賜金 畏き邊りでは、歳末に際し全國優良社會事業團體に對し、畏くも事業奨励の思召を以て、金一封宛を御下賜遊ばされ、旨御沙汰あり、後藤内相は、同九年十二月宮内省に出頭拜受した。この光榮に浴した社會事業團體は、六十八團體、内一般社會團體は二十五。

臨の下に貴族院に於て嚴かに行はせられた。この日天皇陛下には陸軍御正裝に四頭立ての儀裝馬車に乗御、第二公式園簿により御順路を経て議院に着御、諸員最敬禮裡に議場に親臨優渥なる勅語を賜はつた。伏見宮妃兩總裁に御就任 多年日本赤十字社篤志看護婦會總裁にあらせられた閑院宮妃智恵子殿下には、今回御都合により御辭退遊ばされたので、伏見宮妃經子殿下を總裁に奉戴の儀を願出の處九年十二月二十日御聽許遊ばされた旨、三十日同社より發表された。佐和子女王御學式 北白川宮永久王殿下の御妹君佐和子女王殿下と、伯爵伊達興宗氏令弟基光氏養嗣子爵東園基文氏の御結婚は、昭和十年一月七日、品川區大井町町の伊達家新館に於てお芽出度くも擧げられた。宮中歌會始 昭和十年を壽ぐ二十四日天皇皇后兩陛下出御のものと、宮中鳳凰の間で行はせられた。左に御製、皇后、皇太后兩陛下御歌、選歌一首を掲載する。

庭の池のほとりや住みよかるらむ 皇后宮御歌 たつの聲宮の内まてきこえきぬ御いけのきしにまたつとらむ 皇太后宮御歌 大君の千代よふ田鶴の一こゑにみいけのかもも夢さますらむ 選歌 權命婦正七位 今大路布志みそのふの松の葉こしに池水のきらめく見えてたつかねそする 有栖川宮厚生資金下賜 有栖川宮家の御祭祀を繼がせられる高松宮殿下には、先年厚生資金の制を宮家内に設けさせられた。金の五十萬圓を下賜、農漁山村の團體個人等に毎年二回助成奨励補助せられつゝあつたが、今春の第五回の分は、既に其の詮衡を了し、十年一月十五日の有栖川宮殿下の御命日を前に十四日宮家から發表せられた。青森縣の分は青森縣社會事業協會で金一封下賜せられた。厚生資金も同時に有栖川記念學術奨励金も十四日發表された。老臣御優遇 畏き邊では、老臣御優遇の思召より、本年八十

重職にある高橋是清氏、並に八十歳になつた前内務大臣山本達雄男、同じく八十歳になつた貴族院議院元大審院長富谷銚太郎博士に對し宮中杖を差許され、更に八十歳、七十歳の高齡者十人四氏に御紋付銀盃並に酒肴料を下賜あらせられた。講書始の御儀 新春講書始の御儀は、十年一月二十八日天皇、皇后兩陛下出御のもとに、宮中鳳凰の間で行はせられた。午前十時兩陛下には、秩父宮同妃、梨本宮同妃各皇族殿下を御後に參進、いづれも約三十分巨つて御進講申し上げ一時半御儀を終らせられた。△國書「和名類聚抄」 出 京都帝大教授 新村 出 漢書「論語爲政篇爲政以德」 東大教授 宇野 哲人 譯文に就て特に法の意義に就て 東大教授 姉崎 正治 聖上陛下スキを遊ばさる 天皇陛下には十年二月五日午後吹上御苑に出御あらせられ、御稔々しい運動服にスキ靴を召され、降り積つた觀霧亭附近の處女雪のスロープを、約二時



表彰模範——社會事業團體獎勵金交付——今井同情園主表彰——青森學園長夫妻の光榮——浦山氏紺授褒章下賜——縣下功勞者表彰

# 表彰模範

## 社會事業團體獎勵金交付

政府では十年二月十一日の佳節に際し社會事業獎勵の爲め全國社會事業團體中特に優良なる五百二團體に對し獎勵金十五萬七千六百圓を交付することに決つたが本縣で交付團體は左の通りである。

- △弘前愛成園 △私立託兒園 (弘前) △青森同情園 △北部保健醫院患者慰籍會 △青森慈恩會 △青森盲啞學校 △八戸盲啞學校

## 今井同情園主表彰

閉院宮殿下を總裁に仰ぐ恩賜財團惠福會では十年二月十一日の佳節を卜し内地及植民地に於ける私設社會事業二百五十二團體を選び總額十二萬二千二百圓の助成金を交付する外滿三十年以上繼續して事業に従事した民間功勞者を表彰することとなつたが本縣では青森同情園主今井武一氏がその恩典に浴した。

## 青森學園長夫妻の光榮

皇太后陛下には少年保護教化事業功勞者二百七十七名に對し美麗な銀文鎖各一對を賜つたが本縣では左の二氏が下賜の光榮に浴した。

- △内務省所管 少年保護教化事業功勞者 青森學園教諭兼園長 石川 幸藏 同 教諭 石川 津恵

## 浦山氏紺授褒章下賜

元代議士浦山助太郎氏は八戸漁港竣工完成記念に八戸市の教育事業費として壹萬圓寄附したので今回紺授褒章を下賜され九月十一日二十日六日縣知事より傳達があつた。

## 縣下功勞者表彰

盡力發動機船の普及發達したるは氏の努力に負ふ所多し。青森市堤町 近藤善吉氏(五九) 海産物商 明治三十一年海産商開業以來營業者を指導して水産加工品の發達を促進縣下における輸出海産加工業の創始者として功績大である更に青森市の同業組合發展に努力す。

## 勳績巡查表彰

縣では九年十一月三日の明治節を卜して三十年以上勳績巡查の表彰式を舉行したが表彰を受けたる巡查は左記三氏である。

- 一、明治三十四年四月一日巡查 川口庄次郎巡查部長
- 一、拜命 同年六月二十八日小湊署勤務となる
- 一、同三十五年一月歩兵五聯隊八甲田山麓で遭難の際決死捜索隊に参加して知事より特別賞を授與さる

表彰模範——勳績巡查表彰——調停委員表彰——戶籍功勞者表彰——丸山鐵三郎翁表彰

し表彰した、表彰者は左記の通りである。

## 教育功勞者

▲南津輕郡尾上小學校 元校長 三浦久和雄(七〇) 校醫 藤田三郎(七〇) 及びその成績見るべきものあり行ひその成績見るべきものあり校舎の増改築に盡力し小學校に水道を設け児童衛生の改善に盡力す。

## 農事功勞者

▲藤本茂助氏 馬鈴薯優良種を栽培し現今同地方の移出盛んなるものあるは氏に負ふところ少からず大正十年水稲の乾燥改良のため縣外を視察しもつて棒架乾燥を實行し同地方の乾燥改良に貢献するところあり

## 戶籍功勞者表彰

一、同年四月十四日毆打致死犯逮捕に依り賞を受く  
一、同三十七年三月より下北郡佐井村に海底電線警備のため陸軍に参加して赴く  
一、同三十七年八月十日五戸署轉勤  
一、同三十九年五月廿三日巡查殺し犯人逮捕に依り賞を受く  
一、同四十年十月二十四日毆打致死犯逮捕に依り賞を受く  
一、同年十二月六日精勤證書授與さる  
一、同四十五年一月二十五日田名部署轉勤  
一、大正八年十月十六日巡查部長拜命  
一、同年十二月二十三日及十年十二月二十日煙草專賣法違反檢舉に依り大藏省より表彰  
一、同十二年三月十日、二十年以上勳績で表彰  
一、同年三月二十三日弘前署轉勤  
一、同年九月三日關東大震災の警備のため上京す  
一、同年十月十一日保安課勤務となる  
一、昭和五年一月二十日勳八等を賜る  
一、同年四月一日消防課へ轉勤  
一、同年五月五日帝國水難救助會より表彰

## 調停委員表彰

青森地方裁判所では十年二月十一日調停委員表彰式を舉行した。

- △司法大臣賞 花田 精一 △裁判所長賞 三上 善男 大川五郎兵衛 中村 貞吉

丸山鐵三郎翁表彰

田名部町立病院院長丸山鐵三郎氏は明治三十一年以來警察署に醫として醫事衛生に盡力して來たが今回退職したのでその功勞多とし十年二月十七日縣知事より銀盃一個を贈呈表彰された。





表彰模範 上北郡教育會表彰 南郡教育會表彰 弘前市教育會表彰 三本木農學校生徒表彰

んど全生涯を實業教育並に地方産業の開發に従事し其の功績顯著にして地方民の敬慕の中心たり。

三本木農學校校長

明治十六年十二月十日生 明治四十五年三月南津輕郡立農學校教員就職以來二十餘年殆んど其の全生涯を本縣實業教育の振興に捧ぐると共に地方産業の開發に従事し其の功績顯著にして地方民よりの信望亦厚し

中郡相馬公民學校助教諭

明治三十七年十一月二十日生 (略歴)大正十三年三月青森縣師範學校本科第一部卒業、上北郡小川原尋常高等小學校訓導、大正十五年三月東郡諏訪澤尋常小學校訓導、同年同月諏訪澤農業補習學校助教諭、昭和三年三月東郡濱館尋常高等小學校訓導、昭和四年三月東郡小湊尋常高等小學校訓導、同年同月小湊農業補習學校助教諭、昭和六年三月實業教員養成所入學、昭和七年三月同所卒業、昭和七年三月中郡相馬村立相馬第一農業補習學校助教諭

上北郡教育會表彰

上北郡教育會では苦米地義三氏寄附の奨學資金を以て上北郡出身縣立中等校優等生を表彰し來つたが昭和九年度は左記の三名を表彰した。

南郡教育會表彰

南郡教育會では十年五月十三日總會に於て左記勤績者を表彰した。

弘前市教育會表彰

弘前市教育會では十年五月三日時敏校に於て左記諸氏を教育功勞者として表彰した。

三本木農學校生徒表彰

九年十月二十日實業教育令發布五十周年に當り去月二十日全國實業學校長會議が中央に於て開かれた際全國農業學校長協會から本縣々立三本木農學校農業科五年生力石尙次、佐々木金雄の兩君は篤學生として縣内農學生中から選ばれて表彰されこれが賞狀授與式は十一月三日の明

水産卒業生表彰

水産學校長協會では文部省、帝國水産會、大日本水産會の後援によつて十年二月十一日の紀元節を以て全國地方水産學校卒業者の表彰を行つたが卒業生六千七百七十七人の内より卒業後漁村に於て活動し業績顯著なるものとして表彰狀並に賞牌を授與される者四十名(朝鮮人三名)表彰狀を授與されるもの五十八名(朝鮮人五名)であるが青森縣立水産學校卒業者は左の通りである。

北郡模範兒童表彰

北郡教育會の教育勸語漢發四十年記念事業である郡内の模範兒童表彰今年度の分は左の通りである。

營林局共済組合の表彰

青森營林局の共済組合は創立以來本年六月で滿十五年に達したが此の滿十五年間無病息災で共済組合から給與金を受けなかつたものが三十八名である、共済組合では此の十五周年を記念として表彰した、表彰者は左の通り。

縣處女會模範會員表彰

九年八月二十五日縣處女會總會に於て左記の模範會員表彰された。

青森營林局表彰

青森營林局では十年四月二十九日午前九時から天長節拜賀式終了後青森林友會規程に基き二十ヶ年以上勤績會員を表彰し左の十一名に銀盃を贈呈した。

長島校善行兒童表

青森市長島小學校では九年十一月三日明治節拜賀式後同校講堂で善行兒童表彰式を舉行、高橋長島校兒童保護會副會長本田武君及び柴田ヒサ子さんに對し

和喜太郎表彰

財團法人健獎會にては民衆體育功勞者表彰會の規定に基き今回全國各府縣に互り第二回民衆體育功勞者表彰をなすこととなり全國を通じて五十三名の功勞者に對し九年十二月十日午前十一時文部省にて表彰式を舉行することとなつた。青森縣は青森市安方町和喜太郎氏一人である。

水難救助功勞表彰

北郡小泊村小泊救難組合長橋本佐市、同鈴木佐吉の兩氏は水難救助功勞者として帝國水難救濟會より表彰された。

優良青訓表彰

十年二月十一日の紀元節當日優良青年訓練所として知事から表彰された訓練所は左の通り縣下十五ヶ所である。

第一回賞

(本年始めて表彰される訓練所) 三ヶ年以上成績極めて優秀なもの) 東郡荒川村荒川△西郡森田村森田△中郡清水村青柳△南

長島校善行兒童表

青森市長島小學校では九年十一月三日明治節拜賀式後同校講堂で善行兒童表彰式を舉行、高橋長島校兒童保護會副會長本田武君及び柴田ヒサ子さんに對し

表彰模範

長島校善行兒童表彰 和喜太郎表彰 青森營林局表彰 水難救助功勞表彰 優良青訓表彰 營林局共済組合の表彰



表彰模範——模範青年團員

Table of award recipients for 'Model Youth Group Members' (模範青年團員). It lists names, their hometowns (e.g., 中野高杉村, 中野堀越村), and their specific achievements (e.g., 模範公民, 模範教育者).

模範青年團員

Table of award recipients for 'Model Youth Group Members' (模範青年團員). It lists names and hometowns from various regions like 東郡, 北郡, and 西郡.

Main table of award recipients for 'Model Youth Group Members' (模範青年團員). It lists names and hometowns across many different areas, including 三上, 勝之進, 高杉, etc.

表彰模範——模範青年團員







山嶽

陸地測量部調査

名稱	所在地	面積	海面上高さ	登山口の地名	山頂への里程
岩木山(噴火)	中津輕郡岩木村外三箇村		五、三五八	中津輕郡岩木村大字百澤	一、八里
八甲山(噴火)	東津輕郡荒川村上北郡大深内村外一箇村		五、二九九	東津輕郡濱館村大字駒込	七、〇里
赤倉嶽(噴火)	同		五、二〇〇	同	同
増尾嶽	中津輕郡三厩村北津輕郡小泊村		二、三三〇	同	二、六里
尾泊嶽	同		三、四七〇	中津輕郡西目屋村大字居森平	同
白神嶽	同		三、五三三	同	一、〇九
蘆唐嶽	同		四、〇八七	同	四、〇九
阿羅漢嶽	同		四、九六五	同	五、〇〇
大珠嶽	同		三、一三六	同	八、八里
高田嶽(噴火)	同		二、二六九	同	一、〇〇
八幡嶽	同		一、五〇八	同	二、一八
烏帽子嶽	同		二、二九二	同	二、〇〇
釜利山(噴火)	同		一、三七一	同	三、〇〇
宇利山(噴火)	同		二、三五六	同	二、〇〇
朝比奈嶽	同		二、二六六	同	三、〇〇
荒澤嶽	同		二、四〇九	同	一、二八
縫石嶽	同		二、〇〇〇	同	四、〇〇
戸來嶽	同		二、四三三	同	三、〇〇
來嶽	同		二、五〇九	同	二、〇〇
階上嶽	同		二、三三八	同	一、〇八
四名久井嶽	同		二、三二二	同	六、〇〇

河川

(里程五里以下及び支流を除く)

名稱	水源	終末地名	管内通過地名	里程
荒川(下流を堤川と稱す)	東津輕郡荒川村大字荒川(八甲田山)	青森市大字造蝦貝町(海)	東津輕郡荒川村外四村	一、五〇里
蟹田川	同 郡蟹田村大字小國(東魚留澤)	同 郡今別村大字今別(海)	同 郡蟹田村	一、〇〇
今別川	同 郡今別村大字大川目(品野嶽)	同 郡今別村大字今別(海)	同 郡今別村外一村	五、一〇
關石川	同 郡蓬田村大字蓬田(赤倉嶽)	同 郡蓬田村大字蓬田(海)	同 郡蓬田村	五、一八
赤石川	同 郡赤石村大字一ツ森(泊嶽)	同 郡赤石村大字赤石(海)	同 郡赤石村	四、〇〇
山田川	同 郡車力村大字富蒔(十三湯)	同 郡車力村大字富蒔(十三湯)	同 郡中津輕郡岩木村外四村	六、〇三
中山川	同 郡同村(岩木山ミツナメ澤)	同 郡深浦町大字追良瀬(海)	同 郡中津輕郡岩木村外一村	七、〇五
追良瀬川	同 郡同村(岩木山ミツナメ澤)	同 郡深浦町大字追良瀬(海)	同 郡中津輕郡岩木村外一村	七、〇五
津梅川	同 郡岩崎村大字大間越(白神山)	同 郡同村(海)	同 郡中津輕郡岩木村外一村	五、〇〇
岩木川(下流を大川と稱す)	同 郡西目屋村大字川原平(泊嶽)	同 郡下長苗代村大字川原木(海)	同 郡中津輕郡岩木村外一村	六、〇〇
相坂川	上北郡十和田村大字奥瀬(十和田湖)	上北郡百石町(海)	上北郡十和田村外六村	一、六・三
七戸川	同 郡七戸町(八幡岳)	上北郡野館村大字大浦(小河原沼)	上北郡七戸町外三村	一、二・三
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	上北郡野館村大字大浦(小河原沼)	同 郡七戸町外三村	一、二・三
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	同 郡大通村大字大畑(海)	同 郡七戸町外三村	七、〇三
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	同 郡大通村大字大畑(海)	同 郡七戸町外三村	八、〇六
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	同 郡大通村大字大畑(海)	同 郡七戸町外三村	七、〇六
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	同 郡大通村大字大畑(海)	同 郡七戸町外三村	八、〇六
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	同 郡大通村大字大畑(海)	同 郡七戸町外三村	七、〇六
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	同 郡大通村大字大畑(海)	同 郡七戸町外三村	八、〇六
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	同 郡大通村大字大畑(海)	同 郡七戸町外三村	七、〇六
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	同 郡大通村大字大畑(海)	同 郡七戸町外三村	八、〇六
大畑川	同 郡大通村大字砂子又(大澤山)	同 郡大通村大字大畑(海)	同 郡七戸町外三村	七、〇六

池沼湖  
 (周圍一里未満を除く)  
 面積 東西 南北  
 一、二五里町 三、三一里町  
 一、二五里町 三、三一里町

狹ヶ館池  
 土地・人口——河川池沼湖

西津輕郡森田村大字大館



土地・人口——本縣土地總地積——國有地內譯

### 本縣土地總地積

(昭和九年一月一日現在)

郡市別	總數	御料地	國有地	民有地			其他
				總數	有租地	無租地	
弘前市	六六六,三〇七	—	—	五四九,〇七二	四七八,三八六	七〇,七二二	—
青森市	一,〇六二,三八三	—	—	八七九,五九一	八二七,七五二	八一,八三九	—
八戸市	五,二九〇,六二五	—	—	四,九三三,〇三三	四,三三〇,三〇二	四三三,七二五	—
東津輕郡	二七,七〇四,九二五	—	—	二八,〇一〇,五三三	二八,〇一〇,五三三	—	—
西津輕郡	一〇三,八四四,五五四	—	—	一〇三,八四四,五五四	一〇三,八四四,五五四	—	—
中津輕郡	六,二二六,五七七	—	—	六,二二六,五七七	六,二二六,五七七	—	—
南津輕郡	八三,四三二,三二八	—	—	八三,四三二,三二八	八三,四三二,三二八	—	—
北津輕郡	五七,九七七,五一	—	—	五七,九七七,五一	五七,九七七,五一	—	—
上北郡	二〇八,八八四,二八一	—	—	二〇八,八八四,二八一	二〇八,八八四,二八一	—	—
下北郡	一三三,一三三,七八九	—	—	一三三,一三三,七八九	一三三,一三三,七八九	—	—
計	八七四,〇七〇,三三八	—	—	八七四,〇七〇,三三八	八七四,〇七〇,三三八	—	—

### 國有地內譯

(昭和九年一月一日現在)

郡市別	總數	農林省主管地										官內	
		鐵道省	陸軍省	海軍省	司法省	遞信省	文部省	官有地	國有林野	省	內務省		
弘前市	一七,三三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
青森市	一六,七九五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八戸市	一六,七九五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東津輕郡	七,三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西津輕郡	七,三三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中津輕郡	四,四九六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南津輕郡	四,四九六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北津輕郡	四,四九六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	四九,一三六,〇五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### 御料地內譯

(昭和九年一月一日現在)

郡市別	總數	農林省主管地										官內	
		鐵道省	陸軍省	海軍省	司法省	遞信省	文部省	官有地	國有林野	省	內務省		
東津輕郡	九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上北郡	四八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下北郡	四八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	九五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

### 御料地貸下

(昭和九年一月一日現在)

郡市別	總數	農林省主管地										官內	
		鐵道省	陸軍省	海軍省	司法省	遞信省	文部省	官有地	國有林野	省	內務省		
東津輕郡	一三,七四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上北郡	一,一八四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下北郡	一,一八四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一六,一〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



土地・人口——民有々租地地積

Table with 4 columns: Village Name, Land Area, Population, and Rental Land Area. Includes entries like 藤代村, 新浦村, 大船村, 船野村, 高杉村, 裾野村.

Table with 4 columns: Village Name, Land Area, Population, and Rental Land Area. Includes entries like 南津輕郡, 黒石町, 藤崎町, 石川町, 大鰐町, 柏木町, 女鹿町, 富木町, 野澤村, 大野村, 浪岡村, 五郷村, 六郷村, 十二里, 常磐, 光田, 畑田, 田舎, 中郷, 山形, 猿賀, 尾上, 金田, 浅瀬, 大光, 竹光, 館寺.

Table with 4 columns: Village Name, Land Area, Population, and Rental Land Area. Includes entries like 北津輕郡, 五所川原町, 板柳町, 金木町, 小阿彌, 梅澤, 沿川, 六郷, 鶴田, 榮川, 中郷, 三好, 七和, 長橋, 松島, 飯詰, 喜良, 武田, 中里, 内田, 相内, 小泊, 野邊, 七戸, 上野, 七戸.

土地・人口——民有々租地地積

土地・人口——民有々租地地積

Table with 10 columns and 10 rows of data for municipalities: 三本木町, 百石町, 横濱村, 天間林村, 甲野村, 浦野村, 大深田, 藤坂, 下田, 六ヶ所村, 三本木町, 百石町, 横濱村, 天間林村, 甲野村, 浦野村, 大深田, 藤坂, 下田, 六ヶ所村.

Table with 10 columns and 10 rows of data for cities: 下北郡, 田名部町, 川内町, 大畑町, 大畑町, 東通町, 佐井町, 脇野沢村, 下北郡, 田名部町, 川内町, 大畑町, 大畑町, 東通町, 佐井町, 脇野沢村.

Table with 10 columns and 10 rows of data for towns and villages: 三戸町, 三戸町, 三戸町, 五戸町, 田代町, 大館町, 階上村, 三戸町, 三戸町, 三戸町, 五戸町, 田代町, 大館町, 階上村.

Table with 10 columns and 10 rows of data for various municipalities: 館長代村, 上長代村, 下長代村, 北引村, 地引村, 島守村, 名久井, 田久部, 中川村, 留川村, 斗川村, 猿川村, 向上村, 平川村, 市川村, 倉石村, 戸澤村, 野澤村, 淺澤村, 豊崎村.

全國道府縣別人口

Main table showing population data for prefectures: 全, 北, 青, 岩, 宮, 道, 關, 東, 東, 海, 森, 手, 城, 縣, 關, 東, 東, 海, 森, 手, 城, 縣, 關, 東, 東, 海, 森, 手, 城, 縣.

土地・人口——民有々租地地積——全國道府縣別人口



土地・人口——全國都市人口

島根縣	75,100	廣島縣	1,300,100	山口縣	1,175,300	德島縣	1,168,300	香川縣	737,800	愛媛縣	758,600	高知縣	1,178,500	福岡縣	743,500	佐賀縣	2,706,300	長崎縣	706,900	熊本縣	1,288,500	大分縣	1,400,000	宮崎縣	970,100	鹿兒島縣	815,600	沖繩縣	1,633,800
-----	--------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	---------	-----	---------	-----	-----------	-----	---------	-----	-----------	-----	---------	-----	-----------	-----	-----------	-----	---------	------	---------	-----	-----------

全國都市人口

(昭和九年十月一日現在)

札幌市	151,200	旭川市	90,600	小樽市	153,200	函館市	233,700	室蘭市	60,500	釧路市	58,900	帯広市	140,400	弘前市	90,500	青森市	140,400	八戸市	90,500	盛岡市	269,200	仙台市	497,500	長崎市	497,500	佐賀市	186,000	熊本市	60,400	大分市	47,500	別府市	47,500	東京市	2,988,000	神戶市	2,988,000	大阪市	2,988,000	京都市	2,988,000	名古屋市	2,988,000	廣州市	2,988,000	瀨戶市	2,988,000	津市	2,988,000	四日市市	2,988,000	宇治市	2,988,000	宇都宮市	2,988,000	松本市	2,988,000	大津市	2,988,000	京都府	2,988,000	大阪府	2,988,000	和歌山縣	2,988,000	奈良縣	2,988,000	西宮市	2,988,000	尼崎市	2,988,000	姫路市	2,988,000	神戸市	2,988,000	岸和田市	2,988,000	堺市	2,988,000	大塚市	2,988,000	大宮市	2,988,000	浦和市	2,988,000	宇都宮市	2,988,000	松本市	2,988,000	高松市	2,988,000	徳島市	2,988,000	萩市	2,988,000	山口市	2,988,000	宇布市	2,988,000	尾道市	2,988,000	吳市	2,988,000	廣島市	2,988,000	津市	2,988,000	倉敷市	2,988,000	岡山市	2,988,000	松山市	2,988,000	米子市	2,988,000	鳥取市	2,988,000	海老名市	2,988,000	新宮市	2,988,000
-----	---------	-----	--------	-----	---------	-----	---------	-----	--------	-----	--------	-----	---------	-----	--------	-----	---------	-----	--------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	------	-----------	-----	-----------	-----	-----------	----	-----------	------	-----------	-----	-----------	------	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	------	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	------	-----------	----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	------	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	----	-----------	-----	-----------	----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	-----	-----------	------	-----------	-----	-----------

帝國版圖內人口 (昭和五年內閣統計局調査)

北海道	674,877	東北地方	9,035,041	關東地方	15,674,734	中部地方	7,030,377	近畿地方	11,763,330	四國地方	2,294,739	九州地方	10,294,739																																																						
青森縣	382,073	岩手縣	644,447	秋田縣	338,869	山形縣	3,059,355	福島縣	3,388,699	茨城縣	3,059,355	栃木縣	3,388,699	群馬縣	3,059,355	神奈川縣	3,388,699	東京府	3,388,699	千葉縣	3,059,355	埼玉縣	3,388,699	山梨縣	3,059,355	長野縣	3,388,699	新潟縣	3,059,355	富山縣	3,388,699	石川縣	3,059,355	福井縣	3,388,699	滋賀縣	3,059,355	京都府	3,388,699	大阪府	3,388,699	兵庫県	3,388,699	奈良縣	3,059,355	和歌山縣	3,388,699	徳島縣	3,059,355	香川縣	3,388,699	愛媛縣	3,059,355	高知縣	3,388,699	福岡縣	3,388,699	佐賀縣	3,059,355	熊本縣	3,388,699	大分縣	3,059,355	鹿兒島縣	3,388,699	沖繩縣	3,388,699

市町村別現住人口 (昭和九年十二月末現在)

東京市	1,577,777	青森市	481,086	弘前市	477,008	總計	9,523,094																				
大阪府	1,577,777	京都府	481,086	奈良縣	477,008	和歌山縣	9,523,094	徳島縣	481,086	香川縣	477,008	愛媛縣	9,523,094	高知縣	481,086	福岡縣	477,008	佐賀縣	9,523,094	熊本縣	481,086	大分縣	477,008	鹿兒島縣	9,523,094	沖繩縣	481,086

土地・人口——帝國版圖內人口——市町村別現住人口

土地・人口——市町村別現住人口

Table listing population data for various municipalities including 越水村, 柴田村, 水元村, 柏木村, 川除村, 出垣村, 稻垣村, 館岡村, 車力村, 十力村.

Table listing population data for various municipalities including 中津郡, 清和村, 和徳村, 豊田村, 千越村, 駒越村, 岩木村, 相馬村, 東馬村, 西馬村, 藤代村, 新和村, 大浦村, 船津村, 高杉村, 裾野村.

Table listing population data for various municipalities including 六郷村, 鶴田村, 榮川村, 中好村, 三和村, 七橋村, 長島村, 松島村, 飯詰村, 嘉瀬村, 喜良市, 武里村, 中湯村, 内湯村, 相内村, 小泊村.

Table listing population data for various municipalities including 上北郡, 野邊町, 七戸町, 三本町, 百石町, 横濱町, 天間林町, 甲野町, 浦内町, 大野町, 十和田町, 藤和町, 六戸村.

土地・人口——市町村別現住人口

人口動態月別表 (昭和九年)
Table with 12 columns for months (一月 to 十二月) and 6 rows for demographic events: 婚姻 (Marriage), 離婚 (Divorce), 出生 (Birth), 死亡 (Death), 産 (Production), 死産 (Stillbirth).

人口動態月別表

(昭和九年)

郡市別人口動態對照表
Table showing population dynamics by municipality (郡市別) including marriage, divorce, birth, and death statistics for various regions like 八戸市, 青森市, etc.

郡市別
List of municipalities: 青森市, 弘前市, 八戸市, etc.

職業別現住人口 (昭和九年末現在)
Table showing the current population by occupation (職業別) as of the end of 1934, categorized into sectors like 農業 (Agriculture), 工業 (Industry), etc.

職業別現住人口

(昭和九年末現在)

郡市別人口動態對照表 (昭和九年末現在)
Table showing population dynamics by municipality (郡市別) as of the end of 1934, including marriage, divorce, birth, and death statistics.

郡市別人口動態對照表

(昭和九年末現在)

土地・人口——郡市別人口動態對照表——職業別現住人口
Table showing population dynamics by municipality (郡市別) and current population by occupation (職業別) for various municipalities like 市川村, 平内村, etc.

土地・人口——郡市別人口動態對照表——職業別現住人口

土地・人口——國內在留外國人——在外本邦人

國內在留外國人

Table of foreign residents in Japan, categorized by nationality (e.g., 中國, 英國, 美國) and sex (男, 女), with sub-totals for each group.

(昭和七年末現在)

在外本邦人

Table of Japanese residents abroad, categorized by region (e.g., 南洋, 北米, 歐洲) and sex, with sub-totals for each region.

(昭和七年十月一日現在)

縣内在留外國人

Table of foreign residents in the county, categorized by nationality (e.g., 英國, 美國, 法國).

契約移民

Table of contract immigrants, showing family counts and personnel numbers for various years.

本縣滿洲自衛移民

Table of self-defense immigrants from Manchuria, showing numbers of immigrants and current residents.

北海道行本縣移民

Table of immigrants from the county to Hokkaido, showing household and population counts for different years.

東北の人口構成に於ける特異性の概観

Textual analysis of the population structure in the Tohoku region, discussing density and migration patterns.

本縣南米ブラジル

Table of immigrants from South America (Brazil), showing numbers of immigrants and current residents.

(昭和十年五月現在)

土地・人口——縣内在留外國人——本縣南米ブラジル移民——東北の人口構成に於ける特異性の概観

土地・人口——東北の人口構成に於ける特異性の概観

都市集中の程度は東山地方に亞いで低い。市部人口の割合は六縣中一九・七%で青森最も高く五・二%の秋田を最低とする。

二、人口の増加

東北地方の出生率は全国各地中斷然他を壓する高率を示し、殊に西南部から東北部に向ふに従つて上昇の傾向を持つてゐる。昭和四年乃至八年平均出生率(出生の人口千に對する割合)に依れば三八・六二%の高率を示して全國の三二・三九%を遙かに凌駕してゐる。中でも青森の四三・〇六%は最も高く秋田、岩手、宮城、山形、福島に從ふ。死亡率も全國最高の北陸を除けば他の何れの地方よりも高く昭和四年乃至八年死亡率(死亡の人口千に對する割合)は一九・七七%であつた。この死亡率も出生率同様各縣中青森は二一・五九%で最も高く岩手、秋田、山形に亞ぐ。以上四縣は何れも全國平均を凌駕するが福島、宮城のみは却つて全國平均より低率である。次に東北に於ける出生及死亡の差増即ち人口自然増加を見るに昭和四年乃至八年平均人口自然増加率は一八・八五%で全國の一三・八七%より遙かに高く北海道の一・九一・一五%を除けば何れも東北

より低率となる。就中本縣は二一・四七%を以て六縣中の最高位を占め宮城、秋田、岩手、福島、山形その順を追ふ。人口の移動にあつては東北諸縣も他の大多數の縣同様流入人口により流出人口が多い。然しその流出超過の人口は他の諸縣に較べて必ずしも最も多い部類には屬しないのであつて、比較的多いとされる秋田の一八一、六二三(昭和五年調査)も人口流出超過せる全國三十七縣中の第九位に止まる。福島、山形も流出超過三十七縣平均流出超過人口を凌駕するが三縣は平均より少ない。最後に大正十四年より十四年及び大正十四年より昭和五年までの人口の實増加を見るに、六大都市府縣を除く時は東北の人口増加率は全國各地方中前期に於て第一位、後期に於ては北海道に亞いで第二位である。

三、體性

東北に於ける男女の權衡は都會所在地方を除く他地方に比較し必ずしも女多しと云へないが、尙全國平均に較ぶれば男の割合著しく少ない。昭和五年に於ける全國人口の男女の割合は女百に付男一〇一・〇三であるが、東北は九一・一七を示し女

の割合が多い。但し各縣に就て見るときは必ずしも一様ではなく、宮城は一〇一・三九で却つて全國より男の割合が多くなつてゐる。青森、秋田も女に比し男超過してゐるが岩手、山形、福島の三縣は何れも女超過である。次に男女人口の流入に對する流出の超過は他府縣と比較して福島、秋田、山形、宮城は比較的女多い。大正九年乃至昭和五年の十年間に於ける流出超過の増加人員は男女共福島が最も多く全國を通じて第一位を占めた。次で山形、秋田も比較的多いが、青森、岩手は少なくなつた。宮城の如きは却て其の數を減じた。

四、年齢

東北に於ける人口の年齢構成は低年齢から高年齢に至るに従つて次第にその人員を減じて所謂正常な年齢構成の定型を成してゐる。然し之を他の各地方と比較すれば幼年の割合は最も多い部に屬し、生産年齢及老年の割合は最も少く部に入る。昭和五年の東北の人口六、五七四、三五九を、一四歳以下の幼年者一五歳より五九歳の生産年齢者及び六〇歳以上の老年者に區別すれば、幼年者は人口の四〇・

五〇

六%、生産年齢五二・八%、老年六・五%、生産年齢五・六%、老年七・三%に較べて幼年の割合高く、生産年齢及び老年の割合低い。之を各地方と比較すれば、幼年の割合は北海道を除く何れの地方よりも高く、生産年齢の割合は四國、沖繩を除いて何れの地方よりも低い。老年の割合も北海、關東を除けば最も低い地方となる。更に東北各縣の幼年の割合は秋田、青森、宮城、福島、岩手、山形の順に何れも全國平均を凌駕してゐる。生産年齢の割合は山形の五三・七%を最高に青森、秋田、宮城、岩手、福島と順次にその數を減じ全國平均の五六・二%に及ぶものがない。老年の割合も岩手の七・五%を除けば何れも全國平均以下である。斯くの如く東北地方の幼年の割合は全國中最も高き部に、生産年齢及老年は最も低き部に屬する原因は先づ出生率の著しく高率なること、人口の社會的移動に於て流出超過し若干の青年壯年層を失ふこと、五〇歳以上の高年齢者に異常に高い死亡率を示すこと等に求め得られるのである。

五、配偶關係

昭和五年に於ける一五歳以上の所謂可婚年齢者を未婚、有配偶、死別及離別に分つて其割合を検する。男の未婚の割合は東北に於て二八・三%で全國の三二・五%より遙かに少ない。他地方との比は四國、北陸、沖繩に亞いで低く中國と同率である。各縣に就て見ても全國平均に及ぶものなく、宮城の三一・五%を最高に山形、青森、秋田、福島岩手の順である。乍然有配偶の割合は六五・六%を占め全國の六〇・七%を遙かに凌駕し、北陸を除けば他に及ぶ地方がない。六八・二%の岩手を最高とし福島、青森、秋田、山形、宮城の順で何れの縣も全國平均を超過してゐる。東北に於ける死別の割合は四・七%を示し全國の五・四%より低く且北海道を除けば各地方中最も低率である。各縣亦全國に及ぶものなし。離別の割合は一・四%で全國平均と同率を示し各地方中中に在り東北各縣に於て見ても其間に大差はない。次に女に就て見る。東北の未婚の割合は一七・八%で全國の二二・五%より遙かに低い。他地方と較ぶれば北陸、中國、四國に亞いで低率であり東北各縣何れも全國平均に及ばぬ。山形の二〇・五%を最

土地・人口——東北の人口構成に於ける特異性の概観

高に福島、宮城、青森、秋田、岩手の順に低い。有配偶の割合は六四・八%の高率で全國の六一・三%を凌駕し他地方中東北より高きもの北海道あるのみである。東北各縣亦何れも全國平均より高く青森、岩手、秋田、福島、宮城、山形の順である。死別の割合は一五・三%で全國と同率。離別の割合は二・一%と全國の一・九%と大差なく特に東北に於ける配偶關係構成は男女を通じ未婚の割合低く有配偶の割合高く、男に於ては死別の割合も亦低きを其の顯著な特徴と謂ひ得る。是れ多婚にして早婚なること、農業有業者の多きこと等と照應するものであつて、この事實は即ち東北に於ける異常に高い出生率を説明する。次に東北に於ける離婚率は八・一八%(昭和四年乃至八年平均婚姻の人口千に對する割合)で全國の七六・七%より高く、他地方に比較すれば北陸、沖繩、四國、中國に亞き高率である。各縣中青森を最高に何れも全國より高率である。最後に東北に於ける平均初婚年齢を見る。男の昭和四年乃至八年平均初婚年齢は二五・八五歳で、全國の二七・三九歳に遙

かに及ばず他の地方と比較して最も低い。六縣中岩手は最低で二四・八八歳、青森二四・九二歳、秋田二五・七〇歳、山形二六・二六歳、福島二六・三二歳、宮城二六・五九歳である。一・八八歳で全國の二三・三三歳より遙かに低く各地方中最低位に在る。各縣に於ける平均年齢は青森二〇・六一歳、岩手二〇・九二歳、秋田二一・〇三歳、宮城二二・三三歳、山形二二・六六歳、福島二二・九七歳の順序である。平均初婚年齢を既往と比較すれば全國各地方を通じて男女共大體に於て上昇の傾向を辿り東北も亦同様の趨勢に在る。

六、産業

東北に於ける有業率は全國及各地方に比し著しく低率で昭和五年の有業率は五五・五%、女三五・七%とし兩者を通じて四五・六%である。之を大正九年に於ける男五八・二%、女三九・六%、兩者を通じて四八・九%と比較すれば何れも有業率の低下を見、殊に其度合は女に於て著しい。昭和五年に於ける全國平均有業率は四五・九%、東北は北海道、近畿、關東に次いで低い。各縣に於ける有業率には其間に相當の差異あり福島、岩

手、山形は比較的高く何れも全國平均以上であるが青森は全國平均より僅かに低く、宮城、秋田は著しく低率を示し、全國十地方中最低位なる北海道に於て及ばぬ。男女別に見れば男は各地方中最低位、女は全國平均以上の各地方中位にある。斯くの如く男女有業率の全國に於て占むる地位に差異のあるのは東北は一般に工業、商業、交通業の如き近代産業の發達せるものがなく、爲に男の就業を阻み一方特殊の教育、技術を要しない農業に於ては婦女の就業容易なる事情にあるに由るものと云ひ得る。然りとはいふも女の有業率を比較的農業を主業とせざる地方に比較するときは必ずしも高しとせぬ。有業率が九〇%より低下せることは獨り東北に限る現象でなく全國に共通する所であるが他地方に較ぶれば其度合著しいものがある。是れ東北に於て人口の増加に比し職業の供給相對的に少きを語るものである。東北に於ける有業者の所属産業を見れば、其の三分の二は農業五分の一は商工業で農業の割合が多く商工業の割合が少ない。されば人口に對する各業有業者の割合に於ても農業は沖繩、東山、水産業は北海

### 土地・人口——東北の人口構成に於ける特異性の概観

道、四國、沖繩、鑛業は九州、北海道に在りて、他は全國平均以上であるが、他の各業は農業振はざる状態である。殊に工業に至つては各地中最低位を示し商業も亦最下位の沖繩に亞ぐ状態である。蓋し東北の地は我國の北陲に邊在して交通、氣候、文化施設等に恵まれない爲め、人口の産業組織は實に如上の事實と表裏するものである。東北に於ける有業者の三分の二は農業に所屬し、而も農業有業者の殆んど全部は農作に従事するものである。而して農作を自作、自作兼小作、小作に分てば自作の割合は關東、北陸に亞て低く小作の割合は北海道、關東に亞て高い。固より自作、小作の別は直ちに貧富又は社會的地位を指標するものではないが、而も一民の地位は他地方に比し劣るとも優ると云ひ難い。尙全國及多くの地方に於て大正九年に比し自作及自作兼小作の割合を減じ、自作の割合を増したるに拘らず、東北は自作兼小作の割合を増じて自作と共に小作の割合も増加したことは注目すべき現象である。尙最後に東北に於ける農耕業主一人當りの耕地面積を見れば一町五畝七畝二十七歩で

全國平均より二段二畝廣く各地方中北海道に亞ぐ大なる耕地を耕作する。是れ東北の土地は南方の諸地方に較べ生産力劣り且は高度に發達せる蔬菜、花卉等の園藝少く主として穀作を營む者多きに由るものである。

#### 七、普通世帯

昭和五年の東北に於ける普通世帯の平均人員は一世帯につき五・八八人に當り、全國の四・九七人より遙かに多い。之を他地方と比較するも何れも東北に及ばず、各縣亦悉く全國平均を凌駕する。就中山形の六・〇五人最も多く宮城、岩手、秋田、青森、福島に亞ぐ。普通世帯所屬人員の男女割合は全國に於ては女百に男百一〇・一八で僅かに男超過するが東北は九七・八七を示して女の割合多く他地方に較べても女の割合多い地方である。次に昭和五年に於ける東北の普通世帯を世帯人員に依り區分し、其の普通世帯總數中に占むる割合を見れば、五人世帯最も多く一三・七%を占め、六人世帯一三・五%、四人世帯一二・四%、七人世帯一二・〇%、三人世帯一〇・七%、八人世帯九・四%等順次に亞ぎ、所屬人員より見るときは七人世帯最も多く普通世帯人員の一四・

二%を占むる。更に全國及他地方の其れと比較するに人員別普通世帯の割合は一人乃至五人の各世帯に在つては全國平均を下り六人以上の各世帯に在つては全國平均を凌駕してゐる。これと異なり全國に於ては世帯の割合は四人世帯所屬人員の割合は六人世帯を中心として前後に向ひ其數を遞減してゐる。東北六縣に就て見ても其間には顯著な差異なく東北全體に就て述べたと同様のことが謂ひ得られる。之を要するに東北は全國を通じて最も世帯人員の多い地方と言はざるを得ない。

### 本縣に於ける九年中の出生、死亡數

本縣の昭和九年中に於ける出生總數は縣統計課の發表によれば四萬二千二百四十人で死亡總數は二萬九千二百六十六人、之を昭和八年と比較すると出生は六百九十四人減少したのに反し、死亡は一千五百九十九人増加した。死亡率の差引人口増加は前年に比べ一、一千八百五十三人を減少して二萬一千三百三十四人となつてゐる。出生減、死亡増は最近全國的傾向を顯著に現してゐる。

總數並に郡市別出生、死亡數は左の如くである。

郡市	出生	死亡
弘前市	一、五六一	一、六二七
青森市	一、五三二	一、五七〇
八戸市	一、五三七	一、五九一
東郡	一、五三七	一、五九一
西郡	一、五三七	一、五九一
中郡	一、五三七	一、五九一
南郡	一、五三七	一、五九一
北郡	一、五三七	一、五九一
上北郡	一、五三七	一、五九一
下北郡	一、五三七	一、五九一
三戸郡	一、五三七	一、五九一
弘前市	九〇〇	八八八
青森市	一、二六八	一、二五五
八戸市	一、二四〇	一、二四〇
東郡	一、二六〇	一、二五五
西郡	一、二六〇	一、二五五
中郡	一、二六〇	一、二五五
南郡	一、二六〇	一、二五五
北郡	一、二六〇	一、二五五
上北郡	一、二六〇	一、二五五
下北郡	一、二六〇	一、二五五
三戸郡	一、二六〇	一、二五五

## 氣象

### 昭和九年青森の氣象概観

冬期に於ける氣温が稍々低かつた爲に降水量に於ては平常に比して幾分寡かつたが降雪量は一般に多く、特に二月には降雪量に於て平常に比し約百センチ量に於て、從つて雪期も遅れ四月十日に至つて漸く根雪の解消を見たり、其の後六月初旬に至る間低温多濕を繼續し、六月中旬に至り俄然高温となつたが日照はこれに從はず、七月月中旬に於て再び極端なる低温となり、九月初旬迄殆んど連日低温を續け、甚しくは平年に比して五度内外の低温を示した日が多かつた。九月中旬以後稀に平年氣温を越えたこともあるが、一般に低温を持續し、十一月下旬から十二月下旬にかけて猛烈な大陸旋風の影響を受けて風雪を招來した。來し積雪消え、十二月下旬の下半に再び寒冷となつて積雪を見

### 九年度低氣温概況

一月(低温、寡雪、多照) 本月は高氣壓が支那大陸に定住したるが爲めに大陸旋風が來去すること割合に些く爲めに風雪を齎すこと少かりしも、寒氣は例年に比して稍々強く、寒氣は例年に比して稍々弱く、空気の濕氣は平年より多し、即ち平均氣温は平年に比して二・〇度九分低く平均湿度は平年より百分九分多し、降雪量は平年より百分二・〇多し、降水は平年より百分一・〇多し、日照時間は平年より百分三・〇少し、日照時間餘多照なり。

二月(低温、多濕、寡照) 本月は前月に比して風雪稍々多く寒氣厳しく平均氣温は平年に比して一度二分の低温に、湿度も亦稍々多濕なり、降水量は平年と殆ど大差なく、日照は著しく寡

三月(稍々低温、多濕、空前の風雪) 本月は猛烈なる大陸旋風の來去するものありたるが爲めに風雪甚しきものあり、特に此月の二十一日の如きは極めて稀有の風雪にして最大風速度西北西の二十七米八に達したるが如き明治十五年以來かつて測したることなし、平均氣温は平年に比して稍々低く、湿度も亦稍々多し、日照時間餘多照なり。

四月(低温、多照、寡雨) 降雪は七日を算するのみならず、降雪の日多く冷涼にして平均氣温は平年に比して稍々低く、湿度は平年より百分二・〇少く、日照時間は平年より百分三・〇多し、日照時間餘多照なり。

五月(多濕、多雨、寡照) 本月に入りては氣温は全く平年並となるも曇天日數殊に多く、從つて日照時間餘多照なり、降水量は平年に比して約二・〇倍多し、日照時間餘多照なり。

六月(高温、寡雨、寡照、多濕) 本月は優勢なる高氣壓が小笠原方面に存在したるが爲めに中旬に至り急に氣温は昇り、全體を通じて一度一分の高濕となれり、然れ共雲量は平年に比して稍々多し、湿度も亦六%多し、日照時間餘多照なり、降水量は平年より百分二・〇多し、日照時間餘多照なり。

七月(低溫) 本月上旬迄は平年に比して極めて高温なりしも中旬に至り俄然低温となり、爾後連日平年氣温に比して著しき低温を示せり、特に中旬及下旬に於て平年氣温より五度内外の低温の日を見たるが如き近來稀に見るところなり、雲量も平年に比して稍々多し、日照時間餘多照なり。

八月(低溫、多濕、寡照、寡雨) 全月を通じて氣温極めて低く平年に比して一度七分の低温なり。

雲量は平年に比して頗る多く、一、六多く從つて曇天は日照時間餘多照なり、降水量は極めて少く平年に比

氣象概説——九年度低氣温概況

氣象

昭和九年度月別最高最低氣溫及平均氣溫

Table showing monthly temperature and humidity data for the 9th year of the Showa era, comparing it to the 11th year of the Meiji era.

青森平均氣壓、氣溫、濕度表

Table of average atmospheric pressure, temperature, and humidity for Aomori Prefecture.

九年度稻作期に於ける津輕、南部地方の氣象比較

Comparison of weather conditions during the rice growing period in the 9th year of the Showa era between the Tsugaru and Sanriku regions.

津輕海峽水溫と太平洋沿岸の海流水

Text describing the investigation of water temperature in the Tsugaru Strait and the Pacific coast.

Table of water temperature data for the Tsugaru Strait and Pacific coast.

九年度月別暴風日數及最大風速

Table showing the number of typhoon days and maximum wind speeds by month for the 9th year.

暴風雨特記

Special notes on typhoons and heavy rain, including details of a typhoon on September 21st.

本縣暴風記錄

Record of typhoons in the county, mentioning historical events and their impacts.

四季と暴風

Discussion of typhoons across the four seasons, noting seasonal variations in frequency and intensity.

地震概説及發生數

Overview and statistics of earthquakes, including details of a major earthquake in 1923 and its impact on the region.

氣象—有感無感月別表—九年度天氣日數—降水日數—雪—昭和九年度の薄雪

Table with 12 columns for months (一月 to 十二月) and rows for '有感' (有感), '無感' (無感), and '合計' (合計). Includes a sub-table for '有感無感月別表' with a note '( )内は累年月別平均'.

九年度天氣日數

Table showing weather days for 1920 (九年度). Columns: 月別 (Month), 降水 (Precipitation), 霰 (Sleet), 霧 (Fog), 快晴 (Clear), 曇天 (Overcast), 暴風 (Storm), 霜 (Frost), 地震 (Earthquake). Rows: 一月 to 十二月, 合計 (Total).

降水日數

Table showing precipitation days for 1920. Columns: 月別 (Month), 降水日數 (Precipitation days), 合計 (Total).

初雪、昭和九年十一月九日... 昭和九年の薄雪... 昭和九年の薄雪は、初雪が十一月九日、終雪が四月三十日、積雪が十一月二十日、融雪が四月三十日であった。

本縣凶作年の降雪量

Table comparing snowfall in '凶作年' (crop failure years) from Meiji 35 to Showa 9. Columns: 年 (Year), 最大降雪量 (Max snowfall), 最深積雪量 (Max snow depth).

最近十ヶ年の最多降雪量、最深積雪量、總降雪量比較表

Table comparing maximum snowfall, maximum snow depth, and total snowfall for the last ten years (1910-1920).

本縣氣象上の最高及最低記録

Table listing meteorological records for the county, including highest/lowest temperature, wind speed, and precipitation.

節季及雜節氣象

Table of seasonal and miscellaneous meteorological data, including frost dates, snowmelt dates, and wind directions.

動植物季節觀測

Table of seasonal observations for animals and plants, including hatching and flowering dates.









政友會は頻りに臨時議會の召集を政府に要求するけれども、政府が之に應諾する気色は見えなかつた。閣議の決議は、左の三項目を決議して散會した。一、臨時議會の問題に對して、各種の災害對策の急を要するものに就いては、臨時議會を開くものとして全國に亙り、各省の調査成案を急がしむること。二、議會の協賛を待たずして實行すべき緊急の施設に就いては、早速に之を實行すること。三、低利資金の供給は必要に應じ相當の用意あり。

申合せ

一、臨時議會の問題に對して、各種の災害對策の急を要するものに就いては、臨時議會を開くものとして全國に亙り、各省の調査成案を急がしむること。二、議會の協賛を待たずして實行すべき緊急の施設に就いては、早速に之を實行すること。三、低利資金の供給は必要に應じ相當の用意あり。

在滿機構問題の紛糾

全滿機構問題につき外務、陸軍、拓務三省の方案鼎立し紛糾を極めた。今三省案大要を擧ぐれば、

務大臣の監督を受くるものとす。外務省では駐滿全權の内閣直屬案を斷乎として排撃し、拓務省又拓務省の監督権削除に反對し、現地に於ける關東廳全員起ちて、拓務案支持に猛迫する等紛糾を極めた。陸軍、林陸相は在滿機關改革案に此意を表し、軍事參議會は一致支持するに決した。三省の意見對立交渉協議一ヶ月餘に亙り、陸軍側は急速なる解決を要求して已まなかり、岡田首相はこの解決策につき慎重なる考慮を費やした結果、左の如き案の骨子を作成した。即ち官制等の形式に於ては外務省の主張を容れ、内容實質の點に於ては陸軍側の主張を充分に取り入れ、且つ拓務省側の立場をも考慮して内閣總理大臣の補助機關たる對滿事務局に總裁を置き、拓務大臣をして兼ねしむるといふにある。

案の骨子

一、外務大臣の指揮監督を受くる從來の在滿大使は、外交及び領事事務(居留民保護取締の爲めの領事館警察を含む)及び附屬地に於ける裁判及び登記事務並に司法警察等を司

一、關東長官を廢止する結果從來關東長官の指揮監督を受けつゝ附屬地の行政及び單行法規に基く行政事務(イ)附屬地に於て從來滿鐵が持つてゐた土木、教育、衛生等の行政事務(ロ)滿鐵の業務及び滿洲電信電話會社の業務監督に就ては内閣總理大臣の指揮監督の下に、在滿大使が之を司る。この場合内閣には官制を以て對滿事務局を創設し總理大臣の補助機關とす。一、關東州に知事を置く。關東州知事は内閣總理大臣の指揮監督を受くる。在滿大使の指揮監督を受け、關東州内の一般行政事務を行ふ。一、右の如く拓務大臣の指揮監督を受けてゐた從來の關東長官の警察権限は、全部内閣總理大臣の指揮監督を受くる。在滿大使の権限に屬する結果、在滿大使館に一局を設け之に關する一切の事務を司らしむ。

一、陸軍側の主張は、對滿事務局は專任文官の他關係各官廳高等官より參與を命じ、事務官を補する等事務聯絡上必要なる措置をとるものとす。一、駐滿全權大使に對し、南滿洲鐵道株式會社及び滿洲電信電話株式會社の業務の監督、關東州知事其他の監督並に鐵道付屬地行政を行ふの權限を付屬せしむ。一、駐滿全權大使及び其下に

一、拓務省廢止を前提とする在滿機構には絶対反對である。よし滿洲問題に關する拓務省の權限が縮小されたとして、産業發展の中樞機關としての拓務省の設立理由は失はれるものではない。一、滿洲國の基礎次第に固き最近の事態に適する爲めに、現行の三位一體を固執せず寧ろ左の方式による二位一體とする事が適當である。其の場合は關東州は獨立の行政區域として、長官は現在の親任官制を廢し、勅任の州知事制度とす。州知事の第一次監督官は在滿全權とし、第二次監督官は拓務大臣とす。一、二位一體制の長官の名稱は現在の大使とするよりも駐滿全權といふが如きものとす。一、關東軍日本司令官を兼ね、全權は軍事、行政、外交の三權を總掌す。一、駐滿全權は軍事に關しては陸軍大臣、産業、經濟、警察等の行政事項に關しては拓務大臣、外交關係に關しては外務大臣、現行制に基きて之を存置すること。一、右に關する權限の行使に就ては、大使は内閣總理大臣の監督に屬する。

拓務省案

一、拓務省廢止を前提とする在滿機構には絶対反對である。よし滿洲問題に關する拓務省の權限が縮小されたとして、産業發展の中樞機關としての拓務省の設立理由は失はれるものではない。一、滿洲國の基礎次第に固き最近の事態に適する爲めに、現行の三位一體を固執せず寧ろ左の方式による二位一體とする事が適當である。其の場合は關東州は獨立の行政區域として、長官は現在の親任官制を廢し、勅任の州知事制度とす。州知事の第一次監督官は在滿全權とし、第二次監督官は拓務大臣とす。一、二位一體制の長官の名稱は現在の大使とするよりも駐滿全權といふが如きものとす。一、關東軍日本司令官を兼ね、全權は軍事、行政、外交の三權を總掌す。一、駐滿全權は軍事に關しては陸軍大臣、産業、經濟、警察等の行政事項に關しては拓務大臣、外交關係に關しては外務大臣、現行制に基きて之を存置すること。一、右に關する權限の行使に就ては、大使は内閣總理大臣の監督に屬する。

大學等も大使の監督に屬せしむ。

一、行政事務局の警務部長には、關東憲兵司令官を、監理部長には關東軍交通監督部長を以て之に充つる事を得ること。

右は陸軍中心の改革案で、拓務省案は木端微塵に打碎かれた姿で一同撫然、關東廳全職員は一

致して辭表を取纏め、警察官は全滿署長會議を開いて最後の態度を議し、全滿巡查代表續々東上、中央で獨自運動を開始し、

對滿關係機關の調整については、先に九月十四日の閣議に於て議案を決定したところを

の實施によつて警察が憲兵化する、命令系統の統一を圖る

が、命令系統の統一を圖るのであつて警察機關を憲兵化するのでは無い。此の點につ

いて誤解なり不安なりを持つは無用である。各關係方面に

於てそれ、本案の根本趣旨を徹底諒解し、又之に關する誤解を一掃せんことを希望す

内閣書記官長 河田 烈

依願免本官

兒玉秀雄伯拓務大臣に親任

岡田内閣組織の當時より、拓務省には専任大臣を置かず、岡田總理大臣の兼任とし、滿洲機

構問題の結着を待ち居りしに、同問題は一時紛擾を免れなかつたけれども、兎に角陸軍の思ひ

に専任大臣を銜衡することとし、氏を推し、齊藤前首相より、更

令官の後を受けて、關東軍司令官となり、滿洲の治安に任じて

あつた。劉隆大將は、在滿機構改組問題起り、一方軍司令官と

して、關東長官として部下の反對論を鎮撫せざるべからざる位

に立ち、非常に困難を感じたが、司令官辭職の決心あり、政

臨時議會開會

關西風水害を初め、東北の凶作並に全國農村の災害救済豫

算、並に在滿機構改革案を審議する第六十六臨時議會は、十一

月二十七日を以て召集せられた。開院に先ち各政黨は各臨時

臨時議會開會

關西風水害を初め、東北の凶作並に全國農村の災害救済豫

算、並に在滿機構改革案を審議する第六十六臨時議會は、十一

月二十七日を以て召集せられた。開院に先ち各政黨は各臨時

見積りであるが、結局六億千八百八十萬圓の歳入不足となり、此の不足分を赤字公債にて補填

ぬ苦心を重ね、十一月二十二日曉に亘る豫算閣議に於ては、首

相官邸の寢室に横はりながら折衝を遂げた位で、過勞の結果容

に岡田内閣組織の當時、國家の重臣として奏薦の内議に與かり

民政黨は十一月二十六日議員大會を開いて對議案を講じた。

政治——中央政界展望——藤井藏相辭職——若槻民政黨總裁辭任——臨時議會開會

民政黨 十一月二十六日議員大會を開き、來會者三百餘名、滿











政治—貴族院議員名簿

Table of names and titles for the House of Peers, organized by political affiliation (e.g., 研和研公, 火公研研). Includes names like 岡田啓介, 大藏大臣, and various counts of members.

Table of names and titles for the House of Peers, organized by political affiliation (e.g., 交研火火, 公公研研). Includes names like 岡田啓介, 大藏大臣, and various counts of members.

貴族院議員名簿

Textual commentary or news items related to the House of Peers, mentioning names like 岡田啓介 and 大藏大臣, and discussing political events.

Table of names and titles for the House of Peers (貴族院議員名簿), listing members like 松尾、山崎、久米 etc. with their respective party affiliations.

衆議院議員一覽 (List of House of Representatives Members)

Table of names and titles for the House of Representatives (衆議院議員一覽), listing members like 伊藤、岡田、大隈 etc. with their respective party affiliations.

政治——衆議院議員一覽

七九





Table listing names and titles of various political figures and committees, including '明倫會' members and '縣政界展望' participants.

Table listing names and titles of political figures, including '縣政界展望' participants and other officials.

縣政界展望
概観 昭和九年より同十年四月に至る一ケ年間に於ける縣政の運動を掲げんに、政黨政治の運動に於ては著しきものな

政變に對し政友支部決議
齊藤内閣辭職し岡田内閣の出現となり、床次竹二郎氏が政友會から除名されたので、同氏の直系と見られる兼田代議士の去就が、縣政界に相當波瀾を捲き起すべく注目されてゐるが、政友會支部は九月十一日支部事務所に於て、時局對策協議の爲役員會を開催、川村支部長は

津島文治、竹内和徳、川田市長、兼田氏の行動云々には一切言及せず、左の決議を満場一致可決し、本部へ打電することとし散會した。

非常時局を機とし縣下に右傾團體擡頭各地に團體組織を見

谷三、宮崎健吉、柳川富七、蝦名春太郎
八戸政黨解消聯盟發會式
政黨解消聯盟八戸支部の發會式は、九月八日二十一日午前十時

其の末尾に
「身を以て國難に當れ」とは、蒙古の大軍襲來のときの長くも龜山上皇の御誓言なり。吾々は亦眼前に迫る幾多の國難に對し、身を以て之に當り、死して後止むの覺悟を有す。仍て茲に非常時日本の巨人、政黨解消聯盟々主松岡洋右氏の一國一體主義を範とし、昭和維新突撃隊の創立を宣し、昭々として天下青年の協力を望む。

藤崎町會の紛糾
南郡藤崎町は町長藤本徹郎氏辭職後佐藤慶吉氏町長となり、七月卅日昭和八年度町歳入出決算報告並に同町多年の懸案たる巡查部長派出所移轉新築に關する町會を開會の處、從來佐藤町長擁護の藤本兼太郎氏の一派は之に反對し、佐藤氏反對の新谷清之助一派は之に賛成し、賛否其の地位を更へたる姿にて、決議の結果賛成

縣下右傾團體擡頭
非常時局を機とし縣下に右傾團體擡頭各地に團體組織を見

昭和新突撃隊
昭和新突撃隊の帝國非常時局を打破するに、黨派的根性を捨て、利己的感情其の一切の普及徹底に突撃すべしとのスローガンの演説を聴講して、昭和新突撃隊を組織し、宣言を發し

昭和新聖會總管出口王仁三郎氏
昭和新聖會總管出口王仁三郎氏を迎へて、昭和新聖會奥羽地方本部發會式は、九月二十五日青森市鹽町歌舞伎座で開催、出席者約七百名、佐藤勝藏氏の開會の辭に次いで、神聖會の主義綱領發表、宣言朗讀の後出口王仁三郎氏統管として挨拶を述べ、深町靈陽、下位春吉兩氏の講演あり、決議を可決した。其の後、八戸、上北、下北、東郡、南郡の各郡市に於て、支部發會式を舉行した。



問し、同氏の奥南派絶縁、青年聯盟離脱についての事情を聴取したる後、情誼を盡して翻意を勸告して去り、夫れより奥南新報社に至り、奥南派幹部及び近藤長老と對談、結局大政友會主義を執りて、神田市長の再選後市會の情勢を見極め、適當なる時期に神田市長意中の人物を議長に推薦せしむる方策をとり、間隙に乗せんとする民政派の策動を抑壓せんとするに意見の一致を見た。翌二十九日には神田市長と會見、近藤氏の眞意を傳へ、從來の感情を一掃して奥南、濱通兩派の融和につき斡旋盡力方を依頼し、翌三十日には山浦武夫氏、其他の濱通派有志と會合して妥協一致を勧めたる後、近藤氏宅を訪問して會見結果を報告し、即日歸京した。

八戸市長選舉 藤井代議士の奔走盡力によりて、奥南、濱通兩派共大政友會主義で進み、神田市長再選に態度を決めた。而して議長問題に對しては神田市長は民政派の提議を退け、宜しく市會の總意によつて決定すべきものとの純理論から、市長選舉前は勿論市長と同時に選舉することをなさず、八月十四日を以て市長選舉の市會を開會し、開會劈頭大久保市會副議長は、從來の感情を一掃して奥南、濱通兩派の融和につき斡旋盡力方を依頼し、翌三十日には山浦武夫氏、其他の濱通派有志と會合して妥協一致を勧めたる後、近藤氏宅を訪問して會見結果を報告し、即日歸京した。

青森市長選舉

八戸市も亦殆んど満場一致で神田市長の再選となつた。只然し青森市のみは紛々々々、混亂三月に亘り漸く其の局を結んだ。其の間市長選舉の取消となり、小林知事の仲裁となり、はては刑事問題を惹起し、漸く市會議長加賀秀雄氏の當選となつた。斯くの如き面倒であつた選舉は多く其の比を見ぬであらう。今順序を追うて其の状況を略記せん。

青森市會の分野 青森市會の分野を見るに、凡そ北山市長派と、反北山市長派との二派に大別することが出来る。今、議長に加賀氏を選舉したるものを北山市長派とし、議長に千葉氏を選舉したるものを反市長派として計算するに  
市長派 淺田、柳谷、柴田、石戸、奈良、對馬、竹内、下田、平井、山田、鈴木(大)、和、米澤、佐藤、松森、相馬、伊東、木村、北山、福井、加賀、片寄、中村(左)、若井(以上二十四名)  
反市長派 千葉(傳)、小坂、箱崎、淺井、山本、中村(菊)、鈴木(寅)、千葉(林)、前多、石田、菊地、林(以上十二名)

の内で加賀派と見られる議員は柳谷、竹内、下田、鈴木(大)松森、加賀、片寄の諸氏で、動もすれば反旗を翻して加賀氏を擁立するの憂あり。且つ柴田、奈良、山田の諸氏は中立的な色彩が濃厚で、從つて大勢順應に傾き易く、殊に明倫會に屬する八名の市議の態度を分るべきものあるは勿論、所謂反市長派たるものは、飽く迄北山市長打倒を標榜し、一方に北山市長と加賀議長との間柄を阻隔するに努め、加賀議長を懲罰して、其の奮起を促すと共に、他方には自派より候補者を擁立して、一競争せんとする意圖の下に策謀をめぐらし、遂に三派鼎立の形勢を呈せざれば止まざるに立ち至つた。

等の勸告頻りなるあり、七月十五日に至つて、漸然立候補を決意し、談話の形式で左の通り出馬を聲明した。

市會議長就任後一年有半、大過なしに今日に至つたことは議員諸君の後援と、市民各位の熱誠なる聲援の賜物で、今回青森市長の改選に際し、同志多數の切なる勧めで、愈々競争場裡に立つことになつた。然し永年の間同志として提携して來た現市長と戦ひを交へることは、私情に於て忍びないものがあるのを、慎重に熟慮したが、其の結果公的立場から決意するに至つたが、之も忍んで戴かねばならないものと考へる云々

村、北山、福井、中村(左)若井(以上十二名の内一票は無効)  
千葉派 千葉(林)、米澤、小坂、山本、中村(菊)、鈴木(寅)、千葉(傳)、前多、石田、菊地、林(以上十一名)  
曖昧なもの 柴田(北山派に傾いて居乍ら無効票となる)(備考 當時曖昧なものとして山田氏が誤傳せられた)

市役所に於て施行せられたり。而して右市會には議員三十六名出席し、開票立會人として林寅次郎、柳谷助四郎の二氏議長より指名せられた際、議員中村菊三、千葉林吉其他議員中より其の指名に異議ありと連呼したるも、議長はこの異議を市會の決定に附することをなさず、直ちに投票を開始せしめ、其の結果總投票三十六票にして其の内譯

一、明倫會は青森市長選舉に於ける三候補者を検討の結果、多數を以て北山一郎氏を適任と認め、極力支持することを決議す。  
千葉氏の蹶起で、三派伯仲の勢力となり、其の勝敗逆さすべからざるものはあつた。  
青森市長の選舉 八月五日遂に選舉會が開かれた。開票の結果は、  
十二票 加賀 秀雄  
十一票 北山 一郎  
二票 無効 傳藏

選取消し 加賀氏は市長選舉に當選したるもの、二票の無効投票につき疑惑起り、柳谷市議が立會人として投票に歸事を記入したるを以て無効に歸せしめたものとの嫌疑により、告訴され、殊に加賀議長が五日の議場に於て、開票の結果を發表したのに對し、異議があつたに拘らず、之を採決せずして閉會を宣言したのは、市制第五十五條に反するものであるを理由として、八月七日緊急市會として召集され開會したが、兩人の議長が議長に着席し、加賀議長は流會を宣告したるも、副議長の手で五日の市長選舉取消の意見書を可決して散會した。意見書の文面は左の通りである。

加賀 秀雄 十二票  
北山 一郎 十一票  
千葉 傳藏 二票  
他無効 二票

所謂反市長派は、北山市長と加賀議長の出馬に對し、専ら独自の立場から候補者の擁立を畫策しつゝあつたが、雜多分子の集合なるより、其の主張區々で、或は梅村大氏を擁し、或は前市長中野浩氏を擧げるものがあつたけれども、遂に中野浩氏に決し、中野氏は東京より來青運動に着手した。しかし形勢は中野氏に有利ならず、民政派の同志淺井潔氏は加賀派に奔り、同箱崎吉次郎氏は北山派に赴く等、中野派の氣勢揚らず結局斷念の

加賀秀雄氏が當選となり、加賀議長より此の結果を發表するや、二三議員より異議の申立があつたけれども其のまま閉會した。今其投票色別けを示せば、左の通り観測される。  
加賀派 淺田、柳谷、對馬、竹内、下田、鈴木(大)、佐藤、松森、淺井、加賀、片寄、奈良(以上十二名)  
北山派 石戸、柴田、平井、和、箱崎、相馬、伊東、木

一、青森市長選舉市會は、昭和九年八月五日正午を以て青森

提出候也。  
昭和九年八月七日



千葉林吉、菊池三五、小坂元一郎、林寅次郎、石田岩次郎、山本寅之助、前多喜助、千葉傳藏、鈴木寅之助、伊東善五郎、木村虎雄、相馬武一、平井重治、石戸房治、北山繁明、福井義弘、若井由五郎、和田與作、山田重三郎、柴田正吉、箱崎吉次郎、米澤健次郎、中村菊三、中村左之

縣では右に對し選舉を取消すことに決定、八月八日午前二時青森市助役(藤澤氏)に對し、電報を以て其旨通知すると同時に、稲田地方課長を青森市長職務管掌に命じた。

取消命令

昭和九年八月五日其の市會に於て爲したる市長選舉は、違法に付市制第九十條第三項に依り之を取消す。

理由 青森市の八月五日市長選舉に於て投票の効力に異議ありたるに拘らず、議長はこれを市會の決定に附せず、決定せるは市制第五十五條の規定に違反するものとす。

職務管掌辭令 稲田 龜次  
青森市長職務管掌を命ず  
理由 市長選舉問題を中心に市會益々紛擾するを以て、適

正の市政運用を期するため職務管掌を命ずるものなり。市長當選を無効とされたが加賀派では、縣知事を相手取り、行政訴訟を提起することになつた。

小林知事の斡旋

混亂に混亂を重ねた青森市長選舉は、縣の裁断により、一切を空に歸して稲田市長職務管掌の手で、遠からず再選舉が執行される事となつてをり、鼎立の三派は暫らく休戦の態度を執り、其間陣容を整へ再選舉に臨むこととなつた。然るに小林知事は、事態を頗る憂慮し、且つ職務管掌を長く設置するは、自治體の面目の爲に遺憾とし、出來得れば圓滿に協調を圖り、平穩裡に新市長を迎へたしとの意圖の下に、八月二十六日官舎に北山一郎、加賀秀雄、千葉傳藏の三候補者を招致して其の意を告げ更に八月二十八日三派協議委員の會合となり、篤と三派の意嚮を聴取した。一致の三派の主張あり、容易に一致點を見ることが出来なかつた。即ち各派の意嚮は

北山派

先般の市長選舉に於て、事實上の最高點を獲得した北山一郎氏の當選を期す。

千葉派 北山、加賀、千葉の三氏とも出馬を断念し、三氏

を除く適當な人物を市長に推薦す。

加賀派 加賀氏を市長にし千葉氏を市會議長とし、北山氏に及ぶ限り多額の退職慰勞金を與へて断念させ、飽くまで加賀氏の當選を期す。

九月三日第二回の協議會に於て知事が三派に對し、白紙一任を懇望したところ、六日早朝北山派が白紙承諾をなしたるを初めとし、加賀、千葉兩派とも異存がなかつたので七日第三回委員會を開いたが、其の白紙委任も其の奥底に條件の伏線を藏し居るものとて、容易に一致を見ることが出来なかつたが、結局從來の三候補を捨て、新候補者を擁立することに決したが、北山派は新候補を擁立し、市會の下に千葉派と交渉し、略意見の一致を得たから、第四回の協議委員に於て、北山派から最後の切札たる「市長問題から知事に手を引いて欲しい」と露骨に切り出したので、知事の激怒を招き、千葉派も其の賛意を引込めたから、北山派は孤立の姿となり十三日の第五回協議會に於て、北山派より自派の態度決定のため、二週間ばかり委員會開會延期を提議したるも容れら

れず、漸く其の懇請を容れて十八日まで延期と決したるも、北山派は遂に協議委員會を脱退するに態度を決し、十八日正式に通告した。かくて加賀千葉の兩氏は互に歩み寄り、知事も亦其の協調を懇願したから、兩派協議して問題を知事に一任し、候補者の指名裁定を求めることにしたところ、知事は此の懇請に對し責任の重大なるを感じて大事を執り、候補者を指名する事を避け、容易に裁定せずして上京した。知事歸郷後の十月九日、千葉、加賀兩派の委員會を開いたところ、知事より俄然此の儘で事態が推移しても、市長問題の圓滿な協調は望まれません、解決は至難だから、一日も早く市長選舉を執行したいとの意見を述べたので、委員等は大きい驚き、交々知事が引き續きの調停を望んだけれども、知事は此の問題から手を引いた。かくて十六日市長選舉の市會が召集せられたこととなつたが、千葉、加賀兩派の調停仲々困難で加賀派は棄權説を唱へ、北山氏優勢を傳へられた。選挙會に臨んだ。市長選舉の市會、青森市長選舉の市會は、十六日開會されたが、千葉、加賀兩派では協議會

無定見を暴露す。今や政府は辛うじて臨時議會を了りた和を如何にすべきや、公債政策と税制整理の問題、對滿政策の確立、貿易壓迫の對策、米穀蠶絲の恒久方策、並に教育制度根本改革等觀じれば、國歩益々多難にして政府の責任は頗る重し。只憂ふ劣弱斯の如きを以てして、克く時局擔當の重荷に長く堪へ得るやを。顧みて我黨は一層國民寄託の重責を痛感し、國家本位の傳統に則りて既定の主義政策を掲げ、飽まで獨自の見地に立ちて公明に國政を検討し、以て通く民意の存在が我黨に依て反映せんことを期待して已まざるなり。茲に我黨青森支部總會を開くに當り、所信を披瀝して敢て宣す。

甲 號 一、憲政の本義を確立して人心を一新し、以て國政の伸暢を期すべし。 一、自主的外交の下に、善隣の計を樹つべし。 一、畫一主義の教育制度を改善して、精神教育の徹底と教育の實際化を期す。 一、穀物政策並に肥料政策の確

を開催し、妥協の打合せを行つたが、容易に決定せず、兎に角十六日の市會を散會して十七日に開會、其の間兩派の協調を圖ることを申合せて議場に臨み、同派の浅井市議より、熟考の爲め市會を散會したいと發議し、北山派の反對があつたけれど、多數を以て可決して散會した。市會散會後千葉、加賀兩派の議員十九名は坂井家に會合、左の誓約書に夫々署名捺印した。

誓約書

市長選舉に對する我等の行動は一切をあげて加賀秀雄、千葉傳藏兩氏に一任し、決して違背せざることを誓約す。 かくも兩者の協調整つた所を以、大坂金助氏が市會散會後肝煎をなした結果で、千葉派は強硬に棄權説を主張する加賀派に屈服し、加賀氏の市長に全部が参加する事を申合せたのだ。かくて十七日市長選舉の市會が開かれ、出席議員が加賀、千葉兩派の聯合軍を主とした。 浅田、奈良、對馬、竹内、下田、山田、鈴木(大)、千葉(林)、米澤、小坂、佐藤、浅井、中村(菊)、鈴木(寅)、千葉(傳)、福井、前多、石田、加賀、片寄、林

の二十一名で、形勢を察知した

山派は棄權して一名も出席しなかつた。市長投票の結果は、二十一票、加賀、秀雄、次いで、市會議長の選舉を行ひ、二十票、千葉、傳藏、林、寅次郎、一、票、で千葉氏が當選し、混亂三ヶ月の政争は、加賀、千葉兩派の聯合軍によりて大勢を制せられ、漸く決着を告げた。

青年政友聯盟八戸支部總會は、十一月二十四日午後一時より、八戸市平中錦鳳閣に於て開催。支部長に杉本末八氏、副支部長に藤井慶助氏、近藤宏一氏、幹事に夏井源次郎氏を推薦し、當日決議の事項左の通り 一、憲政を擁護し速かに政黨政治の更生を期す。 一、東北冷害救済更生を計るため、速かに應急並に恒久對策を樹立す。 一、八戸本線及び馬淵、新井田兩川の改善利用を實現せしめんことを期す。 一、市民の負擔均衡を期するたため、適當なる處置を講ず。

六縣知事地方救済要望

未曾有の凶作に悩む、東北地方救済要望——六縣知事地方救済要望——政友會支部總會 九一

方救済對策を決定のため、十月二日東京帝國ホテルに開かれた東北六縣知事聯合協議會は、午前十時から午後十時過ぎに至る迄凡そ十二時間に亘つて慎重審議の結果、救済對策を決定し、天候不順による東北地方災害對策に關する申請書、及び東北地方振興の爲の根本對策樹立に關する申請書を、内閣總理大臣、内務大臣外各大臣に提出し三日發表した。

政友會支部總會 立憲政友會青森支部總會は、十二月十二日午後一時から、青森市米町政友會館で開催した。出席者五十餘名、梅村幹事長開會の挨拶を述べ、座長に川村支部長を推し、川村支部長座長席に着き、昭和九年年度決算及昭和十年年度豫算を承認し、宣言並に決議を可決し、支部長は川村氏の重任に決した。宣言並に決議左の通り

甲 號 一、憲政の本義を確立して人心を一新し、以て國政の伸暢を期すべし。 一、自主的外交の下に、善隣の計を樹つべし。 一、畫一主義の教育制度を改善して、精神教育の徹底と教育の實際化を期す。 一、穀物政策並に肥料政策の確

- 一、立の促進を期す。
- 一、農山漁村並に中小商工業者の恒久的更生方法を樹立すべし。
- 一、凶作対策の徹底を期す。
- 一、本縣拓殖計畫の樹立を期す。
- 一、國有林野の收益を本縣に還元せしむることを期す。
- 乙號
- 一、産業開發の爲、道路、港灣、河川修築及灌漑排水の基本調査を爲し、之が徹底的施設の實現を期す。
- 一、大間鐵道、上磯鐵道、小泊鐵道、南部鐵道の速成を期す。
- 一、雪害の影響を調査し、之が対策を樹つること。
- 一、苹果販賣改善の徹底的施設の促進を期す。
- 一、本縣内に國立農業倉庫の建設を期す。
- 一、國立の寒地園藝試驗場を本縣に設置すること。
- 一、木炭の縣營検査の實施を期す。
- 一、馬鈴薯の生産地に試驗場の設置を期す。
- 一、東北六縣の特異性に鑑み、本縣振興に關する根本對策樹立のため、調査會設置を縣當局に要望し、之の實現を計ること。

民政黨支部總會 民政黨青森支部總會は、昭和十年一月十五日午後二時から青森市公會堂で開催した。出席者は民政黨本部より山本總務、清幹事の兩代議士及び支部側黨員二百數十名、長内幹事長開會を宣し、九年度決算、十年度豫算を決し左の如き宣言及び決議を諮り之に決定、役員選舉、來賓祝辭萬歳三唱あり四時散會した。

昭和十年の新春を迎へ、立憲民政黨青森縣支部總會を開くに際し、謹みて皇祚の無窮を壽き奉り皇誼の恢弘に翼賛せんとするや切なるものあり。今や時局重大にして我民族試練の時に當り、内民意の暢達を期して以て國民生活の擴大強化を圖り、外國防の整備と相俟つて確固不動の外交方針を確立し、世界和平の根幹を培ひ人類福祉の増進に貢献せんとする、是興國の機運を益益伸張せしめ光輝ある帝國の前途を開拓するの所以なりと信ず。直面せる時難匡救固より焦眉の急にして、上下協力自力更生の意義に俟たざるべからざるものもあるも、我黨亦適切なる對策を講じ、全面的對策を宣明して之が實現に全

力を傾注し、國難の克服に寄與せんとす。技に於いてか、我黨新なる指導精神を確立し、公黨の責を竭し、立憲有終の美を濟さんことに是努め、自ら更生の決意を示して國家の重きに任じ、一致協力國運生命を開くの大任を全うせんことを期す。此の機に臨みて敢て是を宣す。

昭和十年一月十五日

甲號

一、議會政治の眞諦を闡明し、政局の不安を速かに除去せんことを期す。

一、社會經濟機構の調整に是れ努め、庶民經濟生活の安定を期す。

一、國防の整備と相俟つて國際的和平工作の達成を期す。

一、日滿依存共助の實を擧げ、滿洲建國の大業を翼成せんことを期す。

一、國民負擔の公正を圖り、効果的制度的樹立を庶幾して、行政財政の整理を斷行せんことを期す。

一、速かに時局匡救諸般の施設を實施し、農漁山村、中小商工業者經濟生活の更生を圖り

併せて逼迫せる地方財政の緩和を圖らんことを期す。

一、東北振興調査會の活躍を發奮し、國費を以て東北資源開發、産業振興上必要なる諸般の施設を速かに實施せられんことを期す。

一、目下審議中の米穀自治管理案に商權擁護の條項を加へ、公正妥當なる立法をなさしめんことを期す。

乙號

一、青森、大鰐間の國道鋪裝の促進を期す。

一、河川改修を完成せしめて農民生活の安定を期す。

一、縣下道路の改修及港灣の修築を期す。

一、縣道黒石、三本木、大鰐各線及十和田國立公園の實現を期す。

一、産馬事業の向上發展を期す。

一、本縣に國立園藝試驗場の設置を期す。

一、上磯鐵道、大間鐵道、小泊鐵道の實現を期す。

一、堤川漁港設置の速成を期す。

一、平内地方に水産指導所及冷害防止試驗場の設置を期す。

一、青森荒川道内袴線橋の速成を期す。

- 一、弘前公園(舊)史蹟保存指定速成を期すと共に、縣費補助金を期す。
- 一、弘前より國幣小社岩木山神社への縣道鋪裝、並に同神社と高照神社の昇格を期す。
- 一、青森飛行場を定期航空路に指定促進を期す。
- 一、向此の注目すべき議決は森田重次郎氏より、故政友會代議士藤井達也氏に對し、支部の名を出し、満場一致これを採決したることである。反對黨代議士の逝去に際し弔文を送ること美事といふべしだ、決定の役員は左の通り
- △支部長 野村治三郎 △幹事長 長内健榮 △政務調査會長 伊藤福平 △評議員會長 幸田健作 △遊說部長 和田喜太郎 △黨務部長 福山眞兆

所得税の軽減 東北地方は他地方に比し、生計上に要する衣食住の設備に多大の費用を要する現状にある爲め、地方財政交付金の率を高め、産業の振興、他府縣の生産額は、一人當り平均百六十圓であるに反し、東北地方は九十六圓である。これが生産額を増加するには左の二項を可とす。

イ、現在の耕地を二倍に増加する事。

ロ、開墾適地の拂ひ下げを爲す事。(右拂下げ代金は二十ヶ年長期分割納付の方法による事)

一、國有林野の整理開放

イ、東北地方國有林野に於ける一ヶ年の收入一千五百萬圓の内、官行事業等に要する支出八百萬圓を除きたる利益金七百萬圓は、これを地元還元の意味により、地元縣並に町村等に交付を爲す事。

ロ、國有林野中國土保安に要する事業區域を除きたる部分を、地元縁故拂下げを爲す事。

一、鐵道豫定線の工事を速かに完了する事、北海道は人口一

萬人に對し、十一軒になるに、東北地方は四軒一分の割合に過ぎず、全國中に二軒一分の地方もあるが、東北地方は冬季は極度に交通不便となり、特に鐵道利用に俟つべき必要甚大なるに於て、速かに工事の完了を爲すべし。現在に於ける既設線の延長は、二、六〇九軒で豫定線は一、六〇〇軒である。

一、河川道路の徹底的改修

一、港灣の修築

一、北部日本と鮮滿北方地方との交通を連絡せしめ、相互の振興をはかる事。

一、義務教育費國庫負擔額を増額し、最高率まで高める事。

一、教育指導機關の整備、農科大學、寒地園藝試驗場、海洋氣象臺等の如きを設置指導機關整備の事。

一、各種工業獎勵

一、不在地方より徵稅する事。

一、以上の目的を達成の爲め、これを十ヶ年計畫により繼續事業とし、五億圓の金額を國庫より支出せしむ。

東北廳設置の議起る 東北振興會の第三特別委員會は、十月十六日首相官邸に於て初顔合せを行ひ委員長として松岡均平男を互選の後、行政並社會政

青森市の昭和十年年度豫算審議の市會開會、豫算委員會に於て市會議員の歳費値上問題起り、議長八百圓、副議長四百圓、參事會員三百八十圓、市會議員三百六十圓に値上提案を見るに至つた。賛成の議員は加賀、千葉兩派の全部で、反對は北山派の若井、菊池、北山、木村、伊東、箱崎、柴田、平井、相馬、和田、山本の十一氏に過ぎなかつたので、十年三月四日の市會に於て

青森市會議員歳費値上げ問題

策的見地より、東北振興に關する意見を交換した結果

一、生活教化社會問題

一、行政財政整備

の二小委員會を設けるを決定し、席上松岡委員長より東北地方を一丸とする行政廳を設置すべしとの参考意見が開陳されたが、政府委員吉田書記官長は、東北地方を一單位とする統制的行政機關を設置することは頗る重大なる行政政策であつて、これは東北地方に限らず、地方行政機構の劃一主義の弊を矯める意味からしても、近く新設される内閣審議會に於て、審議研究すべき題目であると思ふと答へた。

工藤代議士の振興對策案

- 一、本縣代議士工藤十三雄氏の東北振興調査會に委員として昭和十年一月提出したる東北振興對策は左の如くである。
- 一、税率の軽減 東北の土地は一般に利用價值少く、關西地方に比し收益少きによる。
- 一、貨賃價格の軽減

一、鐵道豫定線の工事を速かに完了する事、北海道は人口一

青森市の昭和十年年度豫算審議の市會開會、豫算委員會に於て市會議員の歳費値上問題起り、議長八百圓、副議長四百圓、參事會員三百八十圓、市會議員三百六十圓に値上提案を見るに至つた。賛成の議員は加賀、千葉兩派の全部で、反對は北山派の若井、菊池、北山、木村、伊東、箱崎、柴田、平井、相馬、和田、山本の十一氏に過ぎなかつたので、十年三月四日の市會に於て

青森市會議員歳費値上げ問題

策的見地より、東北振興に關する意見を交換した結果

一、生活教化社會問題

一、行政財政整備

の二小委員會を設けるを決定し、席上松岡委員長より東北地方を一丸とする行政廳を設置すべしとの参考意見が開陳されたが、政府委員吉田書記官長は、東北地方を一單位とする統制的行政機關を設置することは頗る重大なる行政政策であつて、これは東北地方に限らず、地方行政機構の劃一主義の弊を矯める意味からしても、近く新設される内閣審議會に於て、審議研究すべき題目であると思ふと答へた。

六千七百七十餘圓増額の未曾有の値上案は通過を見るに及んだ。此の値上げ案は甚しく市民の反感を買ひ、未曾有の暴擧として攻撃するもの多く、殊に輿論を代表する市發行の各新聞は、筆を揃へて其の非を鳴らし、連日見ざることをあつた、又有志市民は市民大會を開いて決議文を可決し、實行委員を選出、知事市長を訪問し、青森市十年度豫算の取消、並に實費辨償條例の不許可を陳情した。青森市は三月二十日に至つて、漸く名譽職實費辨償條例改正許可申請書を縣に提出したが、其の理由と

選舉肅正委員會の設置

今秋の道府縣會議議員總選舉並に明春の衆議院議員總選舉を目標として、徹底的な選舉肅正と國民の政治道徳を高揚し、延いて憲政の基礎確立を期する爲め、内務省では全國津々浦々に互つて實施しようといふ選舉肅正運動の實施機關として、各道府縣に選舉肅正委員會を設置すべく官制を決定し、上奏御裁可を経て五月八日これを公布し六月一日より全國一斉に之を實施するこゝとなつた。選舉肅正委員會官制全文左の通り  
第一條 衆議院議員選舉其他の公の選舉の肅正を圖るため道府縣毎に選舉肅正委員會を設

第二條 選舉肅正委員會は地方長官の監督に屬し地方長官(警視總監を含む)の諮問に應じ前條の選舉に關する弊害の防除及び公正なる選舉觀念の普及並に衆議院議員選舉法第四十條の規定に依る事項の實施に關する事項を調査審議す選舉肅正委員會は前項の事項に就き關係行政廳に意見を提出する事を得  
第三條 選舉肅正委員會は會長及委員三十名以内を以つて之に充つ委員は左に掲ぐる者の中より地方長官之を選任す  
一、政治家、實業家、教育家  
二、官吏、待遇官吏  
三、其他學識經驗のある者  
衆議院議員選舉法第七條第一項に規定するものを除くは委員たるを得ず  
第四條 委員は名譽職とす、委員の任期は二年とす、但し特別の事由ある場合に於いては任期中と雖も地方長官之を解任する事を得  
第五條 會長は會務を總理す、會長事故ある時は地方長官代理者その職務を代理す  
第六條 選舉肅正委員會の會議に關し必要な事項は地方長

本年の縣議總選舉

第十四回の縣議總選舉は昭和六年九月二十五日執行され、本年九月二十五日は滿期改選に相當してゐる。前回の總選舉には有権者總數郡部二十萬三千三百三十四名、市部二萬九千四百二十三名、計二十五萬二千七百五十七名、投票總數郡部十萬九千五百五十八名、市部二萬四千六百五十二名、計十三萬四千二百一十名、棄権者は郡部計一萬二千七百七十六名、市部計四千四百廿七名、合計一萬七千二百三十三名、市部計一割一分二厘、市部計

一割五分三厘合計一割一分九厘で成績良好であつた。本年の縣議總選舉については有権者總數を見ると、郡部十四萬四千四百九十二名、市部三萬三千三百九十九名、計十七萬七千八百九十一名、前回は比較郡部に於て二萬一千一百五十八名市部に於て四千二百六十七名合計二萬五千四百廿五名の増加を來してゐる。而して當時の立候補者は總計五十七名、内政友會公認候補二十一一名、非公認二名、民政黨廿一名、非公認五名、無産黨五名、中立三名であつた。總投票數の黨派別を見ると政友會六萬二千八百九十二票、民政黨六萬五千二百八十九票、無産黨二萬六千三百三票、中立一萬六千六百一票で投票總數に於ては民政黨は政友會より多きこと、二千三百九十七票であるが、結果は政友會十八名民政黨十名で政友會の勝利に歸した。之れ民政黨の立候補者多く殊に非公認五名を出だせる等の結果によるであらう、しかし政民兩派の勢力差漸次接近するを覺ゆる。参考の爲めに前回候補者の得票數を左に掲ぐる。

政治——縣政界展望——縣議有権者

Table listing candidates and their vote counts for various districts in Aomori Prefecture. Columns include candidate names, party/affiliation, and vote counts. Districts listed include 東津軽郡, 西津軽郡, 北津軽郡, 中津軽郡, 南津軽郡, 上北郡, 弘前市, 八戸市, 青森市, 三戸郡, 中郡, 岩崎, 山浦, 西村, 吉田, 寛, 町村, 一本木, 今, 三, 横, 筒井, 濱, 原, 東, 野, 西, 平, 内, 東, 平, 内, 館, 田, 平, 館, 澤, 西, 郡, 木, 造.

縣議有権者

東郡 一六、八五

Table showing the number of voters for county assembly members in various districts, such as 町村別, 一本木, 今, 三, 横, 筒井, 濱, 原, 東, 野, 西, 平, 内, 東, 平, 内, 館, 田, 平, 館, 澤, 西, 郡, 木, 造.

Table listing candidates for various districts (e.g., 深浦, 赤石, 大戸, 岩崎, 中戸, 舞戸, 鳴戸, 森田, 越水, 清水, 和徳, 豊田, 堀越, 千代, 駒越, 岩木, 相馬, 黒石, 藤崎, 石川, 大石, 大川, 柏崎, 女木, 富木, 野木, 浪岡, 五郷, 六郷, 十二里) and their respective party affiliations and names.

選舉肅正委員會

政府の方針に依り今秋の府縣會議員選舉を契機に選舉肅正運動が行はれることとなつたが六月一日付で選舉肅正委員會令が施行されることとなつた、それで本縣でも同日委員を任命並に囑託したが委員は左の通りである。

- △委員
弘前市長 石郷岡文吉
實業家代表 大坂金助
消防代表 小笠原奥治
青森市長 加賀秀雄
政治家代表 川村重雄
八戸市長 神田重雄
宗教家代表 川村坦雄
在郷軍人代表 竹村由雄
實業家代表 奈良七五郎
同 宇野勇作
同 山鹿元次郎
同 山田金次郎
同 山内金次郎
同 小泉辰之助
同 松尾節三
同 藤林源右工門
實業家代表 笹森順造
教育家代表 北村誠一
町村長代表 北村誠一

政治代表 幸田健作
貴族院議員 淺田良逸
檢察正 稻塚庄三郎
總務部長 渡正監
警察部長 藤澤喜久郎
學務部長 高辻武邦
師範學校長 熊谷美登利
幹事 學務部長高辻武邦、地方課長玉柳實、青森縣警部福士重太郎、同西塚仙三郎
書記 青森縣屬鈴樹忠直、同奈良良一郎、同藤井幸之助、青森縣警部補成田義雄、同桑田善太郎

委員會の答申案

選舉肅正委員會は六月十日第一回の顔合せを行つたが席上知事から「縣下選舉界の實情に鑑みこれが肅正浄化を圖るに最も有効適切と認むる方策並に九月行はる、縣會議員選舉に於て右趣旨の實現を圖る具體的實行方法如何」と云ふ諮問が發せられこれが答申策を作成すべく各委員が意見を開陳し更に同月二十日第二回委員會を開會しその結果左の答申策を決定七月早々から實行運動に入ることとなつ

第一號案
縣下選舉界の實情に鑑み之が肅正浄化を圖るに最も有効適切と認むる方策
選舉界の腐敗は其の因つて來る處遠く且深く尋常の手段を以てしては容易に其の肅正の實を擧ぐるに難し、然るに現時局の推移に鑑み近く行はるべき選舉は我國憲政の興廢を決する重大なる機會なりと認む即ち大いに之が肅正の實現を期せざるべからず、而して其の方策を樹つるに當り先づ考慮を要するは次の四點なり
一、選舉民の自覺
選舉の腐敗は究極に於て選舉民が選舉の何たるやを解せざるに因る、自己の一票が如何に郷土の盛衰、國家の隆替に關係あるかを自覺し、慎重に其の適正を念願するに於ては、選舉界を混沌せしむるが如き行爲は斷じて有り得べからざるなり、從つて選舉民の肅正は先づ選舉民の自覺を促すを以て第一義となす
二、政治家の自制
即ち第一號案は諮問事項の第一段に對する答申である第二號案は同後段に對する答申である

選舉界今日の腐敗を招來せる責任の一半は政治家にありといふも過言に非ず、此の際政治家は政黨員たる否とを問はず、苟も政治に干與し又は選舉を争はんとする者は、自制戒して更に選舉界を汚濁するが如き行爲を慎み、進んで之が肅正に協力し、我國憲政有終の美を致さしむる覺悟あるを要す
三、選舉事務の適正
選舉事務に關係ある官吏々員にして法規に通曉せず、又は公正の念慮に於て欠くる所あるらには到底選舉肅正の實を擧ぐることを得ず
此際大いに之が監督訓練をなし以て一層選舉事務の適正を期せざるべからず
四、選舉取締の嚴正
選舉取締の衝に當るものは一般縣民に對し懇切に選舉取締法令の趣旨を徹底せしめ之が事犯の防止に努むると共に、苟も法を冒して不法行爲を敢てするものあらば斷乎たる處置に出づるを要す
而して以上の目的を達せんがために方法多々あるべしと雖も其の主要なるものは概ね左の如し
一、選舉肅正運動の地方組織

Table listing branch organizations and their members:
立憲民政黨青森縣支部
支部長 野村治三郎
幹事長 長内健榮
西郡分所長 長内長五郎
中郡分所長 藤田重太郎
南郡分所長 幸田健作
北郡分所長 増田貢
上郡分所長 野村治三郎
下郡分所長 白濱政太郎
三郡聯合分所長 石橋要吉
國民同盟青森支部
支部長 山内菊三
幹事長 中村菊三
社會大衆黨青森支部聯合會
聯合會長 中浦秀藏
書記長 岩淵謙二郎

肅正の實を擧げむが爲めには、今回の運動を一時的のものたらしめず、統制ある恒久的の組織として不斷にこれが實行を期せざるべからず、此の趣旨の下に縣に於ける選舉肅正委員會を中心として各市町村に其の分會を置き適當なる人士を擧げて其の委員とし之が實現を期せしむるの要あり

- 二、公民教育の普及徹底
  - 選舉肅正は公民教育の普及徹底に俟たざるべからず、公民教育は學校に於けるものたるを、學校以外に於けるものたるを問はず、今後努めて選舉の弊害を指摘し且つ其肅正の要を説示し以て現在及將來の選舉民の廓清を促すに努力するを要す
- 三、輿論の喚起と言論機關の活動
  - 凡そ國家社會の改善は輿論の力に俟つこと多し如何に政府、識者が聲を大にして選舉の肅正を絶叫するも買収、戸別訪問、其の他の違反事項を異とせず寧ろ之を容認するが如きあらんには選舉の肅正は斷じて望み得べからず斷じて望み得べからず斯の如き行爲は恥づべき罪惡なりとの輿論

の制裁あつて始めて其目的を達し得べし、從つて選舉肅正に關する輿論の喚起、看過すべからざる點なり。而して輿論の喚起は主として言論機關の活動に俟たざるべからず、從つて新聞社、雜誌社等と連絡を保ち正しき輿論の指導、違反行爲の徹底的糾弾等に依り不正不法の蟠居する餘地なからしむるを要す

- 四、政治家の申合
  - 今後の選舉に於ては政治家特に政黨首腦者及議員候補者等に會同せしめ相共に正しき選舉及之が實踐に必要な細目事項を協定し且つ之を實行することを厳に誓約せしむるは選舉肅正上最も肝要の方法なり
- 五、選舉事務關係者の訓練監督
  - 選舉事務に關係ある一切の官吏をして絶對に選舉運動に干渉せしめず其知識技能を訓練して至公至平只管選舉の公正妥當を確保せしむるを要す、從つて之が指導の任にある知事は此の際一面之等官公吏の徹底的指導訓練を行ふと同時に他面其の言動を調査し選舉運動より脱却し得ざる者、選舉事務の公平適正を期し難き者等に對しては斷乎た

肅正の講話をなきしむること、講師は學校長若しくは公民科擔任教師をして當らしむること

- 六、警察官吏の訓練監督
  - 選舉取締の嚴正は主として警察官吏の職務執行の適正に俟たざるべからず、此際警察官の正義觀念を旺盛にし之が取締に當りては些も情誼に捉はれ威武に屈するが如きことなれ、毅然として職務に邁進する様指導監督すると共に苟も職務執行の公正を棄るが如き所爲ある者に對しては斷乎たる處置に出づるを要す
- 七、講演會、懇談會、映畫會、レコード、ポスター、ピラ、パンフレット、リーフレット等に依り趣旨の徹底を計ること
- 第二號案
  - 來る九月行はる、縣會議員選舉に於ては右趣旨の實現を圖る具體的實行方法
  - 縣會議員の選舉は目睫の間に迫れるを以て第一號案の趣旨の下に直ちに着手すべき具體的方法次の如し
  - 一、輿論喚起のため新聞社の助力を求むること
  - 二、小學校、男女中等學校、青年學校の生徒児童を通じて選舉肅正の實を擧ぐるること
  - 三、縣に於て作製せる原稿に基き七月上旬を期し一齊に選舉

- 一、樞要地講演會
  - 樞要地以外の全町村に於て開催するものと其の日は縣に於て之を定む
  - 二、講師は概ね四名を一組とし縣に於て之を定む
  - 三、七月下旬迄に全部終了すること
- （ロ）町村講演會
  - 樞要地以外の全町村に於て開催するものと其の日は縣に於て之を定む
  - 二、講師は概ね二名を一組とし縣に於て之を定む
  - 三、八月下旬迄に全部終了すること
- （イ）樞要地懇談會 講演會の後後之を行ふ
- （ロ）町村懇談會 講演會の後後之を行ふ

(ハ)部落懇談會

- 一、日時は各市町村長及警察署長に於て協議の上之を定む
- 二、警察官一名は必ず立會ふこととし且つ成るべく縣職員一名を派遣すること
- 三、選舉民全部參會せしむる様努力すること
- 四、八月下旬迄に全部終了すること
- 五、ポスター、ピラ其他、印刷物の配付
- 六、政黨幹部其他主なる政治量の等縣に於て研究すること
- 七、各政黨の支部長、幹事長其他有力幹部を會同し選舉肅正の申合せを爲すこと
- 八、右の會同には縣幹部若しくは選舉肅正委員立會ふものとす
- 九、各郡市毎に各地方政黨幹部の會同は成るべく七月中に行ふこと
- 十、候補者選舉事務長及選舉運動員會同
- 十一、候補者大體出揃へる適當の時機を見て候補者、選舉事務長、選舉運動員を各郡市適當の警察署に招集し肅正其他の申合せを爲さしむること
- 十二、右會同は凡そ九月上旬行ふものとす、必要あれば數回行

八、ふものとなす

- 一、消防組幹部の申合せ
  - 消防組幹部を招集し選舉肅正の申合せを爲さしむること
  - 二、各警察署毎に地方に於ける消防組幹部を招集して同様の申合せを爲さしむること
  - 三、市町村吏員をして濫りに選舉運動に干渉せしめざることを知事より其の旨通牒を發すること
  - 四、此の際役場吏員を適當の箇所を集め右趣旨を傳ふると共に一面選舉事務の訓練を行ふこと
  - 五、選舉肅正に關し各官署、各種團體、重要會社、銀行等の援助を求むること
  - 六、縣下一般より選舉肅正に關する標語を募集し、尙意見注意等を申出づるものあらば喜んで之を受くること
  - 七、選舉取締に當つては充分警察官を訓練し特に諸點に留意すること
  - 八、警察部、幹部其他適當なる者を派遣して警察署毎に訓練を爲すこと
  - 九、投票場、投票所、投票箱等に注意せしむること
  - 十、投票場に於ける監視を嚴重ならしむること
  - 十一、民間有志にして適正なる違反監視を行はんとするとき

小林知事の政争

は所轄警察署長に於て之を監督指導すること。十四、選舉間際に選舉肅正マニクを作製し一般に佩用せしむること。十五、選舉當日投票所各戸に國旗を掲揚せしむること。十六、知事に於て選舉肅正に關する論告を發すること。

行脚の第一日たる浪岡村に於て

浪岡村は凡ゆる點に於て縣内でも悪くない條件におかれてゐるが、近年打撃の著しく、ふるり村の發展が遺憾である。今や國家的見地からして、地方自治體が覺醒して更始一番の更生發展の當りである。情を一掃、當村でも今までの感念ある人々の模範建設に踏み出されんことを希望してやまぬ。

行政

現代顯官錄

(昭和十年四月一日現在)

名 氏 年俸

Table of officials including positions like 國務大臣, 海軍大臣, 陸軍大臣, and names like 岡田啓介, 廣田弘毅, 後藤文夫.

Table of officials including positions like 親副議長, 顧問, 大臣, and names like 湯淺倉平, 牧野伸顯, 村上恭一.

Table of officials including positions like 侍從長, 宗秩寮總裁, 掌典, and names like 鈴木貫太郎, 松平慶民, 木戸幸一.

Table of officials including positions like 侍從武官, 參謀本部, 總務部, and names like 元帥親王, 載仁親王, 本庄繁.

行政—現代顯官錄

Table listing various government officials including military and administrative roles, names, and ranks. Includes titles like 臺灣軍(臺北), 陸中從三勳, etc.

Table listing officials in various departments such as 警視總監, 拓務次官, etc., with names and ranks.

◆内閣審議會委員

Table listing members of the Cabinet Review Committee, including names like 大藏大臣, 内閣總理大臣, etc.

縣行政概観

Text discussing the general overview of county administration, mentioning economic development, local governance, and administrative challenges.

知事官房主事廢止

Text regarding the abolition of the county official's office main staff position, explaining the reasons and the process.

本縣知事更迭

Text detailing the change of county magistrates, mentioning the names of the outgoing and incoming officials and the circumstances.

田中内務部長辭表

Text regarding the resignation of Minister Tanaka, including the date and the reasons for the resignation.

矢野學務部長轉任

Text regarding the transfer of Minister Yano, detailing the new position and the date of the transfer.

經濟部新設に件ふ

Text discussing the establishment of the Ministry of Economy, including the roles of various officials and the impact on the county.

縣廳課の廢合

Text regarding the consolidation of county hall sections, mentioning the specific sections being merged and the reasons.

行政

Vertical text on the left side of the page, providing additional administrative information and news items.

行政

土木事務分掌規程改正—青森縣通常縣會開會—市町村吏員互助會組織

土木事務分掌規程改正

縣土木課で九年八月十四日、從來の第一、第二、第三技術係の名稱を廢して庶務、道路、河港、建築の四係とし都市計畫係は土木課より分離せしめ從來同係で主管してゐた港灣、公園及び飛行場管理は他の係へ移轉した、尙各係には左の通り班を設けた。

青森縣通常縣會開會

昭和九年の第三十六回通常縣會は、十一月十五日召集され十一月十一日閉會した。現縣會議

市町村吏員互助會組織

市町村吏員の責務は重大であるに拘はらず其の待遇は身分上

に於ても待遇上に於ても惠れずこれが市町村自治運用上にも影響する處から縣町村長會、地方課が中心となり九年六月十八日市町村吏員互助會創立委員會を開き二十九日組合會議で總會を開いた右互助會は會員の退會した時は退會金を給與する、死亡した時は弔慰金を贈る、會員又は家族が重病、非常災厄に遇つた際は慰問金を贈る、其他宅地の購入、家屋新築、子弟修學費の資金貸付及其他の場合必要なる費用の貸付を爲すことを目的としてゐる。

青森縣廳法規審議

縣では十年三月二十六日青森縣法規審議會を設置毎月第二水曜日例會を開くこととした同審議會の主なる取扱事項左の通り

青森縣振興委員會

縣では政府の東北振興調査員の審議と關聯し青森縣振興委員會を組織し縣産業振興の具體的方策を審議することとなつた。それで知事は縣内各産業の權威者を委員に囑託したがその顔觸

市町村合併問題

凶作に當面して著るしく市町村財政が窮乏を著るに至つたが縣ではこれが打開の一方策として市町村境界變更即ち合併により支出負擔の軽減を圖ると共に自治の圓滑なる發達を期すべく昭和九年十月頃より積極的活動を開始し合併條件として

十和田國立公園問題

全國的に見ても最も有望視されて居た十和田湖一帶の國立公園候補地は既に内務省の實地踏査も終了し指定をまつばかりになつて居るにも拘はらず第二次の指定に洩れ地元民を落膽せしめて居る、これが理由として三本木國營開墾問題につき農林省方面との諒解が未だ充分ついて居ない爲と見られて居るが昨年の縣會に於て知事はこれを先に對し國立公園が先決であると答辯してゐるに徴しても此の問題は既に論議の餘地がない所で大體今秋第三次として指定されることは最早確定的と見られるに至つた。

十和田漁業權訴訟

十和田漁業權の行政訴訟は原告秋田縣鹿角郡七瀧村十和田和井内貞時氏より被告青森縣知事

縣行政の諸問題

青森縣廳法規審議會—青森縣振興委員會—縣行政の諸問題—市町村合併問題—十和田漁業權訴訟



行政—電氣局不當支出問題—町村財政建直し

を相手に昭和八年十月十七日提  
起したもので訴訟提起理由は  
明治十七年未だ魚類の棲息し  
てゐなかつた十和田湖に和井  
内貞行氏が養魚し爾來四十年  
十和田湖に於ける漁業権免許  
を得てゐたが昭和八年八月二  
十九日當時の青森縣知事多  
安信氏が十和田湖漁業組合を  
組織せしめ區劃漁業権を免許  
した結果此の放魚ウグヒ、金  
魚、小鮎等の魚族により鱒の  
飼育に支障を来たしたから青  
森縣知事の免許は不法である  
と云ふのである。

本訴訟は法理的見解に基いて  
原被何れの勝敗に歸しても數  
十年來の紛争は依然解決しな  
い、仍つて根本的解決は只和  
解妥協あるのみである、十和  
田湖は今や國立公園指定の途  
上にあり且つ東北六縣産業振  
興の爲め努力して居る共同利  
益の爲め解決すべきである尙原  
告和井内解は火災に遇ひ  
目下單獨復興は困難なりと聞  
いて居る同場復興を見ない時  
は十和田湖の産業資源開發上  
由々敷い問題である爲農林省  
當局でも事の重大性を考慮し

議事修了後同問題に關して適  
當の處置をとるものと思ふ仍  
つて根本的解決策たる和解妥  
協の機運にある状態に鑑み事  
件の審理を一時休止して貰ひ  
たい。

電氣局不當支出問題

法は原告の意に従ふこと(値  
一段の協定)  
一、右三條件を被告側に於て承  
を擁護すること  
の條項を示し青森縣は追つて回  
答することになつてゐたが十年  
四月二十四日の公判に於ては審  
理を行はず次回公判日は追つて  
通知することとして閉廷した、  
右は和解條件が原告告とも接近  
し和協なるものと見られる爲め  
である。

を昭和九年十二月に概算を二十  
三萬八千三百五十三圓七十九錢  
と見てそれに前記の一萬九千五  
百圓を合し二十五萬七千八百五  
十三圓七十九錢を支持する居る  
ことに支拂時期並に方法が當を  
得て居ないこととてその利子だけ  
縣へ損失を與へて居ると言つて  
良い、此の事は參事會でも重大  
視し何等かの手段に出るもの、  
様である。

町村財政建直し

地方財政は年々窮迫を告げる  
に至つたので縣では總務部の新  
設から專らこの方針の研究を進  
めた結果町村税の滯納甚だしく  
これが原因は町村有力者の滯納  
にあること判明したので有力滯  
納者の公表等を爲すと共に財政  
窮迫の六十六ヶ町村にはそれぞ  
れ財政刷新委員會を設置せしむ  
ることとした、而して町村税滯  
納整理の方針として縣で指示督  
勵してゐる方法は左の通りであ  
る。

第二、充分納入の能力を有し  
ながら政争とか感情等の爲め  
故意に滯納してゐるものに対  
しては強制處分による。

尙財政刷新委員會を設置せる六  
十六ヶ町村は左の通りである。  
△東郡 瀧内、高田、一本木  
△西郡 野内、西平内、濱館  
△西郡 鯨ヶ澤、中、岩崎  
△西郡 稻垣、十三、館岡、木  
造、川除、越水、車力  
△中郡 裾野、東目屋、西目  
屋、岩木  
△南郡 大鱒、浪岡、淺瀬石  
藏館、碓ヶ關  
△北郡 榮、三好、嘉瀬、脇  
元、相内、小泊、内湯、中川  
喜良市

三市々勢大觀

青森市

過去一年 昭和九年五月より  
昭和十年五月に至る過去一ヶ年  
の青森市を回顧するに市では魚  
市場設置の機運が熟したので敷  
地たる縣廳通りと市役所通りに  
挟まれた縣有地岸壁の借入認可  
を六月一日縣に申請した、六月  
二日伊太利東洋艦隊に屬するク  
ワルト號入港、同艦には同國大  
使アウリツチ氏搭乗、市では同  
艦乗組員に對し市公會堂に於て  
二日間に亘り日本武術(柔剣道)  
を觀覽せしめ歓迎した七月七日  
市水道二十五周年記念修葺式を  
淨水池で祝賀式を合浦公園で舉  
行鐵道省の十和田省營バス開通

△上北郡 野邊地、四和、六  
ヶ所、横濱、六戸、七戸、三  
木、藤坂、甲地、大深内  
△下北郡 田名部、川内、大  
湊、大畑、風間浦、脇野澤、  
車通、大奥、佐井  
△三戸郡 三戸、五戸、田子  
階上、北川、上郷、野澤、館、  
倉石、戸來、淺田

市町村行政監査

縣では昭和十年より市町村行  
政監査を從來の現金其他の一般  
會計及び帳簿検査に止まらず將  
來の更生を期する爲め現勢一般  
行政

一〇七



水工事一段落を告げ試験的に給水を開始した、五日には第八師團司令部満洲より凱旋、尙之れと前後して各部隊凱旋成田、市長以下寝食の違なき繁忙を極めた、七日より三日間第八師管以下凱旋部隊の歓迎會を公會堂に開く、九日には朝陽、和徳兩小學校新増築の爲内務、大藏、文部の三大臣へ宛て金十六萬八千九百圓の起債認可申請書を提出した、十二日には市長主催となり公會堂に於て前第八師團長西中將(現在大將)を招待して官民合同の乾杯をなした、十三日には師團長及四縣知事祭主となり公園本丸に於て第八師團満洲事變戦死病没者の慰靈祭を執行せられ終つて公會堂に於て准士官以下の歓迎會を開催した、二十一日の市會に於て一般會計及水道費追加豫算、労働賃金繰替其他の件を議決す、二十三日には全國市長會議及起債の件につき成田市長は三上書記を隨行名古屋、東京へ、工藤庶務課長は同東京へ出張した、二十五日には全日本陸上競技聯盟に於て弘前市競技場を公認した、二十九日には市長及師團參謀長の主催で公會堂に官民合同の天長節祝賀會を開催、同夜招魂祭前夜祭

を執行、三十日には本祭を執行せられた、五月三日より七日間五日東京に滞在中の成田市長奇禍に罹り神田鈴木病院に入院した、また同日公會堂に於て奥羽六縣銀行同盟大會があり、六日には公會堂に東北鐵道醫大會を開く、七日より二日間同所に於て一道六縣消防大會を開催した、十一日には公會堂に於て弘前稅務所管内財務協議會を開催し、十二日より二日間同所に於て登明區裁判所管内戸籍事務研究會を開催した、十七日には谷口助役起債の件につき東京へ出張、十八日市立弘前病院より出火し本館焼失したので同日直ちに市會内議會を開き對策を講じた、二十一日水道布設費二萬圓の起債認可された、二十五日の市會に於て木炭購入其他の件を議決、同日小學校新増築起債十六萬八千九百圓認可された、二十七日には市長主催となり公會堂に官民合同の海軍記念日祝賀會を催し三十日市立病院焼失善後策に關し市會内議會を開いた、七日市會を開き財政調査の爲の常設委員設置規程、一般會計追加更正、簡易水道廢止、水道關係其他の件を議決した、十一日には五能鐵道の弘前驛直通と機關

對し准士官以上に清酒と繪葉書、下士以下に祝餅を贈つた、二十三日には郡市併合につき石郷岡市長は之れを促進せしむる爲參事會委員會の承認を得、和徳村併合に關する意見と題する長文の意見書を作成し關係方面へ發送した、十一月三日には市長及參謀長主催となり公會堂に明治節祝賀會開催九日には第二次失業應急事業の爲金七萬圓の起債認可申請書を内務、大藏兩大臣に提出した、十六日石郷岡市長は機關庫設置及起債の件につき仙臺、東京へ出張した、二十三日には公會堂に於て現役兵入退營祝賀並に第一補充兵分會入會式を舉行した、五日には水道補助金及電氣料金問題に關し縣及縣會へ陳情の爲市長は島田、齋藤の兩書記を隨へ陳情委員等と共に青森に出張した、七日は在府町の敷地に於て朝陽小學校新築地鎮祭を執行した、十三日は師團に於て在弘各部隊將兵に對する満洲事變行賞傳達式を招魂社頭に於て舉行した、十四日は參事會員立會の下に臨時出納検査を行つた、同日第二次失業應急事業起債七萬圓認可せられた、十七日は市會に於て一般會計及水道費の追加更正、諸給與規程改正其他の件を議決し

た、二十日公會堂に於て市内の在郷軍人に對し満洲事變行賞傳達式を行ひ二十二日の市會に於て昭和八年度各種決算を認定、二十八日には御用納を行つた、一月一日には恒例により公會堂に於て官民合同の新年祝賀會を開き四日には御用始めを行ひ、九日には參事會を開き成田電氣局弘前營業所長來所、市長と會見の結果電氣料金は電燈、動力共十年度より向ふ十ヶ年間三割五分減とする事に妥協成立した、市長より參事會に報告があつた、十九日には二十日入營すべき壯丁の爲市及國防會、聯合分會、愛國婦人會弘前分會主催となり弘前座に於て慰安會を開いた、三十日には名譽職員表彰規程に依り櫻庭秀輔、佐藤要一、福永忠助、伊藤孝太郎の四功勞者表彰式を舉行した、二月二日には青森市と碓ヶ關の國道舗裝促進に關し公會堂に沿線市町村長會を組織し會則及請願書を決定した、四月には市會議員飛鳥義助氏より七日には同明石桐一氏辭職届あり、八日の市會に於て工藤議長より之れを報告した、後參事員一名の補缺選舉を行つた、平川力氏當選した、十二日には國道舗裝請願書を内務、大藏の

庫設置の件につき市長より鐵道大臣、仙臺鐵道局長、青森運輸事務所に陳情書を提出した、同日給水工事費一萬圓起債認可申請書を市長成田徳之進氏に提出し、十四日には市會に於て市會開の退職申出の件を承認し市會開事後參事會を開き薪材及給水工事材料購入其他の件を議決した、十八日の市會に於て石郷岡文吉氏市長に當選二十一日市長就任を承諾し二十二日初登壇、十六日には失業應急事業に關し市會内議會を開く、尙同日より七日間戸數調査委員會を開きした、七月二日には市會を開き一般豫算の追加更正、起債決議變更其他の件を決議し同日機關庫設置の件につき石郷岡市長、工藤議長等は仙臺鐵道局へ出張した、十日の市會に於て石郷岡市長より中郡和徳村併合につき私的交渉を進めつつある旨の報告があつた、二十一日の市會に於て朝陽及和徳小學校、弘前病院復舊、失業應急及地振興土木の各工事に於て工事材料購入の件を決議す、二十七日の市會に於て一般會計及水道布設費の追加更正、公債證券發行契約其他の件を決議す、二十九日には市長主催で官民合同本市出身艦政本部長中村大將の歓迎會を

各種委員

- 市參事會員、武田慶造、久保喜一郎、川村東一郎、菊池長之、神山隆文、小山内鐵藏、溝江武秀、宮川久一郎、櫻庭源三郎、成田貞次郎

○學務委員(議員) 成田貞次郎 雨森勝三郎、二葉松男(公民) 鳴海定五郎、工藤道生 一、○土木委員 平川力、石戸谷清 柏幸治郎、久保喜一郎、成田貞次郎、土岐精一、雨森勝三郎、植田廣一郎

運動が奏效して結實し飛躍的發展を遂げた。八戸港開港指定の前提として第二種重要港灣の編入實現となり滿洲航路の開拓に

路の完成も間近となつた、新湊橋及湊橋は何れも新時代の裝飾によるモダン橋として附近の賑

開始縣内著名士を招じて大祝賀會を催した。内政方面では市制五週年を機として自治功勞者、篤行者百餘

外交

在本邦各國大使一覽表 (昭和九年十二月末現在)

Table of Ambassadors in Japan. Columns: 國名 (Country), 氏名 (Name), 資格 (Qualification), 大使館所在地 (Embassy Location). Rows include: 白耳義 (White), ブラジル (Brazil), 英吉利 (England), 米 (USA), 伊太利 (Italy), 佛蘭西 (France), 獨逸 (Germany), 中華民國 (China), 中華 (China), 和蘭 (Netherlands), 瑞典 (Sweden), カ (Czech), メキシコ (Mexico), ベルシヤ (USSR), 滿洲 (Manchuria), 暹羅 (Siam), 西牙 (Spain), 羅馬 (Romania), 土耳其 (Turkey), キューバ (Cuba), ペルー (Peru), 丁抹 (Dingmo), チリ (Chile), アルゼンティ (Argentina), 瑞西 (Switzerland), ウルグアイ (Uruguay), ポルトガル (Portugal), 諸威 (Various), コロンビア (Colombia).

八戸市

過去一年 昭和九年五月一日を以て市制實施五週年記念を迎へ多年懸案の諸問題が一轉して解決、あらゆる官民一致の努力

市會は日増の躍進は旭日昇名の如く八戸港の躍進は旭日昇

市民舉げて歡喜に満ちてゐるが十年五月一二の兩日八戸港昇格の「港まつり」を行ひ近縣知事を

外交——駐外大使及領事官

駐外大使及領事官 (昭和十年三月一日現在)

Table listing foreign ambassadors and consuls with columns for country/region, name, rank, and location. Includes entries for the UK, France, Germany, Italy, etc.

Table listing Japanese ambassadors and consuls with columns for country/region, name, rank, and location. Includes entries for Manchuria, Korea, and various Asian nations.

Table listing Japanese consuls in various countries, including names like 松永直吉 and 藤田榮介.

Table listing Japanese consuls in various countries, including names like 井澤長井 and 津島文良.

Table of diplomatic appointments and consular posts under the Washington Naval Treaty. Columns include country names (e.g., 重慶, 雲南), post titles, and names of officials.

倫敦軍縮條約の内容

( )内ハ夫々隻數又ハ對米比率ヲ示ス

Table detailing the provisions of the London Naval Treaty, including limits on battleship tonnage and armaments.

外交—倫敦軍縮條約の内容

華府條約の内容 ( )内ハ對米比率ヲ示ス

Table detailing the provisions of the Washington Naval Treaty, including limits on battleship tonnage and armaments.

Table detailing the provisions of the London Naval Treaty, including limits on battleship tonnage and armaments.

Textual explanation of the treaty provisions, including details on the construction and maintenance of naval vessels.

概説

國際的危機を豫想された一九三五年を迎へたが、日本は茲に...

日滿親善

滿洲國は建國第二周年の佳節の日即ち康徳三年三月一日薄儀...

つたが、之に對し吾が皇室におかせられても、六月秩父宮殿下...

官制は十二月廿六日發令されたが、之より先蔭刈大將の關東軍...

に要路者と御交驩芽出たく御使命を果せられ十五日御退京關西...

詔書

朕登極ヨリ以來亟ニ躬カラ日本皇室ヲ訪ヒ修睦聯歡以テ積...

外交—日滿親善—日米外交

日米外交

所謂天羽聲明問題は、大なる反響を歐米方面に惹起したが、...

康徳二年五月二日

國務總理大臣 鄭孝胥

宮内府大臣 沈瑞麟

その内容は不戰條約を持ち出した對日抗議とも見られた之に對して...

會談を通じてみるに日英の交渉には何となく、妥協點發見の見...

ところ大きいものがある。又七月上旬英米兩國より(一)滿洲國石油會社の設立、(二)滿洲國石油專賣計劃の二點に關し吾が外務省に問合せがあつた。滿洲國が法案によつて石油販賣を政府の獨占とするの制の目的を達しようとするのは同國の既存條約による門戸開放の趣旨にそむくと云ふのであ

日支外交

廣田外相の對支工作は、支那内部には尙排日的行動が終熄してゐないけれども漸次奏功して兩國交の好轉しつゝある事は否み得ない。所謂天羽聲明は歐米に與へたる衝動が相當以上に大きかつた。しかし日本の支那を對象とする對列國態度は、天羽聲明の中に正確に示されてゐる。殊更に抗日の目的に悪用されるならば、之は絶対に排撃すべきであらう。とにかく兩國交が漸次好轉しつゝあることは兩國間殊に滿洲を介在する問題が解決をみつゝあることによつても明かである。殊に北支に於ける黃郛、何應欽政権が、日滿

日露外交

日滿兩國は日滿議定書によりに於ける對支親善の辭に力を得て、對日態度の調整に實質的のり出すこととなり、國民政府内部にも漸次、内外の狀態からこの他なきことを自覺し來つたものがある。しかし支那側の斯かる傾向があるか、一時の性を不利にするか、爲に、一時の己の好む結ぶといふこともあつた。寧ろ斯かるやり方が支那に於ては珍らからぬ、常套手段であつて、支那の親日態度に對しては日本としては十分戒心、慎重に之を處理しなければならぬ。東洋恒久の平和は日滿支三國の完全なる協調にあるのであるが、支那には之を取つて執意が眞にあるのであつた。式外交が、現今効め薄となつたことを自覺したことから對日親善の道をとらせることとなつた。支那の東洋平和維持の大目的に對しては、支那は一向に今後兩國の東洋平和維持の大目的に對しては、支那は一向に今後

國家を共同して防衛する立場にあり、更に經濟的に政策的に不可分の關係にあるに於ては、ソヴィエト聯邦と滿洲國との問題は、同時にソヴィエト聯邦對日本の問題であり、日ソの問題はまた滿ソの問題でもある。日ソ間には不可條約問題、漁區問題、ループル問題、之に派生した一九三四年五月發生のペシコフ號事件、ハバロフスク領事館砲撃事件等あり、ソ滿間には二年越しの北鐵交渉を始め頻發する國境問題がある。ソ聯が日本に對し不可條約締結を要望し來つたことは一般に知られてゐることであるが、日本として態度は從來の如く、日ソ滿三國間の諸懸案を解決した上でならば之に應ずるも現在に於ては時期尚早といふに一致してゐる。しかし何と云つても三國間に横はる問題は北鐵交渉の經過及その成否に影響される所大なるものがあることは疑を容れず、北鐵交渉の經過は、それだけ國際的注目を集めてゐた。即ちこの問題の解決によつて、ソ滿間の重要な問題たる國境問題の進展にも非常なひびく。更に幾多の事件を左右するからである。と見るに、日ソ滿三國間の動きを見るに、漁區問題の如く、一時

一年間の重要な外交

獨逸の一般軍縮會議脱退以來九三三年より翌年にかけて獨逸兩國間の直接交渉、英伊兩國の幹旋による打開が試みられた。即ち英國は一九三四年一月獨逸がハケ國に新軍縮覺書を提出したことが、それは獨逸の聯盟及一般軍縮會議に復歸を條件に獨逸にある程度の再軍備を認め佛國に骨子を安全保障を與ふることを骨子とするものである。四月十九日佛國は英國に對する回答に於て、獨逸の再軍縮を承認するに於て、獨逸の取極にも賛成し得ない旨を聲明し、斯くの如く會議の行詰り、乃至失敗は獨逸及佛國の對立にあつた。其間佛外相バルツィ氏の波蘭、チェッコ訪問、五月中旬露國代表リトヴィノフ氏との會見あ

一般軍縮會議

獨逸の一般軍縮會議脱退以來九三三年より翌年にかけて獨逸兩國間の直接交渉、英伊兩國の幹旋による打開が試みられた。即ち英國は一九三四年一月獨逸がハケ國に新軍縮覺書を提出したことが、それは獨逸の聯盟及一般軍縮會議に復歸を條件に獨逸にある程度の再軍備を認め佛國に骨子を安全保障を與ふることを骨子とするものである。四月十九日佛國は英國に對する回答に於て、獨逸の再軍縮を承認するに於て、獨逸の取極にも賛成し得ない旨を聲明し、斯くの如く會議の行詰り、乃至失敗は獨逸及佛國の對立にあつた。其間佛外相バルツィ氏の波蘭、チェッコ訪問、五月中旬露國代表リトヴィノフ氏との會見あ







からひたと依頼し外相は之に對し確答を留保、八月十三日滿國側大橋代表とユ大使との會談爲されたが、兩者間には會商を打合せしむべき何らの諒解にも達せず、大橋代表は遂に滿國側の東京引揚の強硬決意を通告し交渉は茲に決裂状態となり、同日代表は十四日歸滿した。ところ其後モスコウ政府による交渉經過の暴露(八月十八日)と、之に對する日滿側の聲明(同月廿一日)があり、加ふるに北鐵ソ聯從業員逮捕事件に關し八月二十二日ソ側の抗議と九月四日吾が逆襲的回答が交はされた他、頻發するソ滿國境紛議の爲、ソ聯對日滿の關係は悪化の一路をたどるかに見えたが、九月廿一日ユレニエフ大使は廣田外相を訪問し、北鐵讓渡交渉につきソ側が廣田外相に提案の讓渡價格一億九千萬圓から一億七千萬圓に負け交渉を成立せしめ度いと申出で一方滿洲國もソ聯と隣國の關係にある點に鑑み、外相案から更に二千萬圓を讓歩しても可なりとし、茲に暗礁に乗上げて北鐵交渉に愈々妥協成立の見込がつかない。斯くして大橋滿國代表は同廿五日入京、大橋氏退京後吾が外交當局とソ側の間に進められ一致を見た所の滿洲

國側には排日移民法があり、從來屢々排日暴行が行はれたことがあるので、今回のその一端にすぎなく、根本原因は歴史に溯つて之を見なければならぬのである。堀領事の要求に對しては、米中央政府は八月廿一日ア州知事に對し『本問題は國際的紛糾を招く恐れあるを以て直ちに日本人農民排斥運動を取締るべし』と電命し、國務次官フイリツプス氏も可及的速かに問題の圓滿解決すべしと注意を與へ、よつてア州知事は排日の暴力行爲嚴罰の聲明を發し、新聞紙面は日米兩國間の大問題化を恐れて米側の慎重を希望した。斯くして一時米農の暴動化は喰止められたが、問題の性質上日米農民間の感情は釋然ならず、邦人農夫に對する惡性の暴行は小規模乍ら頻發し、邦人農場或は日本人會役員宅への爆彈投入、邦人經營農場の水門破壊等邦人迫害は九月九日より十一月末まで合計廿四件に上り、其他邦人兒童への惡罵・投石等在留邦人は不安に襲はれて日本人大會を開催し、在留民の生命財產は危險に瀕するに至れるを以て日本帝國の保護を數願す。報告した。其後吾が領事館は右

國側の負擔とする讓渡價格一億四千萬圓他ソ側從業員の退職手當約三千萬圓に關する大綱の細目交渉方法につき外務當局と協長がカズロフスキ代表と八回の折衝を経て一九三五年一月十二日協定の妥結を見、二月一日より三月九日迄十六回の協定案文起草委員會を経、事務的調整を終へ、三月十一日三國代表間に假調印をなしたが、昭和八年六月廿六日第一回正式會議以來時を閲する事實に一年十ヶ月、會議を行ふこと五十六回にして圓滿成立を見たものである。協定文概要要旨は左の如くである。

(一) 基本協定  
(二) 讓渡の對象 北鐵並にその附帶事業及財産に關して有する一切の權利を滿洲國に讓渡する。  
(三) 代償額支拂方法 滿洲國は三ヶ年以内に代償額一億四千萬圓(日本貨)をソ聯に支拂ふ、その中四千六百七十萬圓は現金(但内二千三百三十萬圓は協定署名と同時に支拂)にて支拂ふ。  
(四) 北鐵の債權に關する協定(ソ側從業員の退職に關する協定)(退職金總計三千萬圓)のその受領に關する協定

(五) 鐵道及電信連絡に關する協定  
二、最終議定書  
三、日滿ソ三ヶ國の議定書  
代償額の約三分の二即ち九千三百三十萬圓は日滿兩國に於て生産又は製造されたる物品の購入にあてられる。取引に關する紛議は三國政府の任命する委員を以て調停委員會を組織し解決に當らしめる、不調の場合にはソ政府との間の外交的手段によつて紛議の圓滿な解決に努める。  
四、滿洲國の支拂義務履行に關する帝國政府の保障  
(一) 日ソ間の交換公文  
(二) 日滿間の交換公文  
而して右協定正式調印は三月廿三日外相官邸に於て、廣田外相、ユレニエフソ聯大使、丁滿洲國公使三者間に於て完了され、調印と同時に滿洲現地に於て接收が行はれたが、同時に滿鐵は北鐵の經營に關し、滿洲國政府よりの命を受け北鐵は滿鐵の委任經營となつた。

紛争調停につき種々奔走し、ア州知事は問題解決の爲調停委員會を開設し、更に藤井代理大使の取締を手緩しとし、暴徒の徹底的の彈壓を、地方官憲は暴動張本人を搜索しつゝある旨を公表する所あつた。而して排日傾向は次第に普遍的となり、一九三五年二月五日州議會再開されるや、下院にはサリヴァン氏、上院にはスミス氏提出の土地法案が提出された。双方共從來の加州土地法案に輪をかけて峻嚴な米市民たり得ざる邦人は一切の農耕を禁止され、加之現在の職業すら奪はれることとなる譯で、其の間齋藤大使は國務省へ注意を促し、懸命に奔走されたのであつた。而して兩案の運命は邦人の運命を左右するものとし、吾が内外の注視するところであつたが、サ氏案は下院の司法委員會で擱り潰しとなり、ス氏案は閉會日が逼迫して尙上院に上程されぬので通過覺束なしと安堵してゐた所、會期延長により十五日の上程委員會通過十八日の上院本會議通過直ちに下院に同附されたが、邦人の死物狂ひの通過阻止運動が奏效し、廿一日擱り潰しとなり、次

日以内の期日を決して邦農の退去發令を迫つた、州廳では知事不在の爲代理者は權能なきを名として引揚げしめたが、邦人農家に對する壓迫愈々表面化し、州土地法違反を名として邦人を檢舉すること再三で、邦人側でも暴戾なる米農取締方を當局に要請すると共に被檢舉邦人の釋放又暴動化に對する自衛的手段を講ずる等對策につとめ、右羅府堀領事は十六日同州知事に對し眞相調査及邦人保護方を要求、福島官補を現地に派遣して同地方官憲と共に事態緩和に努めしめた。右排日運動の原因としては、

一、同地方を襲つた旱魃のため、隣接する加州のイムビリーアル・ヴァレーから邦人農民が早魃救濟法の適用あるアリゾナ州に大舉移住し來るべしとの風好景氣に惠れてある邦農への嫉妬  
一、九月十一日舉行の州選舉のため地方政治家が之を利用し煽動したこと  
の三つが當面の原因と考へられるが、米國に於ける排日は今日に始まることなく加州其他十餘州には排日土地法があり、合

よりして其の對日政策を急遽轉回しなればならぬ状態にあつた。即ちこの内外の諸情勢といふのは、  
一、日本の孤立により豫想された三五、六年の危機は現前せず、寧ろ日本は國際的、經濟的に躍進の途上にあること  
二、米國の銀買上げ政策が支那の銀流出となり、支那をして財政的危機に立たしめたこと、この危機打開につき米・英に泣きついたが拒絶されたこと  
三、赤露の侵略と相俟つて西南支への中國ソヴィエトの擴大が蔣氏政權に大影響を與へ四川省占領される曉は國內統制上に大變化を生ずる恐あること  
の三つであると思はれる。斯くして國民政府首席蔣介石氏、有吉公使、鈴木中將の會見となり、汪兆銘氏他各要人と新對日策樹立に關し協議の結果、二月二日蔣氏は重要談話を發表した。その要旨は、廣田外相の議會に於ける對外交演説には誠意を認め得る、曾て中國人は排日運動を行つてゐたし吾等に出來る限り之を糾正禁止して來たが、今は以て相見ゆれば兩國間に將來の光を希望出來る、中國人民は宜しく正々堂々の態度を持し、

理智と道義に従ひ一時の衝動を避け排日等の盲動を慎むべし云々。而して兩國親善は先づ兩國經濟提携として企圖され國民政府は日本側の眞意打診の爲、二月下旬世界法廷判事王龍惠氏を日本に立寄らしめ、國內には排日取締を厳にし機關紙たる中央通信には日支提携論を公表して親日傾向を煽り、廣田外相亦議會に於て親支的態度を公言し、日支關係は故に新しき黎明に直面したと見えた。しかし實際に於いて見るに、尙排日機關は一部に公然と存置乃至伸張せられつゝあり、三月奉天特務機關長土肥原少將は國民政府當局及南支を視察したが、その結論に徴するも、未だ排日根絶の眞意認められ難き實狀にあり、日本國內に於ては支那側が日支提携に對し躍起となれるのに對して支那の徹底的誠意を見るまで早論を高調し靜觀の態度を示すを妥當とする主張が多い。今回日支の關係は、その根源支那の財政的窮狀にあると見られるが、しかし日支の國交をそのまゝ深入させることは英米側の本意ではない。かくして日支借款可能性の濃厚となるに従ひ、英米側は自國の權益を危殆に陥ら

滿洲國

一般現況

康徳元年三月一日溥儀執政が帝位に即かれて後、皇帝陛下天稟の徳と英明により、並びに隣邦日本帝國の庇護によつて、内閣の治績大いにあがり、滿洲帝國的國體既に確乎となつた。觀ある張家の地方分權的專制軍閥政治より、近代的國家中央集權的王道國家に變り、擯取の政治は王道政治となつたのである。内治においては國家的施設愈々完備した。即ち地方制度の改組斷行され、國內各種産業の資源が統制ある活動によつて開發され、財政の基礎も年と共に安定を見るに至つた。外治に於ても日本帝國との交誼愈々厚きを加へ、一九三五年新春には皇帝陛下が隨員多數を隨ひさせられて建國以來の交誼援助に御答禮の意味で日本帝國を御訪問あらせられた。此の他に、國際聯盟、ソヴイエト聯邦、支那との

折衝等に於ても着々として國家としての威信を示しつゝあり、現在に於ては世界の多くの國々は、いかにして國際聯盟の滿洲國不承認決議を回避して、滿洲國と提携するかに腐心しつゝあるものと考へられる。英國産業視察團の來滿、英米の滿洲國石油業統制に對する抗議は、これの片鱗と認めてよい。建國後僅か三年であるが、この間に於ける新興滿洲國の發展は大驚異と云ふも差支なく、日本國民としても皇帝陛下御來朝による日滿御帝室の結合に、日滿兩帝國將來永恒の提携を豫見するを覺えぬのである。

人民を統治教化しゆくために漸次的教化が適當なることを自覺してゐるからである。康徳元年三月一日に設置された臨時地方制度調査委員會は地方制度金融の刷新方法につき研究の結果、現行行政區劃中與安省を除く滿洲帝國の行政區劃を、奉天・吉林・濱江・龍江・黑河・三江に分轄し（これで全滿洲は十一省に區劃せらる）新時代に適應した新地方行政を確立し、二月一日より之を實施した。十省の區劃 新行政區劃の内 容は即ち省名及新省包含縣名は（括弧内は省公署所在地） 奉天省（奉天） 舊奉天省内 二十七縣、即ち遼陽、遼中、本溪、撫順、瀋陽、鐵嶺、開源、新民、法庫、康平、海城、營口、蓋平、復、興、遼、清、西、豐、昌圖、梨樹、雙山、遼源、海龍、輝南、金川、柳河、東豐、西安、及び舊吉林省内一縣即ち濛江。 吉林省（吉林） 舊吉林省内 十五縣、即ち、長春、雙陽、伊通、九臺、德惠、農安、長嶺、乾安、扶餘、永吉、舒蘭、額穆、敦化、樺甸、懷德。 濱江省（ハルビン） 舊吉林省内 十三縣、即ち阿城、賓、雙城、

榆樹、五常、珠河、葦河、延壽、東寧、寧安、穆稜、密山、虎林、及び舊黑龍江内十五縣、即ち呼蘭、巴彥、本蘭、肇東、蘭西、綏化、東興、安達、青岡、望奎、慶城、鐵嶺、綏楞、海倫、肇州。 龍江省（齊々哈爾） 舊黑龍江内十八縣、即ち龍江、泰來、龍江、依安、訥河、克山、明水、克東、拜泉、德都、嫩江、龍鎮、通化、大賚、及び舊奉天省七縣、即ち突泉、安廣、鎮東、開通、瞻榆、洮南、洮安。 黑河省（黑河） 舊黑龍江内八縣、即ち黑河、呼蘭、呼瑪、瑯琊、奇克、遜河、佛山、烏雲。 三江省（佳木斯） 舊吉林省内九縣、即ち方正、依蘭、勃利、寶正、饒河、撫遠、同江、富錦、樺川、及び舊黑龍江内五縣、即ち通河、鳳山、湯源、蘿北、綏濱。 間島省（延吉） 舊吉林省内四縣、即ち延吉、汪清、和龍、輝春、及び奉天省一縣、即ち安圖。 安東省（安東） 舊奉天省内十一縣、即ち安東、鳳城、岫巖、莊河、寬甸、桓仁、通化、臨江、長白、撫松、輯安。 錦州省（錦州） 舊奉天省内十縣、即ち錦、錦西、興城、綏中、義、北鎮、磐山、舌安、黑山、影武及び舊熱河省內三縣、即ち、

朝陽、阜新、綏東、熱河省（承德） 承德、灤平、豐寧、隆化、平泉、凌源、青龍、寧城、赤峰、凌南、圍場、建平、而して各縣に參事官副參事及警務指導官をおくこと、從來と異るところはない。又公私社會事業を連絡統制化する爲に社會事業聯合會を組織し、地方衛生機關の充實、阿片專賣制度の實施に伴ふ衛生上の諸整備に完全を期すこととなつた。行政區域を従來より細分したのは、尅大なるが故に上意下達せず、下意上達せざる不便に鑑み、たので、右實施により地方集權主義の痕跡が完全に掃蕩され、中央集權の實を見ることとなつたのである。而して行政區劃の改正に伴ひ新省公署の組成及び權限は、新行政區域を所轄する新公署の中央政府に對する隸屬關係を改め、以て事務の連絡統制に資すること。 一、建國以來の經驗及び時代の進運に鑑み中央政府の所管すべき事務と地方行政機關の所管すべき事務とを明確に分別すること。 一、新公署管内各廳間の統制を計るに便宜なる組織を加味すること。 一、中央及び地方相互の連絡

を計り上意下達、下意上達の途を講じ、地方事情の把握を期すること。 一、新省公署は各地の狀況に適合すべき組織形態を具有し得るやう融通性を認めること。 一、新省公署の官制上の權限及び委任權限についてはその大體の方針を決定すること。 一、新省公署の趣旨とし、新省公署に等するもの趣旨とし、新省公署に總務、民政、警務、實業、教育の五廳を置くも地方の情勢を十分考慮し、徒に形式に流れず省公署を、中央政府と縣公署との中間機關として十分の機能發揮せしめ、又省内の治安についても萬全を期し得るやう規定したものである。 而して滿洲國の司法、警察現勢を見るに、事變前に於ける司法制度は殆んど云ふに足らず、建國後司法部の設置を見れば、法令並びに機關が整備せず、目下漸進的に之を圖りつゝある状態にある。司法制度が確立すれば當然治外法權制度も撤廢されることがなるが、隣邦日本と自國との間に、右撤廢關係の自主獨立のために、警察官の素質低劣事項につき關係官廳で考究中である。警察制度は事變前から存在したもの、警察官の素質低劣で治安を委すに足りなかつた。

滿洲國は建國後財政確立の第一歩は豫算制度の樹立に依存するといふ建前から、財政制度整備につとめ大同元年度より豫算制度を實施した。而して現會計年度たる康徳元年度總豫算を見れば、歳出入各經常臨時合計一億八千八百七十二萬五千圓であつてその内容を檢するに經常歳入は經常歳出を超過するばかりでなく、之を大同元年度總豫算に比較すれば、歳出入總額五千圓、廿一萬三千圓の増加を示してゐる。而してこの一般會計豫算に特別會計豫算を加へると康徳元年度總豫算は實に三億圓を突破してゐる。建國以來豫算編成に當つては赤字公債不發行の方針を守り、健全財政方針の勵行につとめて來た。建國公債其他の公債償還に關しても、具體的計畫を樹立し、減債基金の充實を怠れず、この結果同基金は現在五百五十四萬二千圓に達してゐる。殊に康徳元年度豫算に於

ては同豫算歳出中に駐滿日本軍の費用の一部として九百萬圓が計上されたことは注目すべきであつて、滿洲國が同國財政確立が保證されたるを機に共同防衛費を支出したことは、眞に兩國間の肉親的眞情より出たものとして、兩國の慶賀に堪えぬところである。

滿洲國の貿易を見るに日本との貿易が大部分を占め、事變後三ヶ年中に日滿貿易も驚異的發展をとげた。而して日本の對滿洲國輸出の約一分八分を占めてゐる。即ち昭和九年に於ける對外國輸出總額は二十一億七千九百萬圓に達し、對滿洲國輸出は三億九千九百萬圓を占めてゐる。關東州輸出を合して總計四億三千萬圓を計上するのである。しかし今日の滿洲國の輸入増大傾向は、目下建設途上にある同國として自國を維持するために必要なる商品々々輸入してゐることに基くもので、その中には日本を仲繼とする滿洲國再輸出額もふくまれてゐるのである。が、九年度には對滿洲國輸出總額四億三千九百萬圓、貿易戻に於ては二億一千九百萬圓の輸出超過となつてゐるのであるから、近來輸入超過の成績を示しつゝある日滿貿易をいかに救済してゐる

か明かであらう。滿洲國生命線の意味もこゝに具體的に示されてくると思ふ。九年度輸出に於ける總額一千萬圓以上主要商品は、綿布、鐵、機械部分品、小麥粉、鐵製品、之に對し日本の滿洲國への輸入は、事變後特に目立つて増加してゐない。九年度輸入における總額一千萬圓以上主要商品は、大豆、油粕、石炭、銑鐵、探油原料、即ち日本より國家建設産業振興に必要な機械類、吾が國貿易品の大なる綿布類の輸出あり、滿洲國よりは大豆類探油原料石炭其他の内地各工業の原料品輸出ありこれらによつても日滿經濟提携の必然性を容易に察し得るのであらう。

本縣との貿易 多年懸案であつた北鮮航路の青森港定期寄港が九年四月許可され、同五月第一回目的寄港があり、青森港の對滿貿易もその軌道に乗り入れた。例年青森港の對滿貿易は、殆んど輸入許りで輸出は皆無と云つてよく、本縣よりの輸出は八戸港より若干なされてゐるにすぎない。また對滿輸出品生産の見込

Table with columns for '滿洲國' and '關東州' showing trade statistics for various goods like wheat, iron, and oil. Includes a section for '邦人の移民' (Immigration of Japanese) with statistics for different years.

家として之を承認せずとするが、しかし支那に現今の滿洲國を崩壊する實力は到底無いのは明かである。支那としては、今後如何としても日滿兩國と協調を保つことが自らを生かす道であつて、實質的には漸次滿支外交は斯かる傾向をあらはしてゐると見ることに出来る。通車通過其他の問題の解決は此の好例であらう。滿支の通商關係も將來發展の見込があり、實質的承認の實は増大する許りであつて、結局正式承認に至るべしと見るのが至當であらう。次に對露問題であるが、滿露兩國間に露國境問題、北鐵問題、水路問題等あり、特に北鐵問題は屢々停滯し時々は日滿對露國間の風雲急であると思はれたこともある。最大中心となる北鐵問題も日本の仲介によつて芽出たか解決し兩國國交に曙光を認むるに至り、さきに成立した水路協定と共に兩國今後の提携は、豫想するに足る。殊に國境問題も重大ではあるが、日露滿三國の努力によつてはこれが解決も困難ではないであらう。今日では露國の滿洲國正式承認は單に時日の問題であると思ふ。さらには滿洲國の對外關係として重視すべきは、中米サルヴァドル共

和國が一九三四年五月廿日駐日總領事シグエンサ氏を通じて、三月三日附を以て滿洲國を正式承認する旨を示達したことであり、この承認は國際聯盟加入國に大なる刺激を與へた。即ちこれによつて聯盟の不承認の一角がくづれたことになり、列國の對滿態度に影響することは甚大であるからである。此の他、獨逸、佛國、英國其他の對滿洲國經濟提携熱は事實に於て大にあらがひつゝあり、諸國は對滿投資に關し實地について調査をとりてゐる。就中英兩國産業團バーンの親日滿の調子によつて世界の耳目を聳動するものがあつた。要之、滿洲國自身の名實共に發展の前には世界列國も承認せざるべからざる餘儀に立至ることが豫想されるのである。

が成つて全線統制が可能となり、國鐵一元化の實が茲に實現を見た。建國當時滿鐵包圍線かつたのが北鐵をも加へて國有鐵道は六千餘里に達し、滿鐵一線千餘里を合して總延長七千餘里で、滿鐵の委託經營後僅かに二ヶ年の間に十線千五百餘里に及ぶ新線を増加してゐる。而して康徳元年四月廿日建設費一億四千餘圓を以て滿鐵に請負はせられた七線は目下工事中であり、これらが完成の暁は、熱河及内蒙の資源開發に非常な活力を提供するであらう。吉會線の完成を以て最短徑路拉賓線(拉法、吟爾賓間)や、北滿縱貫線(露滿國境大黑河に至る北線)も昨年十二月開通を見るなど事變後治安未だ定らざる時幾多の辛苦、犠牲を征して建設され、しかも豫定線も漸次完成に近づきあるを思へば、滿洲國鐵道擴張は誠に驚異に價するものがある。

交通部長官菅轄下に滿洲航空主司(昭和七年九月設立、資本金三百八十五萬圓、滿洲國法人)の獨占的經營により劃期的發達をなした。其の使用機廿餘、奉天、大連、新義州、錦州、新井村、圖們を連絡する全延長五千餘里を經營し、郵便、貨物の定期航空路も又旅客、郵便物の定期航空路も又旅客、郵便物の月一日からは日本航空輸送會社の航空路と連絡して日滿兩國都府間の航空路を一日で連絡するに至つた。尙運河や港灣修築なども計畫既に着手されつゝある。

邦人の移民 滿洲に於ける内地人の居住は、事變前までは關東州及滿鐵沿線の大都市に集中されてゐた。概があつたけれども、事變以來建國後從來内地人が殆んど這入り得なかつた地方にまで盛んに入りこむやうになり、年と共にその散在區域が擴大しつゝある。即ちその増加趨勢を大觀するに事變直後昭和六年末滿洲國內關東州居住人は廿三萬四千であつたのが、七年末廿六萬九千、八年末三十三萬四千、九年末三

十九萬四千に達し、一躍事變前に倍加せんとしてゐる。主として、撫順、奉天、新京、ハルビン、撫順、安東、旅順に集中してゐるが、又錦州には五百三十餘人、ハイラルには百八十六人、赤峰八百十六人の進出を見ることは事變前までは到底夢想だにされなかつたことである。

昭和七年以來毎年實行されたある拓務省の自衛移民も、その苦難時代を脱したかの觀あり、九年末には駐屯地附近の匪賊も掃蕩されたので、第一、第二次の移民者一千名中より凡ゆる試験にうちかつて選ばれた六百名には家族、兩親を呼びよせるものがあり、花嫁を迎へるものがあり、和氣鶴々たる農村風景を展開してゐる。作物の米、麥、粟、高粱、大小豆、馬鈴薯の作もすばらしく日常食用品はすべて自給してゐる。

本縣人の移民

本縣人の自衛移民は入

國當初は第一次三十八名、第二次十五名あつたが、その後種々の原因により退團する者あり、現在に於ては第一次十九名、第二次九名に減少してゐる。これ心身共最も恵まれ將來の本縣滿洲移民の先導者たり得る人である。而して其の家族の有無を見るに第一次移民には八家族、第二次には四家族を數へ、十年春には移民團中の獨身の配偶者を求める爲第一、二次移民團から夫々代表者が來縣した。本縣移民は彼地に於ては青森小隊を組織し、青森村を形成してゐるのであるが、他縣の小隊には妻帯者が多く、資金が恵まれてゐる爲村落の整備にも多大の便宜を得てゐるに反し、青森小隊は妻帯者少なく、資金不足で幾分不便を感じてゐるが、物質力は精神力で補ふの概あり士氣旺盛である。目下第一次青森小隊永豐鎮の財産は長屋二棟（七月迄にはもう一棟出來る）、既墾地五

十町歩、馬十一頭、牛三頭、豚三頭で、同所には醫者産婆居住し不便はない。第二次移民の青森小隊（永豐鎮南方千振屯）も、反當り三斗五升を收穫しうる水田をもち附近には飛行場を控へてゐる。これら自衛移民團も家族を各自形成することにより、生活の實際的根據を据え移民の實をあげる事が出来るであらう。

尙昭和八年末本縣少年を滿洲へ發展せしむべく縣下の少年十五名をすくつて少年商業移動團を組織、滿洲國へ送つたが、その成績頗る良好であり、夫等少年所屬の商店を喜ばしてゐる。同團後援團では十年三月第二次移動團を送ることとなり縣下の志望者七十一名中より三十五名を選定、四月廿二日青森出發、連乃至新京の大商店に配屬、徴兵適齢まで勤務することになつてゐるが、検査或は受役後にも當人の希望により在滿を許されることになつてゐる。とにかくこれによつて縣人の彼地活躍の機會がめぐまれる意味に於て喜ぶべきことである。

レーテスト・ニユース

滿洲國內閣更迭 國務總理大

臣鄭孝胥氏は豫て閣下に辭表を捧呈したるに對し五月廿一日御聽許あらせられ、參議府議長兼軍政部大臣張景惠氏に大命降下、張氏は直ちに、組閣に着手し、同十一時左の閣員名簿を捧呈、茲に帝國內閣は平穩に更迭を完了した。（括弧内前職）  
國務總理（軍政部大臣）張景惠  
財政部大臣（龍江省々長）孫其昌  
外交部大臣（實業部大臣）張燕卿  
軍政部大臣（第一軍管區司令官）于芷山  
實業部大臣（交通部大臣）丁鑑修  
司法部大臣（留任）馮滄清  
民政部大臣（賓江省々長）呂榮寰  
交通部大臣（前北鐵監事）李紹庚  
文教部大臣（國都建設局長）阮振鐸  
蒙政部大臣（留任）齊默特色木  
宮内府大臣（財政部大臣）熙洽  
參議府議長（民政部大臣）臧式毅  
參議府參議（宮内府大臣）沈瑞麟  
同（外交部大臣）謝介石  
滿洲國公使館昇格 駐日滿洲國公使館の大使館昇格について五月廿一日滿洲國政府より正式申出あり、日本政府は直ちに南駐滿全權より同意の旨を傳へしめた。滿洲國政府より日本政府に初代全權大使として、謝介石氏のアグレマンを求めて來た。

財政。租稅

昭和十年國庫豫算

Table with columns for '昭和三十年國庫豫算', '歳入', '歳出', '歳入内訳', '歳出内訳', and '臨時部'. It lists various types of taxes and government expenditures in thousands of yen.

Table with columns for '歳入', '歳出', '歳入内訳', '歳出内訳', and '臨時部'. It provides a detailed breakdown of the fiscal budget, including specific tax categories and their amounts.



財政・租稅——昭和十年度青森縣特別會計豫算——電氣局十年度豫算——十年度新規模豫算

水道工事補助費本年度支出額	五、四〇〇	財政整理資金	三〇、六二五
青森港修築費納付金本年度支出額	三〇、〇〇〇	產業資金	四九、五九七
八戸港修築費本年度支出額	三〇、〇〇〇	地方振興事業費貸付金	一四、九七三
鮎ヶ澤港修築費本年度支出額	一〇、〇〇〇	縣立青森病院	三六、七七一
縣債	一、五〇四、九五一	同職員研學資金	一〇、九三三
市町村交付金	六、六八五	同維持資金	二
財產整理資金繰入	三〇、〇〇〇		
運用金戻入費	七〇〇		
臨時部合計	二、七五五、七〇九		
歳出統計	五、七九七、七四〇		

昭和十年度青森縣特別會計豫算

賑恤慈善救濟資金	七九〇	電氣事業收入	二、八七五、五〇一
軍人援護資金	三、三五〇	電力使用料	二、四五、八二三
小學校教員恩給金	三七、三五八	電力其他の供給料	六〇、五七七
市町村立小學校教員加俸資金	三、八三三	電熱其他の供給料	九、八七四
公立學校職員年功加俸資金	一、〇〇〇	供給雜入	二、九三三
教育資金	一六、八三三	事業外收入	三、七五五
縣立學校基本財産	一、一五〇	證券收入	一、四一八
恩賜兒童就學獎勵資金	一、七五三	運賃利息	七、五七七
恩賜男女青年團體事業獎勵資金	三、三三九	雜收入	六、七二五
工業學校作業資金	二、八五一	經常部合計	二、九〇五、九五一
青森中學校圖書館維持資金	五三	歲入臨時部	三、八三三
工業試驗場作業資金	一、五三九	總計	三、八三三
水産試驗場作業資金	九三、五二四	歲入臨時部	二、八三三
自作農資金	一、〇六、七六六	總計	二、八三三
公有林野現行造林費	一、七八四	臨時部合計	三、八三三
失業救済農山漁村臨時對策低利資金	九三、三九五	歳入總計	二、九三三

十年度新規模豫算

昭和十年度に於て新規に計上され又は擴張された事業費は二十八萬七千三百十三圓でその内譯は左の通りである  
 勸業費  
 產米改良費 二六、四四四  
 副業獎勵費 四、八九三  
 產業組合指導費 二、〇六〇  
 耕地整理調查費 三、〇三三  
 耕地換地處分指導 八、〇一一  
 水産駐在員費 三、八五〇

漁業組合指導費	一、七八	經濟更生綜合指導費	一、〇〇〇
海外輸出獎勵	二、四六六	町村農會技術員獎勵費	五〇〇
商工業組合指導費	一、五〇〇	町村農會技術員設置補助費	四、八〇〇
馬鈴薯萎縮病豫防獎勵	一、〇〇〇	助費	一、〇五〇
農事指導地費	四、〇〇	防風林設置調査費	一、〇五〇
農事試驗場水稲外品種育成試驗	一、二七九	水試漁船建造費銷却金	一五、九五八
農事試驗場定習生養成費	二、五〇〇	農試農會研究室設備	四〇〇
蘋果試驗場病研究費	四〇〇	修鍊農場宿舍及官舎建築費	一、七四〇
同加工試驗費	一、〇〇〇	十二湖事業場設備	六、五五〇
種牛購入費	一、六〇〇	水試八戸無電設備	七、四二〇
種牛購入増額	二、四〇〇	水試陸奥灣分場建築費	九、〇〇〇
種牛場擴張費	三、九七四	水産増殖施設補助	五、〇〇〇
水産製造試驗増額	三、〇九四	商工組合補助	一、五七〇
水産殖産獎勵	一、〇〇〇	販購補助増額	一、七六〇
工業試驗場雜物指導費	一、五八五	教育費	一六、一七六
物産紹介所費	一、四八五		

青森縣歳出豫算費目別累年比較

會議費	三、九三三	警察費	四、〇〇〇	土木費	二、〇〇〇	教育費	五、〇〇〇	衛生及病院費	九、〇〇〇	勸業費	九、〇〇〇	社會事業費	八、〇〇〇	縣收入	九、〇〇〇	補助費	一、〇〇〇	縣債費	一、〇〇〇	議會費	一、〇〇〇	特別會計	一、〇〇〇	其他	一、〇〇〇	歳出合計	二、〇〇〇
明治	三、三三三		四、〇〇〇		二、〇〇〇		五、〇〇〇		九、〇〇〇		八、〇〇〇		九、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		二、〇〇〇		
大正	三、三三三		四、〇〇〇		二、〇〇〇		五、〇〇〇		九、〇〇〇		八、〇〇〇		九、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		二、〇〇〇		
昭和	三、三三三		四、〇〇〇		二、〇〇〇		五、〇〇〇		九、〇〇〇		八、〇〇〇		九、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		二、〇〇〇		
昭和	三、三三三		四、〇〇〇		二、〇〇〇		五、〇〇〇		九、〇〇〇		八、〇〇〇		九、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		一、〇〇〇		二、〇〇〇		

財政・租稅——青森縣歳出豫算費目別累年比較

一三七



財政・租税 昭和十年年度豫算歳出比率 縣稅負擔額累年比較 昭和八年年度豫算歳出比率 縣稅負擔額累年比較 昭和十年年度は昭和十年一月末現在豫算額とす、二、昭和十年年度は當初豫算額とす

昭和十年年度豫算歳出比率
衛生及病院費 0.2
勸業費 0.2
社会事業費 0.2
縣收入取扱費 0.5
補助費 0.7
縣債費 0.1
縣舎建築費 0.1
縣別會計繰入金 0.0

縣稅負擔額累年比較
明治 一三三
大正 二二二
昭和 一〇五
縣稅總額 一八九、二九五
一戶當 二、四四六
一人當 〇、四〇〇

東北六縣豫算比較
(昭和十年年度當初豫算)
青森縣 豫算額 一、九一八、四八八
岩手縣 豫算額 一、九一八、四八八
宮城縣 豫算額 一、九一八、四八八
秋田縣 豫算額 一、九一八、四八八
山形縣 豫算額 一、九一八、四八八
平野均 豫算額 一、九一八、四八八

昭和八年年度豫算
昭和八年年度豫算は豫算額に對し收入不足額は百二十四萬八千七百七十圓である。昭和十年年度は當初豫算額とす、二、昭和十年年度は當初豫算額とす

度へ繰越し大丈夫徴収出来る見込のものは
財産賣拂代 一五、〇〇〇
寄附金 五、九五五
稅收 三三、七〇三
貸付償還金 一、三六〇
其他 三、七九七
計 五八、〇一五

青森縣歳入出決算累年比較
明治 一三三
大正 二二二
昭和 一〇五
歳入決算 二、九一八、四八八
歳出決算 一、九一八、四八八

青森縣債一覽

昭和十年四月一日現在に於ける青森縣債總額は一般負擔に屬する分は元金一千五百六十二萬四千九百九十七圓、利子三百四十六萬六千九百九十七圓、合計一千三百四十八萬二千三百三十八圓又轉貸及び特別會計に港設備事業費債

區別
青森港修築費債 元金 三、五〇〇、〇〇〇
鮫漁港修築費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
八戸港修築費債 元金 八、〇〇〇、〇〇〇
白糠港修築費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
岩木川改修費分擔金債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
馬淵川、山田川水利改良事業費 元金 二、〇〇〇、〇〇〇
山田川水利改良事業費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
道路改良及失業救済費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
道路改良修費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
濟道路改良修費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
橋梁架替費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
測候所建築費及乾橋架替費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
學校建築費及橋梁架替費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
縣營住宅資金債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
凶作救濟土木費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
災害免租補填費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
歲入缺陷補填費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
舊債借替費金債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
市町村凶作救濟土木費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
地方振興土木事業費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇
債地方振興小漁港設備事業費債 元金 一、〇〇〇、〇〇〇

昭和十年四月一日現在に於ける青森縣債總額は一般負擔に屬する分は元金一千五百六十二萬四千九百九十七圓、利子三百四十六萬六千九百九十七圓、合計一千三百四十八萬二千三百三十八圓又轉貸及び特別會計に港設備事業費債

地方振興用排水幹線改良事業費債

Table with 4 columns: Category, Amount, Interest, Total. Includes items like 地方振興用排水幹線改良事業費債, 津浦線モリヤ病豫防費債, etc.

地方振興小漁港設備費貸付金債

Table with 4 columns: Category, Amount, Interest, Total. Includes items like 地方振興小漁港設備費貸付金債, 地方振興小用排水改良事業費貸付金債, etc.

特別會計及轉貸ノ部

Table with 4 columns: Category, Amount, Interest, Total. Includes items like 火災善後經營費債, 青森市住宅建築資金債, etc.

註 △印は特別會計に屬する縣債で括弧内は特別會計縣債額の總計

昭和十年度市町村歳出豫算

Main budget table for the left page, listing various categories like 津浦線, 青森市, etc. with columns for amount, interest, and total.

Main budget table for the right page, listing various categories like 昭和十年度, etc. with columns for amount, interest, and total.

Table with 4 columns: Category, Amount, Interest, Total. Includes items like 津浦線, 青森市, etc.

Table with 4 columns: Category, Amount, Interest, Total. Includes items like 昭和十年度, etc.

財政・租税——昭和十年度市町村歳出豫算

Table of municipal and village fiscal data for the 10th year of the Showa era, including categories like 'North' (北) and 'South' (南) with various village names and numerical values.

計 戸 部

Main table of fiscal data for various municipalities and villages, including a section for 'Cold damage' (冷害に依る町村歳入缺陷) and a list of village names at the bottom.

冷害に依る町村歳入缺陷

昭和九年の冷害に依り縣及び市町村(五十八市町村)に於ては九十萬四千三百圓の歳入缺陷を生じたのでそれが低賃借入(五ヶ年据置十ヶ年々賦償還)を申請した所今別村を除き五十七ヶ市町村四十萬八千二百圓を査定割當てることに決定した、各市町村への割當額は左の通り

Table listing the names of municipalities and villages at the bottom of the page, such as '田名部町' and '三本木村'.

